北九州市の
男女共同参画統計
データ集

2020

北九州市立
男女共同参画センター
ムーブ

は　じ　め　に

北九州市立男女共同参画センター・ムーブでは、男女の人権が尊重され、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野にともに参画し、ともに喜びと責任を分かち合うことができる社会の実現を目指し、さまざまな事業を展開しています。

これらの事業を企画するに当たっては、男女共同参画に関する現状を把握し、その分析等を通じて目標の実現のための効果的な施策は何か、また、事業の成果が上がっているのか等について、具体的な統計データに基づいて考えていくことが重要です。

このような観点から、ムーブでは2008年および2014年にさまざまな分野における男女別の共同参画の状況や男女の意識の変遷等をまとめた「男女共同参画統計データ集」を作成してまいりましたが、このたび、昨年実施した「北九州市における女性の活躍推進実態調査」の結果も含め、2020年版として統計データ集を刊行することといたしました。

今回の統計データ集の作成に当たっては、これまでと同様に北九州市の関連するさまざまな統計資料や2018年発行の「北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書」等を活用するとともに、必要に応じて全国や過去の数値と比較できるようにしております。

また、昨年実施した前述の実態調査を踏まえ、市内の各事業所における女性の活躍推進に関する取り組み状況や新型コロナウイルスによる企業活動への影響などについて、特集としてその結果を掲載しています。

前回（2014年）の調査から状況が改善しているもの、あまり変わっていないもの等さまざまですが、現時点における実情として捉えていただき、今後の調査研究に活用していただければ幸いに存じます。

最後になりましたが、本書作成に当たり、貴重なデータをご提供いただくとともにアンケートにご回答いただいた関係諸機関の皆さまに心より厚くお礼申し上げます。

今後とも北九州市立男女共同参画センター・ムーブをご支援、ご指導いただきますようよろしくお願い申し上げます。

令和３年３月

北九州市立男女共同参画センター・ムーブ
所　長　　江副　春之

目　次

特　集

特集１　北九州市の各分野の「指導的地位」における男女共同参画状況 …… 1
特集２　北九州市における女性の活躍推進の実態について …… 3
特集３　新型コロナウイルスの感染拡大が事業所に及ぼす影響について …… 8

第１章　人　口

１　総人口と年齢階級別人口
図１　総人口および男女別人口の推移（北九州市）…… 9
図２　男女別、年齢３区分別人口構成割合の推移（北九州市）…… 9
２　出生と死亡
図３　出生数と死亡数の推移（北九州市）…… 10
図４　出生率と死亡率の推移（北九州市、人口千対）…… 10
図５　母の年齢階級別にみた出生数の推移（北九州市）…… 11
図６　母の年齢階級別にみた出生比率の推移（北九州市）…… 11
図７　母の年齢階級別にみた出生比率の推移（全国）…… 12
３　少子高齢社会
図８　合計特殊出生率の推移（北九州市、全国）…… 13
図９　平均寿命の推移（北九州市、全国）…… 13
図10　男女別前期・後期高齢者人口の推移（北九州市）…… 14
図11　高齢化率の推移（北九州市、全国）…… 14

第２章　世帯と家族

１　世　帯
図12　世帯総数および１世帯当たりの人員の推移（北九州市、全国）…… 15
図13　男女別高齢単身世帯数および構成割合の推移（北九州市）…… 15
図14　母子世帯・父子世帯の一般世帯総数に占める割合の推移（北九州市、全国）…… 16
図15　理由別母子世帯・父子世帯数の推移（北九州市）…… 16
２　結婚、離婚、未婚
図16　平均初婚年齢の推移（北九州市、全国）…… 17
図17　婚姻率および離婚率の推移（北九州市、全国、人口千対）…… 17
図18　年齢階級別未婚率の推移（北九州市、女性）…… 18
図19　年齢階級別未婚率の推移（北九州市、男性）…… 18
３　結婚観
図20　「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」という考え方について（北九州市、平成23年、平成29年）…… 19
図21　「夫婦が別々の姓を名乗ること（夫婦別姓）を選択できる方がよい」という考え方について（北九州市、平成23年、平成29年）…… 19
図22　「結婚しても子どもを持っても持たなくてもどちらでもよい」という考え方について（北九州市、平成23年、平成29年）…… 20
図23　「結婚しても夫婦間の愛情や信頼がなくなれば離婚するのもやむを得ない」という考え方について（北九州市、平成23年、平成29年）…… 20
４　固定的性別役割分担意識
図24　「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について（北九州市、全国）…… 21
図25　「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方についての推移（北九州市）…… 21
図26　「女性が職業を持つこと」に対する考え方について（北九州市、全国）…… 22
表１　「女性が職業を持つこと」に対する考え方について（北九州市、性別・年代別）…… 22
図27　家庭内の仕事分担（北九州市、平成23年、平成29年）…… 23
図28　女性無業者が就業を希望しない理由（北九州市、平成24年、平成29年、全国、平成29年）…… 24

第３章　仕　事

１　労働力（率）と失業（率）
図29　労働力人口および労働力人口に占める女性割合の推移（北九州市、全国）…… 25
図30　労働力率の推移（北九州市、全国）…… 25
図31　年齢階級別労働力率（北九州市、全国、平成27年）…… 26
図32　女性の年齢階級別労働力率の推移（北九州市）…… 26
図33　失業率の推移（北九州市、全国）…… 27
２　雇用状況
図34　雇用者総数および雇用者総数に占める女性割合の推移（北九州市、全国）…… 28
図35　年齢階級別雇用者総数の推移（北九州市）…… 28
図36　男女別、年齢階級別、雇用形態別従業員構成（北九州市、平成29年）…… 29
図37　パート、アルバイト、派遣社員、契約社員（嘱託含）数および女性割合の推移（北九州市、全国）…… 29
図38　雇用形態別、年齢階級別有業者割合の推移（北九州市、全国）…… 30
図39　産業３分類別就業者割合の推移（北九州市）…… 31
図40　雇用者の産業・従業上の地位、雇用形態別有業者割合（北九州市女性、平成29年）…… 32
図41　雇用者の産業・従業上の地位、雇用形態別有業者割合（北九州市男性、平成29年）…… 32
３　賃　金
図42　基本となる給与の推移（北九州市、30歳）…… 33
図43　年歴別、学歴別、部門別基本となる給与（北九州市、平成30年度）…… 34

第４章　仕事と生活の調和

１　ワーク・ライフ・バランス
図44　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する現状認識（北九州市、平成29年）…… 35
図45　仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度（希望と現実）（北九州市、平成29年）…… 35
２　仕事と子育て・介護
図46　「夫婦ともに就業者」「夫のみ就業者」世帯数（割合）と子どもの有無（北九州市、全国、平成17年、平成22年、平成27年）…… 36
図47　介護者の男女別割合（北九州市、全国、平成25年、平成28年）…… 36
図48　介護をしながら働いている人の男女別、年齢別割合（北九州市、全国、平成27年）…… 37
３　両立支援環境
図49　保育所定員、利用児童数、保育所数の推移（北九州市）…… 38
図50　保育所等利用率の推移（北九州市、全国）…… 38
図51　保育所待機児童数の推移（北九州市、全国）…… 39
図52　特別保育利用状況の推移（北九州市）…… 39
図53　放課後児童クラブ数および登録児童数の推移（北九州市）…… 40
図54　児童手当・子ども手当受給者数の推移（北九州市）…… 40
図55　北九州市職員の育児休業・介護休暇取得者数の推移 …… 41
図56　男性職員の育児休業取得率の推移（北九州市職員、全国）…… 41

第５章　さまざまな分野における男女共同参画状況

１　政策・方針決定過程
図57　北九州市議会議員数および女性割合の推移 …… 42
図58　北九州市審議会委員数および女性割合の推移 …… 42
図59　防災会議委員数および女性割合の推移（北九州市、全国）…… 43
図60　北九州市教育委員会の教育委員数および女性割合の推移 …… 43

図61　小・中・特別支援学校のPTA会長数および女性割合の推移（北九州市）…… 44
図62　地域における委員・役員などの女性割合の推移（北九州市）…… 45
図63　北九州市職員の階層別職員数（令和元年度）および女性割合の推移
（平成20年度、平成26年度、令和元年度）…… 46
図64　北九州市職員の女性役職者数および女性割合の推移 …… 46
図65　政令指定都市職員の管理職および役職者に占める女性割合（平成26年度、令和元年度）…… 47
図66　北九州市職員の係長試験受験率および合格率の推移 …… 47

２　経　済

図67　公認会計士数および女性割合の推移（北九州市、全国）…… 48

３　司法、警察、消防

図68　弁護士会会員数および女性割合の推移（北九州市、全国）…… 49
図69　警察官数および女性割合の推移（北九州市）…… 49
図70　消防士数および女性割合、女性管理職割合の推移（北九州市）…… 50

４　医療、保健、福祉

図71　北九州市立医療施設に従事する医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師の女性割合の推移 …… 51
図72　北九州市立医療施設に従事する医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師における
女性管理職割合の推移 …… 51

５　農業、漁業

図73　基幹的農業従事者数および女性割合の推移（北九州市）…… 52
図74　漁業従事者数および女性割合の推移（北九州市）…… 52

６　交通、運輸、建築

図75　バス乗務員数および女性割合の推移（北九州市）…… 53
図76　建築士数および女性割合の推移（北九州市）…… 53

７　科学・技術

図77　理工系の学生数および女性割合の推移（北九州市）…… 54
図78　理工系の教員数および女性割合の推移（北九州市）…… 54
図79　理工系の教員管理職者数および女性割合の推移（北九州市）…… 55

８　教　育

図80　学校種別女性教員割合の推移（北九州市）…… 56
図81　保育士数および男性割合の推移（北九州市）…… 56
図82　北九州市立小・中・特別支援学校の校長、教頭における女性割合の推移 …… 57
図83　大学、短期大学、高等専門学校における講師以上の数および女性割合の推移
（北九州市、平成20年度、平成26年度、令和２年度）…… 57
図84　高等学校卒業後の進路別推移（北九州市）…… 58
図85　大学、短期大学などの進学率の推移（北九州市）…… 58

９　国際、地域

図86　外国人住民登録者数および女性割合の推移（北九州市）…… 59
図87　夫婦のいずれか一方が外国人の婚姻件数および割合の推移（北九州市、全国）…… 59
図88　北九州市在学留学生数および女性割合の推移 …… 60

第６章　生涯にわたる健康

１　生活習慣と健康

図89　男女別、年齢階級別喫煙状況の推移（北九州市、平成20年度、平成23年度、平成28年度）…… 61

２　疾病と死亡

図90　死亡数に占める死因の割合（北九州市、平成30年）…… 62
表２　死因順位および死因別死亡率（北九州市、平成30年）…… 62
図91　自殺死亡率の推移（北九州市、全国、人口10万対）…… 63
図92　乳がん、子宮がんによる死亡率の推移（北九州市、人口10万対）…… 64
図93　乳がん、子宮頸がん検診受診率の推移（北九州市）…… 64
図94　乳児死亡・新生児死亡・死産・周産期死亡・妊産婦死亡率の推移
（北九州市、人口千対、人口10万対）…… 65

３　リプロダクティブ･ヘルス

図95　不妊専門相談数の推移（北九州市）…… 66
図96　特定不妊治療助成件数の推移（北九州市）…… 66
図97　20歳未満の人工妊娠中絶件数の推移（北九州市）…… 67
図98　20歳未満の人工妊娠中絶件数の推移（全国）…… 67
図99　人工妊娠中絶実施率の推移（北九州市、全国、人口千対）…… 68

第７章　暴力、犯罪

１　性犯罪

図100　性犯罪被害の推移――強制わいせつ（北九州市）…… 69
図101　性犯罪被害の推移――強制性交等（北九州市）…… 69
図102　性犯罪被害の推移――ストーカー（北九州市）…… 70
図103　性犯罪被害の推移――人身取引（北九州市）…… 70
図104　性犯罪被害の推移――売春関係（北九州市）…… 70

２　ドメスティック・バイオレンス

図105　北九州市立男女共同参画センターへのDV、セクハラ、ストーカー、性被害相談件数の推移 …… 71
図106　北九州市の相談窓口におけるDV相談件数の推移 …… 71
図107　北九州市配偶者暴力相談支援センターにおける
相談件数、新規相談件数および緊急一時保護件数の推移 …… 72
図108　配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移（全国）…… 72
図109　配偶者暴力件数の推移（北九州市）…… 72
図110　配偶者などからの暴力被害経験の割合（北九州市、平成29年）…… 73
図111　配偶者などからの暴力被害経験の割合（全国、平成29年）…… 73

３　児童虐待

図112　児童虐待対応件数およびその内容の推移（北九州市）…… 74

資料集

北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例 …… 75
第４次北九州市男女共同参画基本計画～女性がいきいきと活躍できるまちを目指して～ …… 78
男女共同参画に関する施策年表（世界・日本・北九州市）…… 79

用語解説

ウーマンワークカフェ北九州 …… 27
ワーク・ライフ・バランス …… 37
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ …… 68
SDGs …… 74

男女共同参画に関する国際的な指数

①ジェンダー・キャップ指数 …… 48
②人間開発指数 …… 50
③ジェンダー開発指数 …… 55
④ジェンダー不平等指数 …… 63

特集１　北九州市の各分野の「指導的地位」における男女共同参画状況

社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位※に女性が占める割合を、少なくとも30％程度になるよう期待して設定された目標が「2020年30％」である。（2003年６月、男女共同参画推進本部決定）

しかしながらこの目標達成が困難な状況となったことから、第５次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～（2020年12月25日閣議決定）では、「2020年代の可能な限り早期」に実現を目指すとされている。

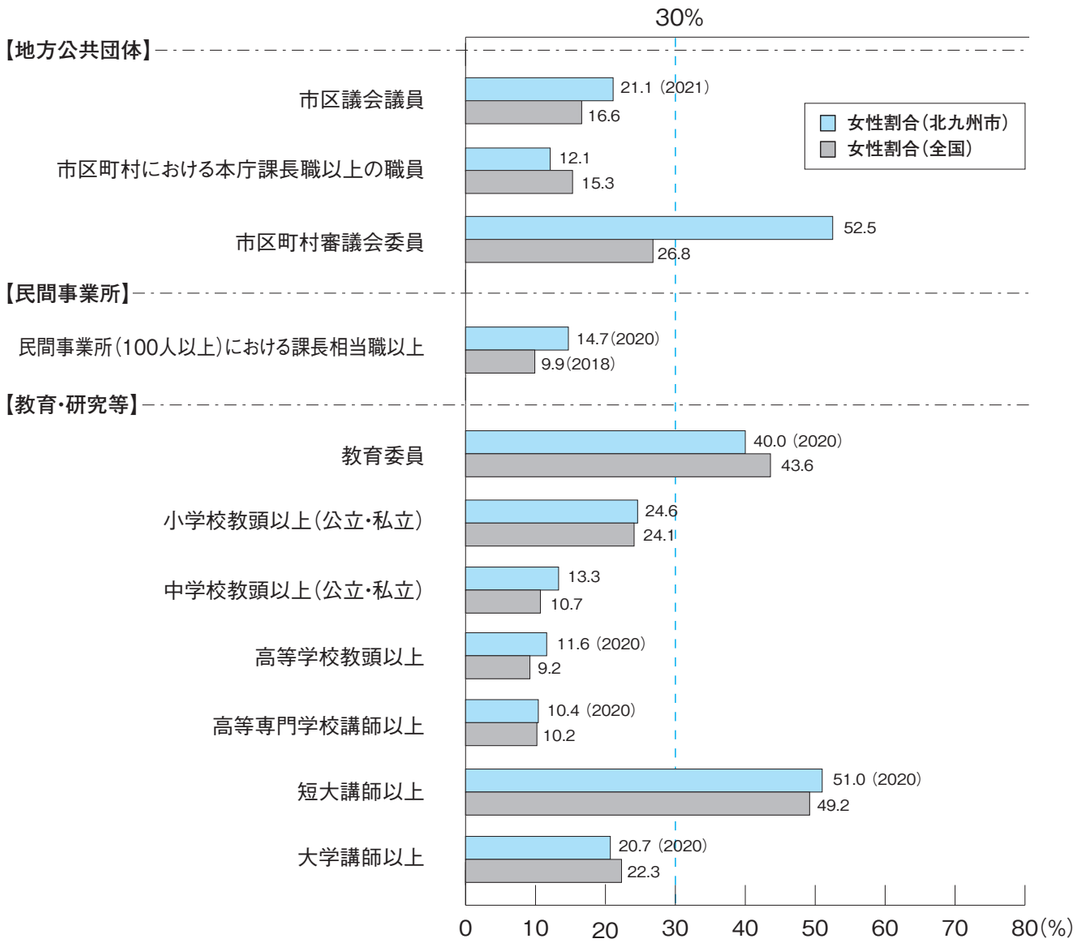

※「指導的地位」の定義：男女共同参画会議決定（平成19年２月14日）において
「①議会議員、②法人・団体等における課長相当職以上のもの、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とするのが適当」とされている。

特集１　北九州市の各分野の「指導的地位」における男女共同参画状況

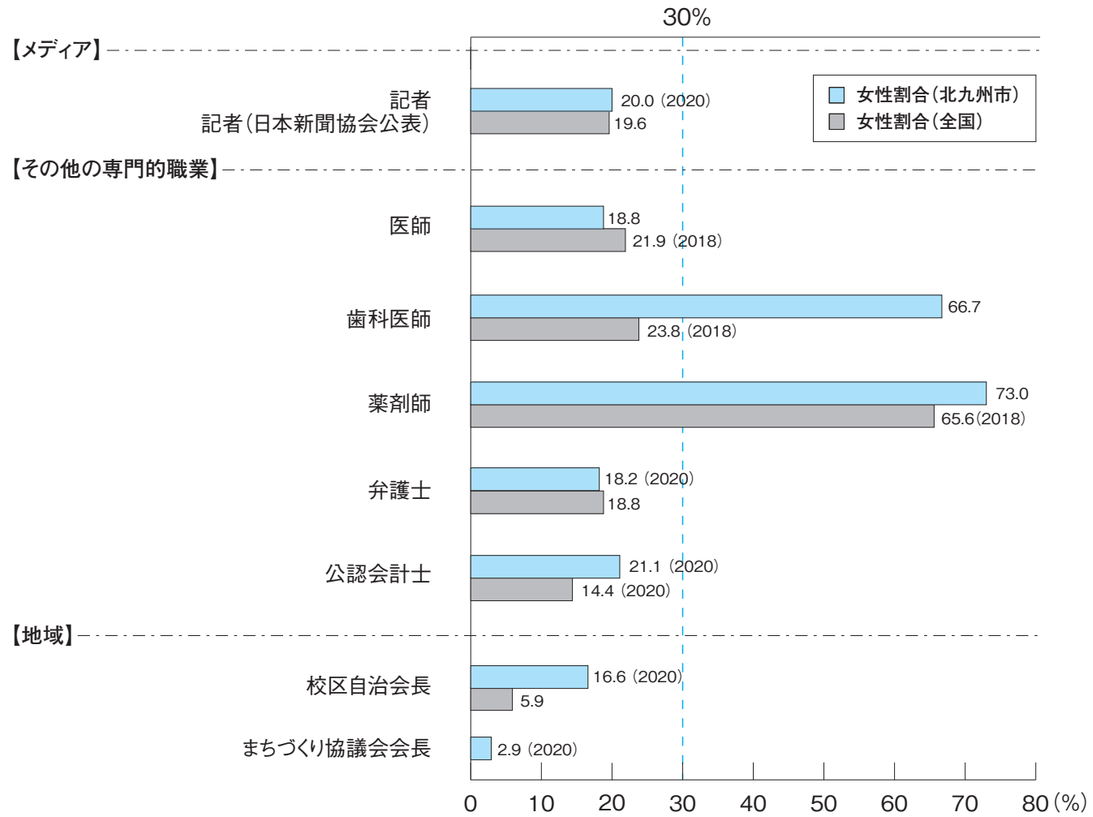

（注）各指標の数値は2019年（令和元年）のデータをもとに算出。ただしそれ以外のデータは数値横にそれぞれ（2018）（2020）（2021）と記載。
メディア（北九州市）は朝日新聞・毎日新聞・西日本新聞の３社のデータ。
日本新聞協会は、新聞社、放送関係の団体を含む。
北九州市の医師、歯科医師、薬剤師の数値は、北九州市立の医療施設に従事する者。
校区自治会長は単位町内会長および自治会長。

（資料）国のデータは内閣府HP「女性の政策・方針決定過程への参画状況の推移」による。
北九州市のデータは各機関・組織調べ。
北九州市の【民間事業所】のデータは、「北九州市における女性の活躍推進実態調査」（北九州市立男女共同参画センター、令和２年10月調査）による。
北九州市の【教育・研究等】における教頭以上、講師等のデータは、各学校調べの数値の統計をもとに算出した値。

【北九州市における女性の活躍推進実態調査の概要】

①調査目的

北九州市における女性の活躍推進を加速するために、北九州市内の事業所における女性の活躍推進に関する取り組み状況等を把握する。また、新型コロナウイルス感染拡大が働き方などに及ぼす影響について調査する。

②調査期間

令和２年10月１日～10月31日　＊調査基準日　令和２年９月１日

③調査対象

「平成30年経済センサス基礎調査」から、北九州市内の従業員数50人以上の民間・公営事業所（1,364事業所）を対象とする。

④調査方法

書面による郵送調査

⑤有効回収数

配布数	有効回収数	有効回収率
1,364	389	28.5%

⑥調査項目

◆事業所の属性に関する事項について
　業種、常用労働者数、男女別の正社員・正職員数
◆女性の雇用状況について
　部門における男女の配置状況、昇進、女性の活躍推進
◆年次有給休暇について
　年間休日数、有給休暇取得日数
◆育児休業制度について
　育児休業の取得状況、育児休業終了後の復職状況、育児休業を取得しづらい理由
◆新型コロナウイルスの影響について

⑦調査の企画・実施等

企画・実施　　北九州市立男女共同参画センター・ムーブ

【調査結果利用上の留意事項】

・表やグラフ中の回答割合（相対度数）は小数第２位を四捨五入しているので、合計は必ずしも100％にならないことがある。
・複数回答が可能な質問の場合、その回答割合の合計は原則として100％を超える。
・数表に記載された「ｎ」は、回答割合算出上の基礎（回答数）である。

Ⅰ　事業所の属性に関する事項

（１）業種（n=389）

業　種	事業所数
医療、福祉	75
サービス業（他に分類されないもの）	49
運輸業、郵便業	47
教育、学習支援業	35
卸売業、小売業	29
鉄鋼業、非鉄金属・金属製品製造業	26
建設業	20
公務（他に分類されるものを除く）	13
学術研究、専門・技術サービス業	11
電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具・情報通信機械器具製造業	9
その他製造業	9
電気・ガス・熱供給・水道業	9
パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷業・印刷関連業	7
食料品、飲料・たばこ・飼料製造業	6
化学工業	5
金融業、保険業	5
宿泊業、飲食サービス業	5
生活関連サービス業、娯楽業	5
はん用機械器具・生産用機械器具・業務用機械器具製造業	3
輸送用機械器具製造業	3
不動産業、物品賃貸業	3
複合サービス事業	3
プラスティック製品製造業、ゴム製品製造業	2
農業、林業	1
木材・木製品、家具・装備品製造業	1
石油製品・石炭製品製造業	1
漁業	0
鉱業、採石業、砂利採取業	0
繊維工業	0
分類不能の産業	3
無回答	4
合計	389

（２）事業所区分

区　分	割合（%）
単独事業所	21.6
本所・本社・本店	27.0
支所・支社・支店	43.2
その他	7.5
無回答	0.8

（３）事業所の規模

従業員数	割合（%）
100人未満	62.2
100人以上200人未満	22.0
200人以上300人未満	7.0
300人以上	8.8

（４）従業員全体に占める正社員の割合

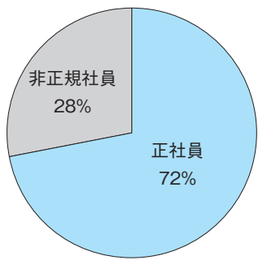

（５）常用労働者における男女の割合

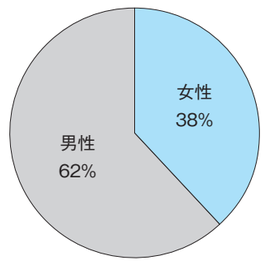

（６）女性社員における正社（職）員の割合

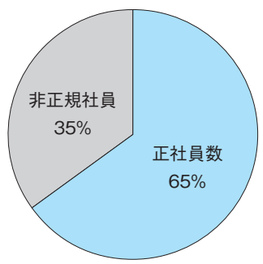

（７）男性社員における正社（職）員の割合

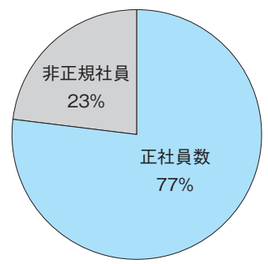

Ⅱ　女性の雇用状況について

1. 配置について（n=389）

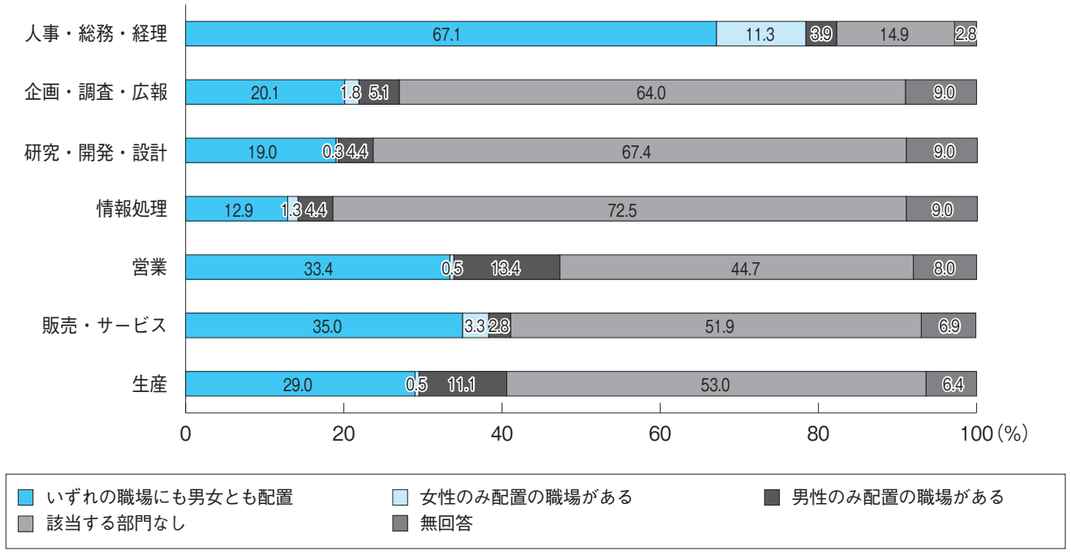

2. 管理職について

（１）管理職等についている女性割合（n=389）

	女性（人）	女性割合（%）	男性（人）	男性割合（%）
役　員	117	15.1	659	84.9
部　長	115	10.0	1,034	90.0
課　長	505	15.4	2,773	84.6
係　長	928	22.4	3,212	77.6

（２）管理職に占める女性割合（n=389）

	全体（人）	女性（人）	女性割合（%）
課長以上	5,203	737	14.2

※従業員数が100人以上の事業所の場合、管理職に占める女性割合は14.7%（特集１）

（３）女性の管理職への登用を促進するための取り組みについて（n=377）

	割合（%）
候補者の把握と計画的な育成	36.3
特になし	36.1
出産・育児による休業などがハンディとならないような評価方法の導入や役職登用条件の見直し	18.3
役職登用に必要な職務経験の計画的な付与	15.1
ロールモデル（豊富な職務経験を持ち規範となる人物）となる女性役職者の育成や周知	14.6
管理職に対する女性部下育成に関する意識啓発（研修など）	14.6
役職への登用試験についての女性への受験奨励	14.3
目標人数や目標比率の設定	13.3
高度な教育訓練について女性への受講奨励	10.6
女性に対する役職者昇進につながる追加的な教育訓練の実施	9.5
メンター（後輩から相談を受け、その問題の解消に向けてサポートする人物）制度の導入	8.0
転勤を役職登用条件とすることについての見直し	3.7
その他	5.3

［自由記入欄より］
・新卒で幹部候補社員の採用を開始。
・人材開発室付で、女性活躍推進プロジェクトを作り、施策を策定して推進し始めた。
・介護は従来より女性の多い職場であるため、特に男性・女性を意識することなく、管理職への登用を実行している。

（４）女性を管理職に登用することで得られる効果について（n=389）

	割合（%）
特になし	42.7
女性社員の人材確保や、育児・介護による離職を防げる	35.2
女性活躍推進企業として、イメージアップにつながる	19.5
商品開発など事業推進に効果がある	4.6
その他	8.2

［自由記入欄より］
・他の女性社員の目標や指針となる。登用した女性社員の自覚と成長。
・女性社員への将来的な昇進目標の提起。
・部下のメンタル面のケア状況を把握しやすい。
・男性目線でしか見ることができなかった業務を広い視野でみることができる。
・男女関係なく能力によって管理職に登用となるため全体のモチベーションアップ。
・女性職員にとってお手本となるロールモデルができることで、職場において展望が開け士気を高めることができる。
・多角的な視点をもって検討が必要な事案に対して、効果的かつ有意義な意見が得られた。

（５）女性管理職が少ない（１割未満）あるいは全くいない役職がある理由（n=98）

	割合（%）
入社時の女性社員の割合が少ない	57.1
現時点では、必要な知識や経験、判断力等を有する女性がいない	33.7
女性が希望しない	29.6
将来管理職に就く可能性のある女性はいるが、 現在、管理職に就くための在職年数等を満たしている者はいない	28.6
勤続年数が短く、管理職になるまでに退職する	14.3
現在のところ、経営課題として認識していない	13.3
全国転勤がある	8.2
女性には役職登用に必要な職務経験を積ませにくい	6.1
家庭責任を多く負っているため責任ある仕事に就けられない	4.1
時間外労働が多い、または深夜業がある	3.1
仕事がハードで女性には無理である	2.0
上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性管理職を希望しない	1.0
評価が女性より男性に有利に働く	1.0
その他	9.2

［自由記入欄より］
・管理職が女性を活用する意識がまだ低い。
・管理職としてのポストが少ない。
・女性社員が管理職に対する抵抗がある。意識を変えていくためのフォローが必要だと認識している。
・女性を特別視していることに違和感を感じる。
・交替制による深夜業務が発生することがあり、既婚、子育て中の女性には勤務を続けがたい状態は存在する。
・主任職で女性が在職しており、今後係長以上に昇進の計画あり。

Ⅲ　年次有給休暇について

（１）年間休日総数（平均）114.5日　　（２）年次有給休暇消化率（平均）68%

Ⅳ　育児休業制度について

（１）育児休業を取った従業員の有無（n=386）

	割合（%）
いる	76.1
いない	23.9

（２）育児休業取得について

女性（出産件数166件）	割合（%）	配偶者（出産件数174件）	割合（%）
育休取得した	93.4	（男性）育休取得した	12.6
育休取得なし	6.6	（男性）育休取得なし	84.5
無回答	0	無回答	2.9

（３）育児休業の取得について職場の雰囲気

	割合（%）
男女とも取得しやすい	55.3
男女とも取得しづらい	6.8
女性は取得しやすく、男性は取得しづらい	37.9

（４）育児休業の取得を妨げている理由（男性）（n=172）

	割合（%）
育児休業を取得する人が周囲にいない、または少ない	62.8
仕事に差し障りがある、または代替者がいない	48.8
仕事が多忙で取得が難しい	43.6
本人が、同僚に迷惑をかける（負担をかける）のではという気兼ねがある	43.6
本人が、経済的負担に対する不安がある	39.0
子どもの面倒を見てくれる人がいるので取得する必要がない	26.7
本人が、長時間仕事を休んだ後の職場復帰に対する不安がある	22.1
育児休業制度について、内容の理解が進んでいない	16.9
本人が、周囲の目が気になる	15.1
上司・同僚など職場の理解が進んでいない	14.5
本人が、育児休業を取得したくない	12.8
わからない	8.7
個人の勤務評価に影響する	5.2
本人が、育児に自信がない	3.5
その他	8.1

［自由記入欄より］
・男性の育休は定着しておらず、業務量の状況によっては長くは取りづらい。大企業のように代替者がすぐに対応できる状況ではなく、中小企業の難しさもある。
・テレワークで対応。
・派遣有期雇用社員が多いため、男性の育休の取得が難しい。
・家庭内で、男性が働くという意識が強いため。

（５）育児休業取得後の復職・退職について　　（単位：人）

女性（n=467）		男性（n=174）	
復職者	退職者	復職者	退職者
93%	7%	100%	0%

新型コロナウイルス感染拡大は、社会全体に多大な影響を及ぼしている。
医療機関と医療従事者はもちろん、あらゆる企業や団体、全ての人々が負担を強いられ仕事と生活に大きな変化を迫られている。
北九州の事業所において「新型コロナウイルス感染拡大による影響」・「対応」・「働き方の変化」について調査した結果は以下のとおりである。

（１）新型コロナウイルスの感染拡大が及ぼす影響について（n=389）

	割合（%）
すでに影響が出ている	74.0
今後影響が出てくると思う	8.0
影響はない	17.5
無回答	0.5

（２）（１）に対応するために、どのような対策を取っていますか。（n=326）

	割合（%）
一時帰休の実施	25.5
非正規雇用の減	4.9
残業の減	28.8
勤務環境、働き方等を変えた	64.7
その他	14.7

［自由記入欄より］
・不急な経費の削減
・職員等コロナ休暇取得
・年間休日カレンダーを変更し、春先（4、5月）に休日を集中させた
・年間行事の再検討および行事実施計画変更
・営業時間の短縮、休業手当の支給
・チャットなどの活用で新しい働き方を実践
・賞与の支給引き下げ、事務経費等の節減等
・在宅勤務、時差出勤の導入・社外接待の原則禁止・フレックスタイム制度の導入、TV会議システム活用（出張原則禁止）
・生産が増えたため、雇用拡大した
・webによる会議、webによる研修の実施
・収入が目減りするなか、人員の維持・確保・感染予防のために衛生用品取得に多大な費用を費やしている
・実施サービスの制限（一部）、各種感染予防のための備品購入　など

（３）あなたの事業所では、新型コロナウイルスの感染拡大以降、勤務環境や働き方にどのような変化がありましたか。または、今後変化があると思いますか。（n=389）　（%）

	すでに導入している	今回導入した	今後導入を検討する	導入する予定はない
短時間勤務	18.8	2.1	9.8	49.1
フレックスタイム制	18.8	2.1	9.8	49.1
テレワーク（在宅勤務）	10.3	32.4	6.4	38.3
時間差出勤	24.2	23.1	6.4	30.3
Ｗｅｂ会議	34.4	33.7	9.0	14.9
オフィス環境の変更	22.6	33.7	11.8	17.5

図１　総人口および男女別人口の推移（北九州市）

総人口は昭和54年の1,068,415人をピークに令和元年は940,141人へと、過去40年間に128,274人（12%）減少。令和元年の女性総人口は、男性総人口より52,903人（5.6%）多い。

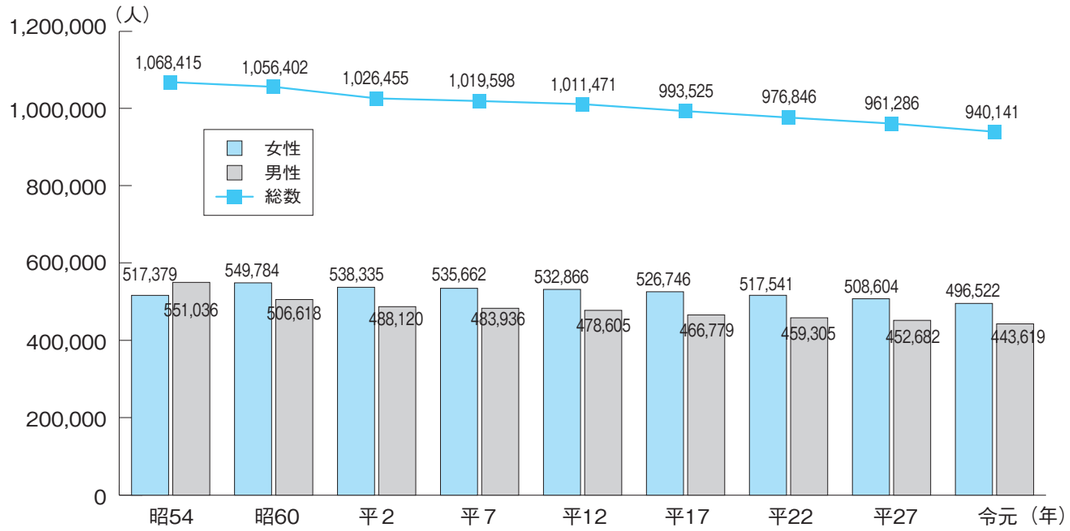

（注）外国人を含む。
（資料）総務省統計局『国勢調査』、令和元年は北九州市企画調整局『北九州市の推計人口』（各年10月１日現在）
推計人口とは、『国勢調査』による常住人口に各月の出生、死亡、転出入を加減した人口。

図２　男女別、年齢３区分別人口構成割合の推移（北九州市）

年少人口と生産年齢人口の減少が続き、相対的に老年人口割合は増加。老年人口割合は、令和元年には女性が34.1%、男性が26.5%と過去最高を更新し、生産年齢総人口は減少を続けている。

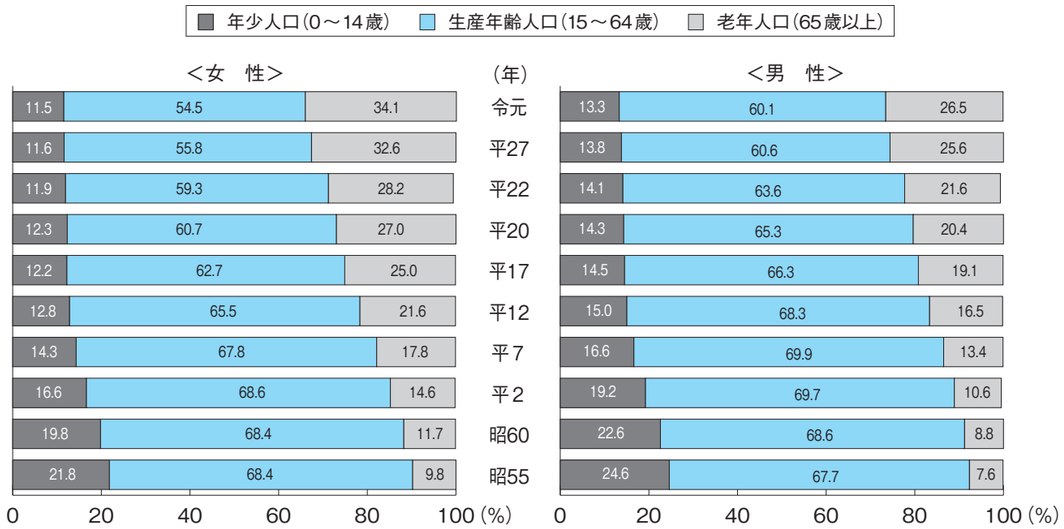

（注）人口割合=対象年齢人口／総人口（年齢不詳を含む）×100
（資料）総務省統計局『国勢調査』、令和元年は北九州市企画調整局『住民基本台帳』（9月30日現在）

図３　出生数と死亡数の推移（北九州市）

出生数は男女とも減少を続け、平成17年には死亡数を下回り、その差が年々拡大している。

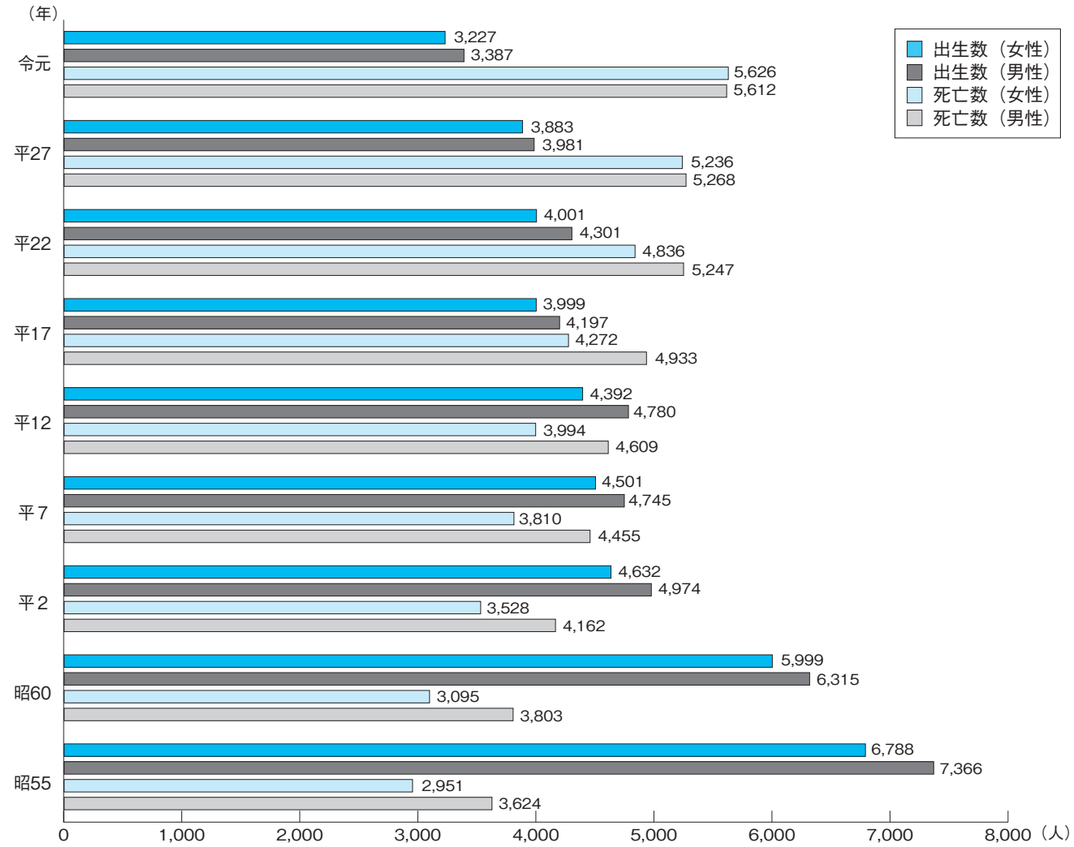

（資料）厚生労働省『人口動態統計』

図４　出生率と死亡率の推移（北九州市、人口千対）

男女の出生率は減少の一途をたどるのに対し、死亡率は男性が高めで上昇を続け、平成17年に男女ともに死亡率が出生率を上回る。

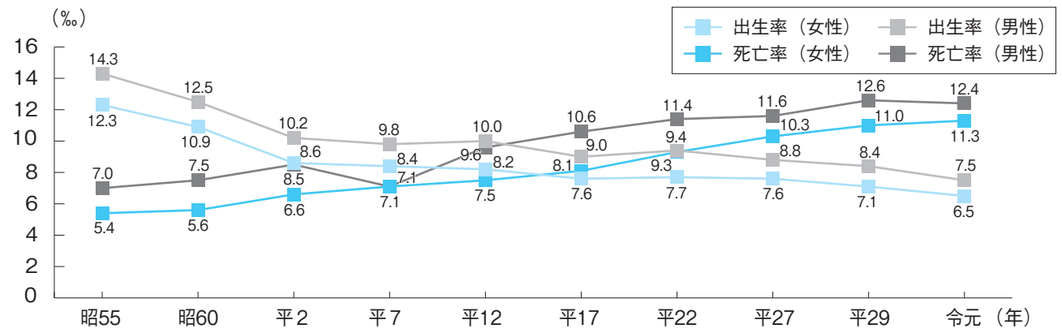

（注）出生率＝年間出生数／10月１日現在の北九州市の日本人人口×1,000
死亡率＝年間死亡数／10月１日現在の北九州市の日本人人口×1,000
（資料）北九州市保健福祉局『北九州市衛生統計年報』、平成27年以降は厚生労働省『人口動態統計』

図５　母の年齢階級別にみた出生数の推移（北九州市）

平成12年までは、「25 ～ 29歳」の出生数が高かったが、平成17年以降は「30 ～ 34歳」の出生数がもっとも高く推移。

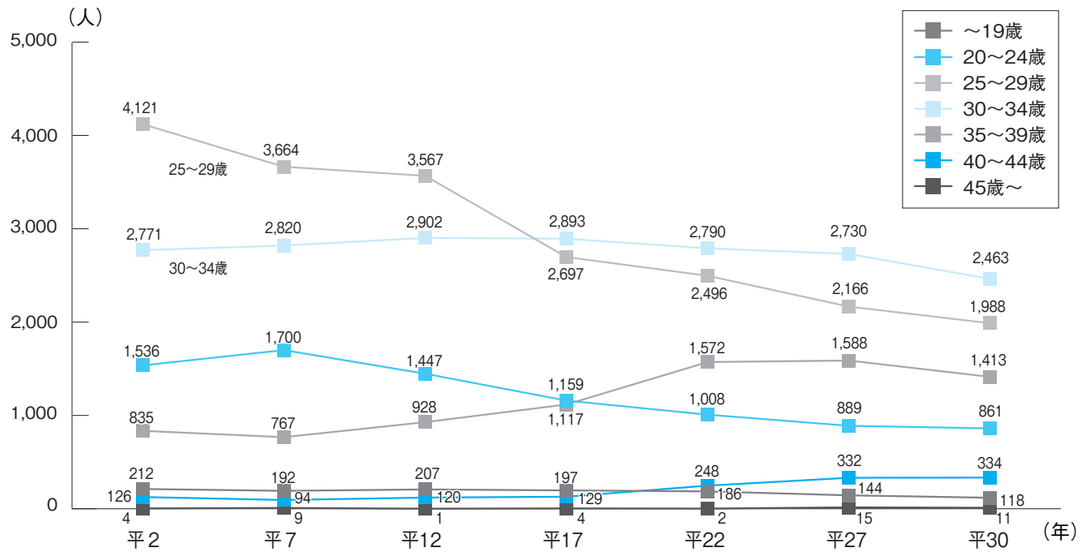

（資料）北九州市保健福祉局『北九州市衛生統計年報』

図６　母の年齢階級別にみた出生比率の推移（北九州市）

「20 ～ 24歳」の出生比率は減少、「30 ～ 34歳」「35 ～ 39歳」「40 ～ 44歳」は増加傾向。

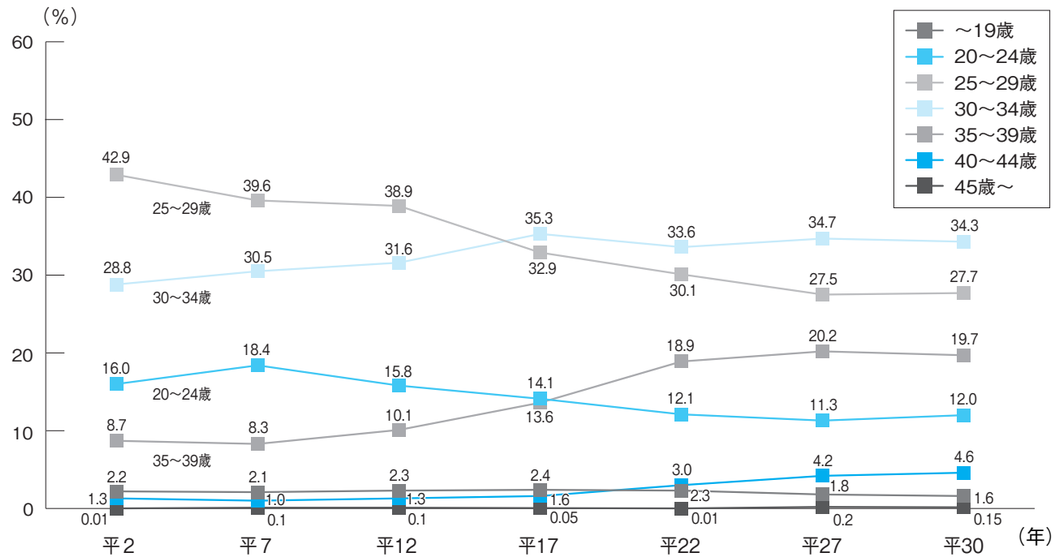

（注）母の年齢階級別年次出生比率＝母の年齢階級別出生数／年次別出生総数×100
（資料）北九州市保健福祉局『北九州市衛生統計年報』

図７　母の年齢階級別にみた出生比率の推移（全国）

全国の年齢階級「20 ～ 24歳」「25 ～ 29歳」の出生比率は、北九州市同様、減少傾向。「30 ～ 34歳」「35 ～ 39歳」「40 ～ 44歳」は増加傾向。

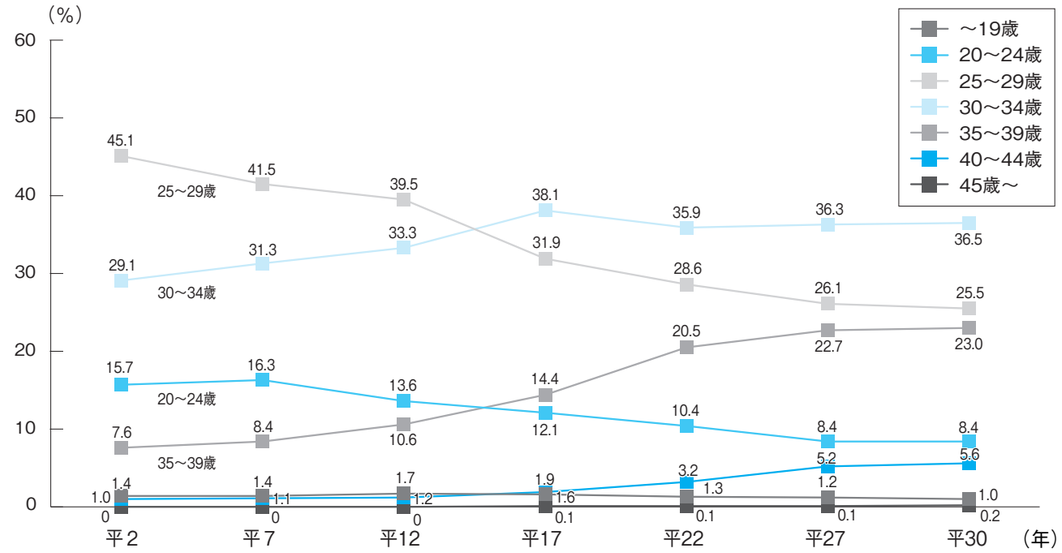

（注）母の年齢階級別年次別出生比率＝母の年齢階級別出生数／年次別総出生数×100
（資料）厚生労働省『人口動態統計』

図８　合計特殊出生率の推移（北九州市、全国）

合計特殊出生率は昭和50年に2.0を下回り、平成７年まで全国より低めで減少を続け、平成17年に過去最低の1.3まで落ち込む。以後、全国よりわずかに高めで上昇し、平成27年には1.59まで回復したが、令和元年には全国と同様に低下した。

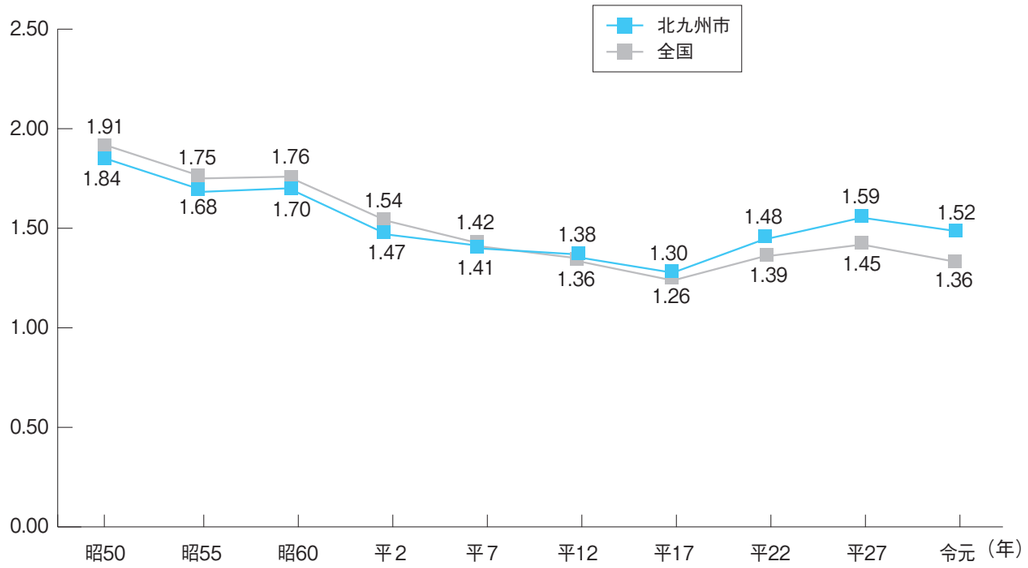

（資料）厚生労働省『人口動態統計』、北九州市保健福祉局『北九州市衛生統計年報』

図９　平均寿命の推移（北九州市、全国）

女性の平均寿命は全国と近似で、男性は全国よりわずかに低く、ともに上昇の一途をたどる。平成27年は、男女ともに80歳以上で過去最高を更新。

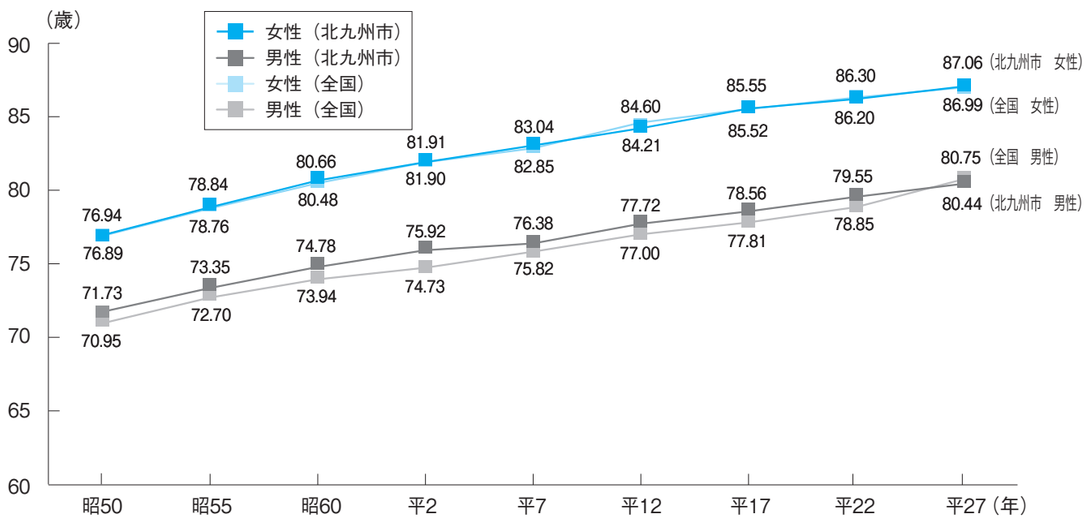

（注）平均寿命とは0歳の人の平均余命で、平均余命とは将来的に死亡率が維持されると仮定して、その年齢の人が平均であと何年生きられるかという数値。
（資料）全国は厚生労働省『完全生命表』、北九州市は厚生労働省『都道府県別生命表』

図10　男女別前期・後期高齢者人口の推移（北九州市）

令和元年の前期高齢者は男女とも昭和50年の約2.6倍、後期高齢者は男女とも約６倍に増加。

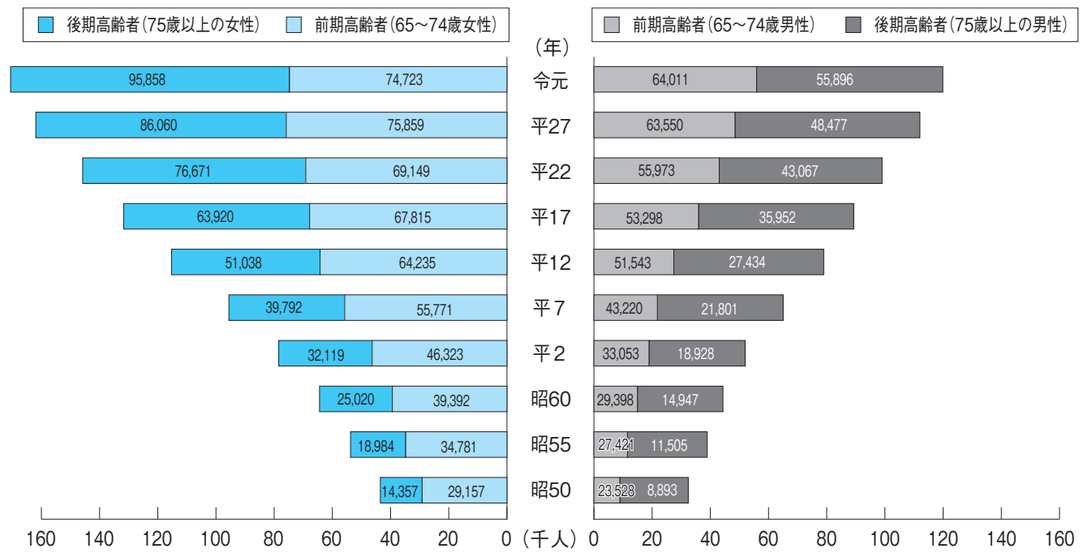

（資料）総務省統計局『国勢調査』、令和元年は北九州市企画調整局『住民基本台帳』（１月１日現在）

図11　高齢化率の推移（北九州市、全国）

北九州市の高齢化率は、女性は平成２年に、男性は昭和60年に全国を上回り、男女間の差を広げながら上昇を続ける。令和元年は女性は約３人に１人、男性は約４人に１人が65歳以上。

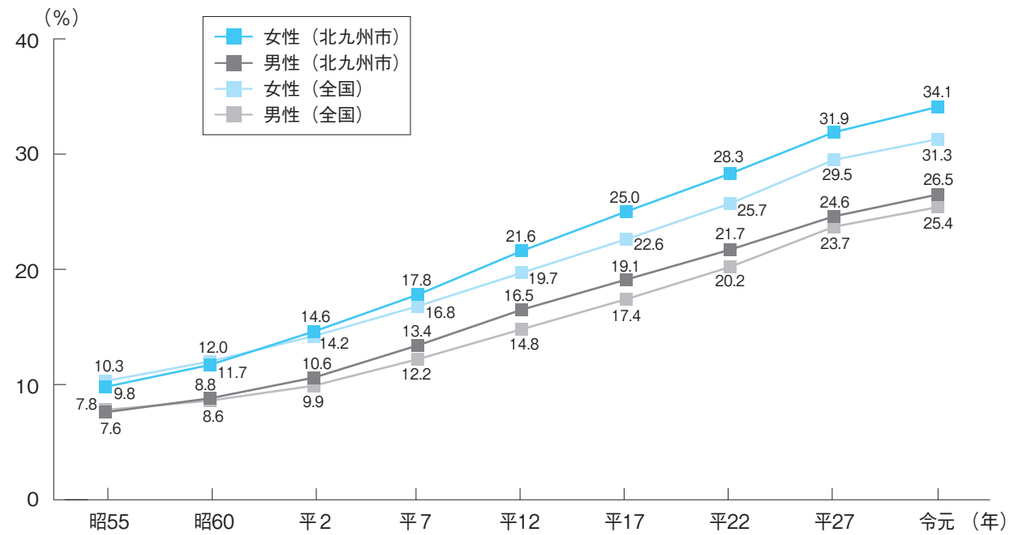

（注）高齢化率=65歳以上人口／総人口×100
（資料）総務省統計局『国勢調査』、令和元年の人口は、全国は総務省『人口推計』（９月15日現在）、北九州市は企画調整局『住民基本台帳』（９月30日現在）

図12　世帯総数および１世帯当たりの人員の推移（北九州市、全国）

北九州市は世帯数が増加する一方で、昭和60年に３人を割った１世帯当たりの人員は全国よりわずかに低めで減少を続け、令和元年に1.96人と過去最低を更新。

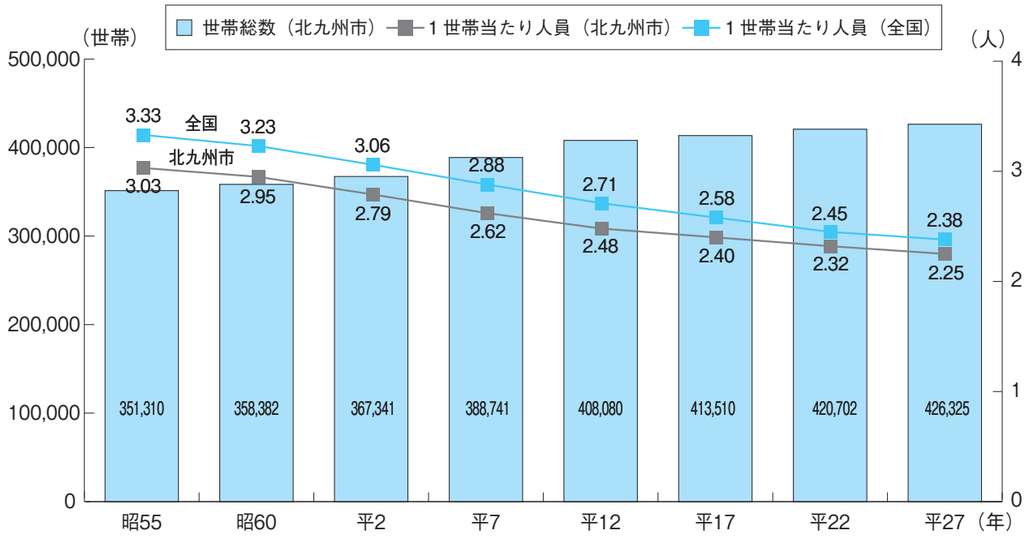

（資料）総務省統計局『国勢調査』

図13　男女別高齢単身世帯数および構成割合の推移（北九州市）

65歳以上の高齢単身世帯数は、男女とも増加を続け、平成27年は女性が男性の約2.6倍である。平成27年の高齢単身世帯数は、女性は平成２年の約2.6倍、男性は約4.3倍。

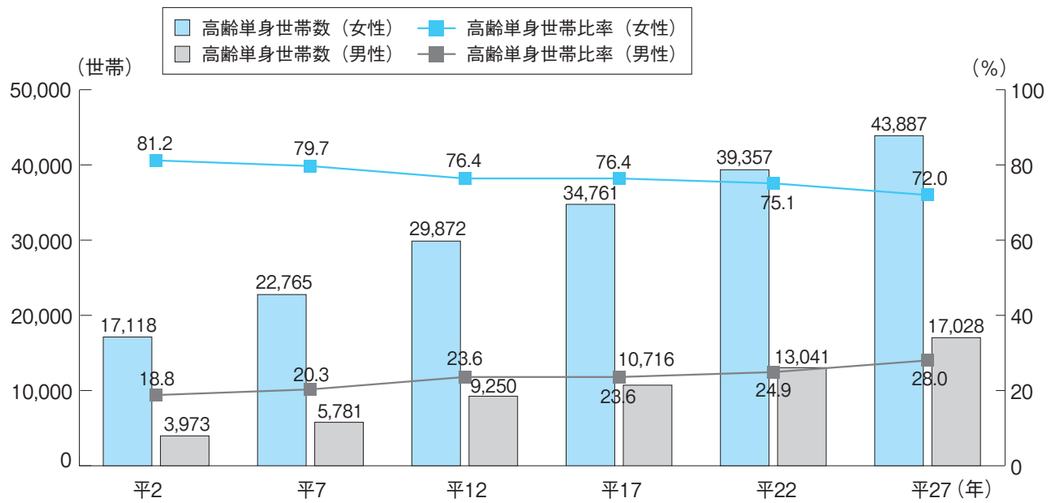

（注）「高齢単身世帯」とは、65歳以上の者１人のみの一般世帯（施設等の世帯は含まない）。
構成割合は、高齢単身世帯総数に占める男女の割合。
（資料）総務省統計局『国勢調査』

図14　母子世帯・父子世帯の一般世帯総数に占める割合の推移（北九州市、全国）

母子世帯の一般世帯総数に占める割合は、全国より高めで増減を繰り返し、平成27年は1.97％。
父子世帯の一般世帯総数に占める割合は、全国と近似高めながら漸次減少し、平成27年は0.19％。

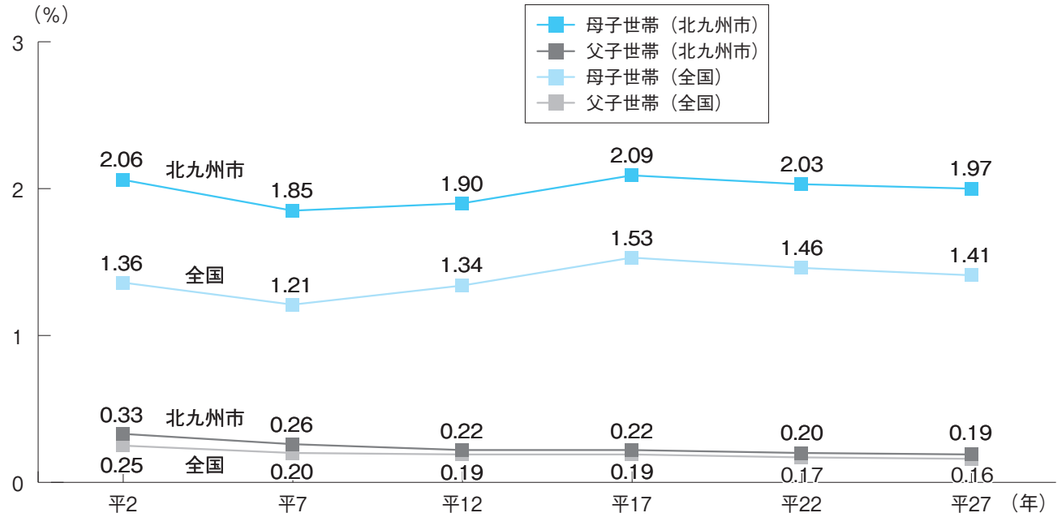

（資料）総務省統計局『国勢調査』

図15　理由別母子世帯・父子世帯数の推移（北九州市）

母子世帯は平成17年をピークに減少傾向にある。ひとり親世帯になった理由は、「離別」が圧倒的に多く、「死別」は母子・父子世帯ともに減少傾向。

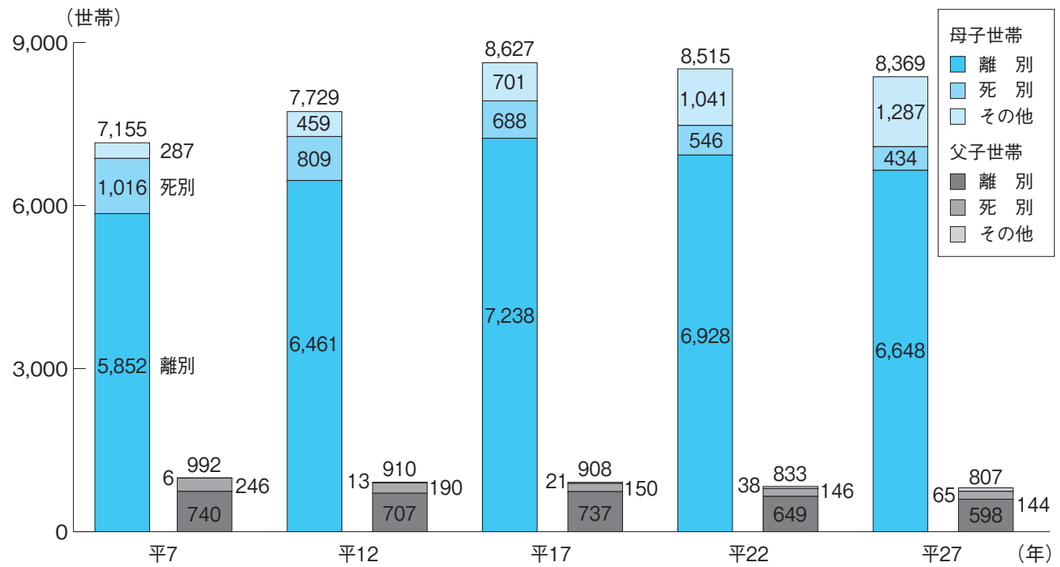

（資料）総務省統計局『国勢調査』

図16　平均初婚年齢の推移（北九州市、全国）

北九州市の平均初婚年齢は、妻は平成７年に全国を下回り、妻・夫ともに全国より低め近似ながら上昇を続け、平成29年は妻29.2歳、夫30.5歳。

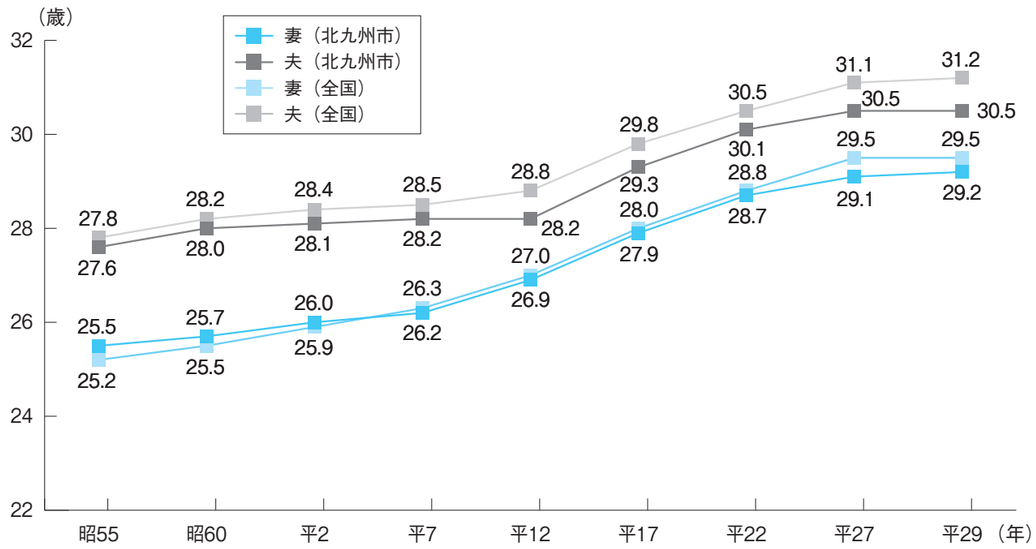

（注）夫妻の年齢は、結婚式をあげた時または同居を始めた時の年齢。
（資料）厚生労働省『人口動態統計』

図17　婚姻率および離婚率の推移（北九州市、全国、人口千対）

北九州市の婚姻率は平成７年以降、全国と近似で減少傾向。離婚率は全国よりわずかに高めで微増を続け、平成12年をピークに減少に転換。

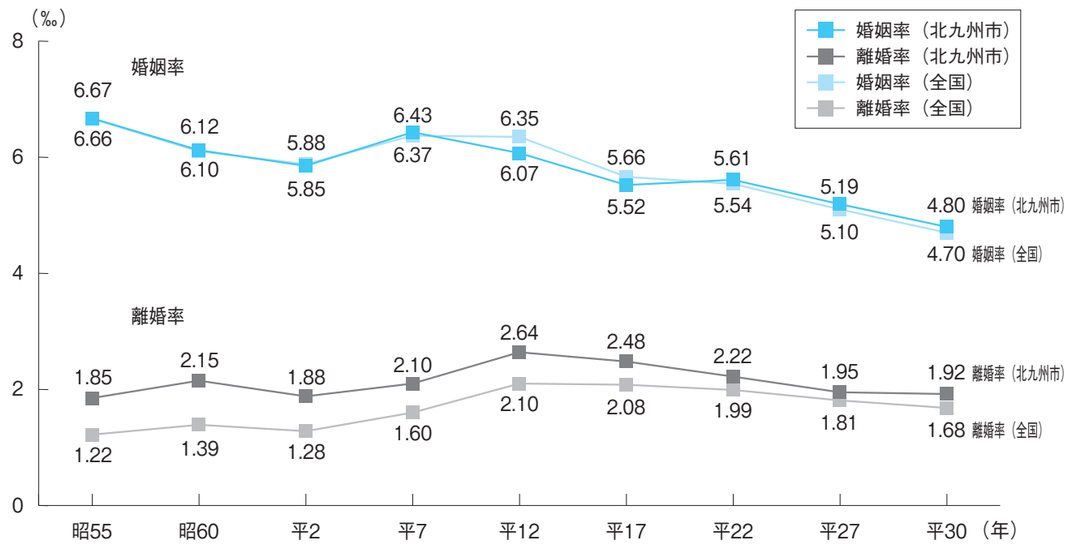

（注）婚姻率=年間婚姻届出件数／10月１日現在日本人人口×1,000
　　離婚率=年間離婚届出件数／10月１日現在日本人人口×1,000
（資料）厚生労働省『人口動態統計』

図18　年齢階級別未婚率の推移（北九州市、女性）

女性の未婚率は近年すべての年齢階級で上昇傾向を示す。概ねすべての年齢階級で女性の未婚率は男性より低い。

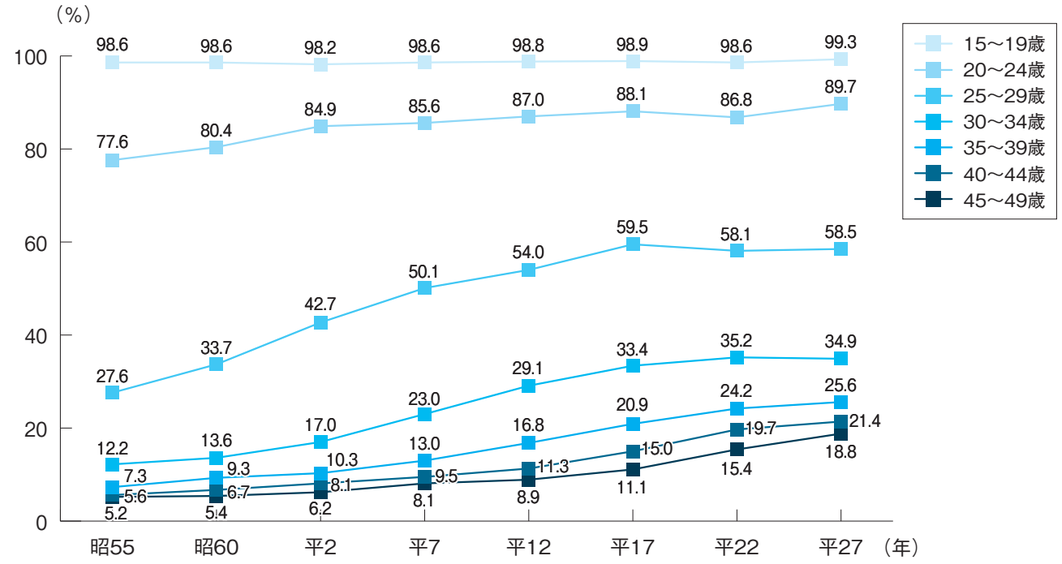

（注）未婚率＝年齢階級別未婚者数／年齢階級別人口×100
（資料）総務省統計局『国勢調査』

図19　年齢階級別未婚率の推移（北九州市、男性）

男性の未婚率は平成17年をピークに「34歳以下」の各年齢で減少に転じたが、平成27年に再び上昇。

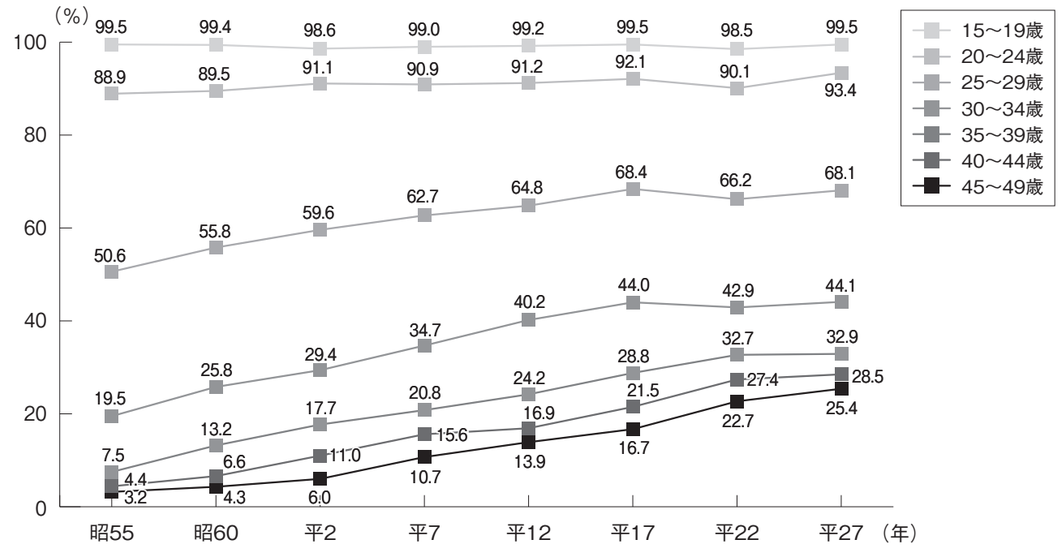

（注）未婚率＝年齢階級別未婚者数／年齢階級別人口×100
（資料）総務省統計局『国勢調査』

図20 「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」という考え方について（北九州市、平成23年、平成29年）

平成29年の「賛成」は、平成23年に比べ女性が6.1ポイント、男性が10.5ポイント上昇。「反対」は平成23年、29年ともに、男性は女性の約1.6倍。

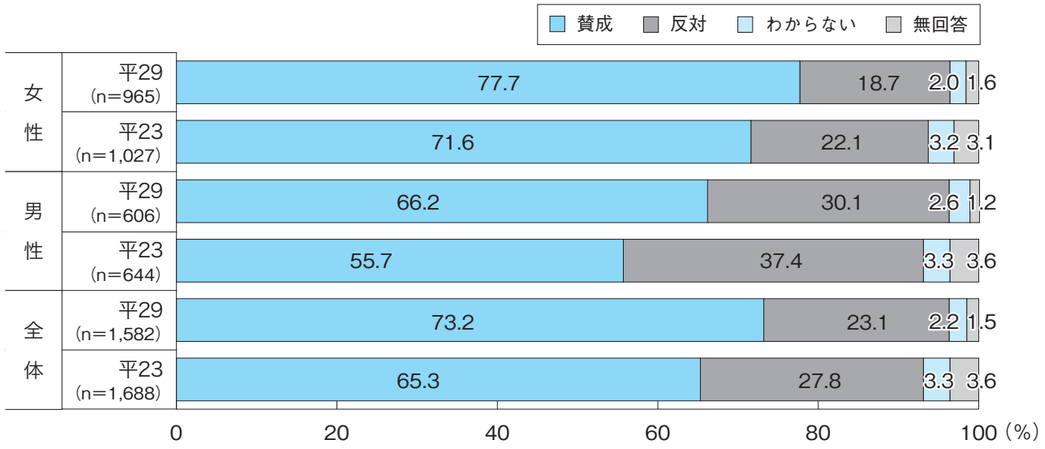

（注）「賛成」は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合計した数値、「反対」は「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合計した数値。（全体のサンプル数には、性別の無回答を含む。）
（資料）北九州市総務局『北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書』（平成23年10月調査・平成29年10月調査）

図21 「夫婦が別々の姓を名乗ること（夫婦別姓）を選択できる方がよい」という考え方について（北九州市、平成23年、平成29年）

平成23年と平成29年を比較すると、女性および全体で「賛成」と「反対」が逆転した。男性は「賛成」が約1.7倍に増加したものの、「反対」が上回っている。

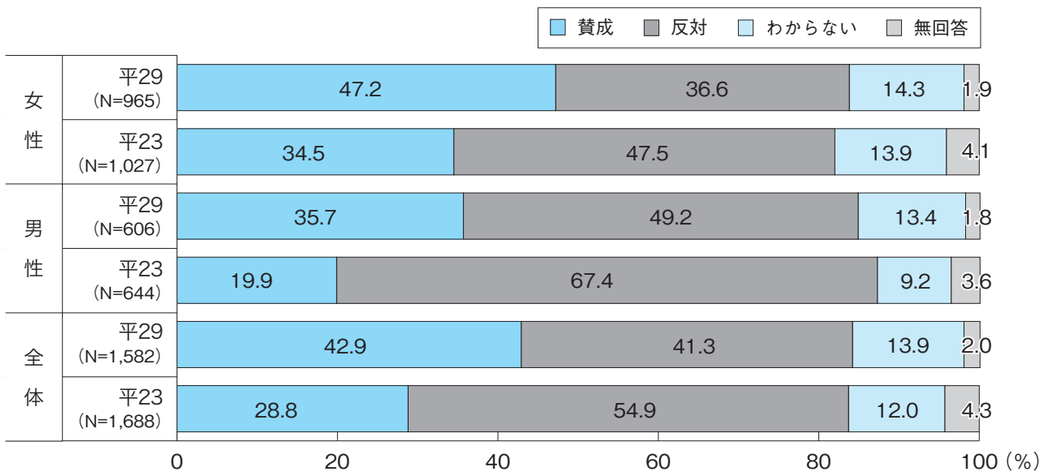

（注）「賛成」は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合計した数値、「反対」は「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合計した数値。（全体のサンプル数には、性別の無回答を含む）
（資料）北九州市総務局『北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書』（平成23年10月調査・平成29年10月調査）

図22 「結婚しても子どもを持っても持たなくてもどちらでもよい」という考え方について（北九州市、平成23年、平成29年）

平成23年は男性は反対が上回ったものの平成29年は、男女とも「賛成」が「反対」を上回る。

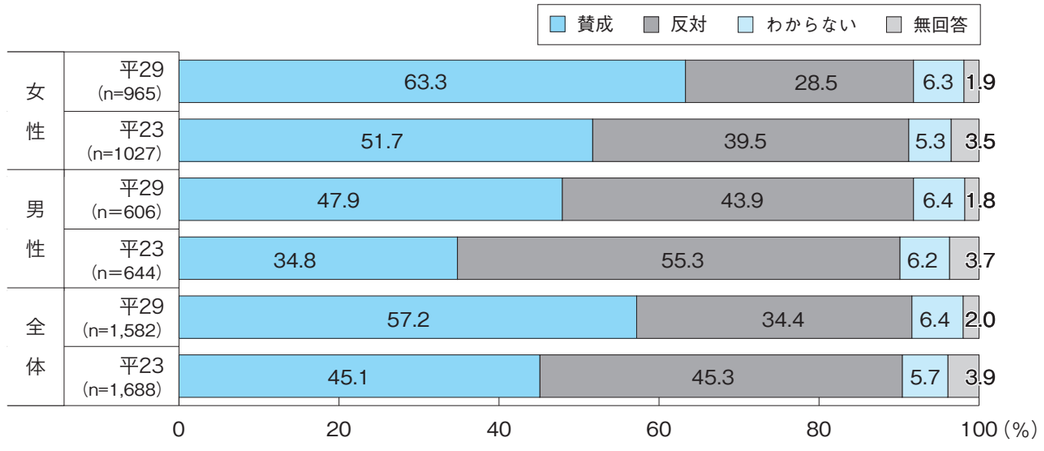

（注）「賛成」は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合計した数値、「反対」は「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合計した数値。（全体のサンプル数には、性別の無回答を含む）
（資料）北九州市総務局『北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書』（平成23年10月調査・平成29年10月調査）

図23 「結婚しても夫婦間の愛情や信頼がなくなれば離婚するのもやむを得ない」という考え方について（北九州市、平成23年、平成29年）

平成23年と平成29年を比較すると、男女とも「賛成」が６ポイント以上上昇した。

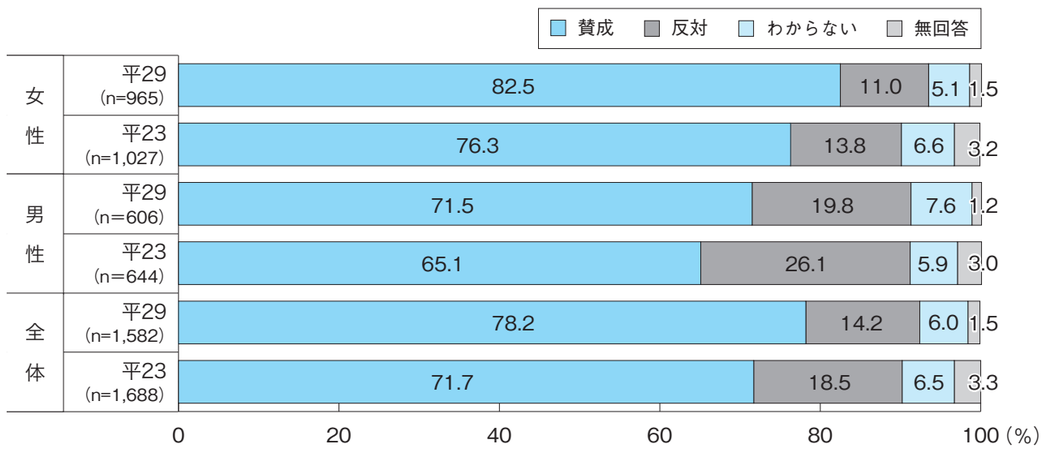

（注）「賛成」は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合計した数値、「反対」は「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合計した数値。（全体のサンプル数には、性別の無回答を含む）
（資料）北九州市総務局『北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書』（平成23年10月調査・平成29年10月調査）

図24 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について（北九州市、全国）

北九州市は、女性の71.1％、男性の63.5％が「反対」「どちらかといえば反対」となり、全国より男女とも多い。

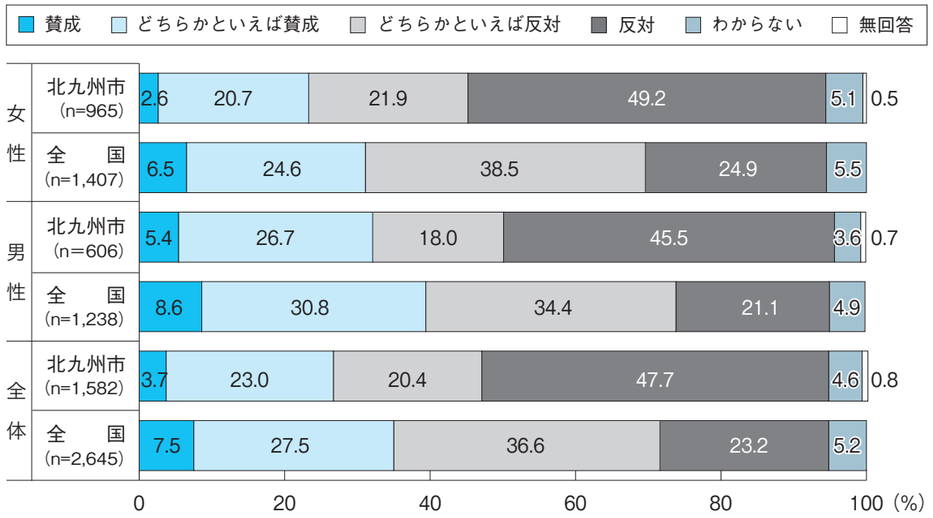

（注）北九州市は「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」の数値。
北九州市の全体のサンプル数には、性別の無回答を含む。
（資料）内閣府『男女共同参画社会に関する世論調査』（令和元年９月調査）、
北九州市総務局『北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書』（平成29年10月調査）

図25 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方についての推移（北九州市）

平成23年に、初めて「否定派」が「肯定派」を上回り、平成29年は「否定派」が68.1％となる。

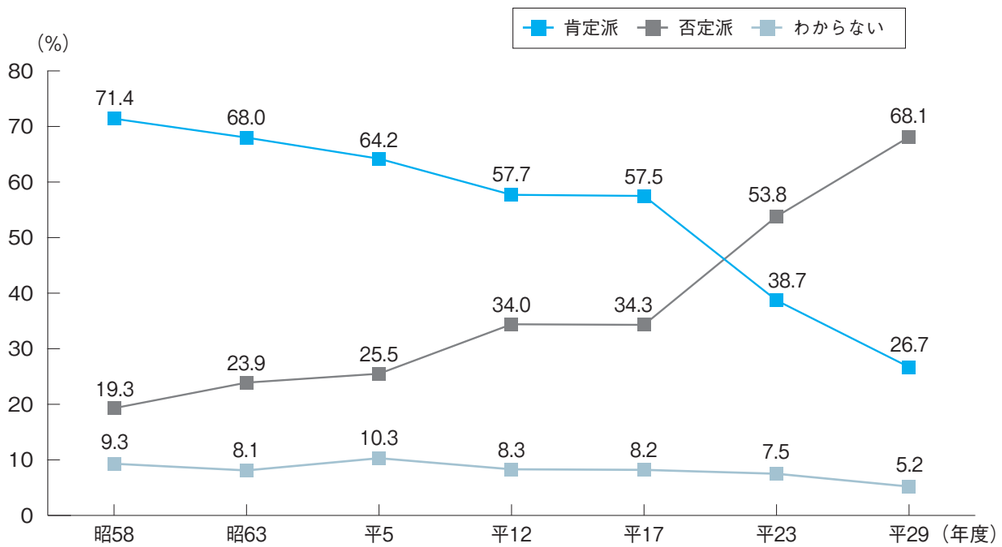

（資料）北九州市総務局『第４次北九州市男女共同参画基本計画』

図26 「女性が職業を持つこと」に対する考え方について（北九州市、全国）

北九州市は、全体で「中断」が約５割を占め、全国の約2.5倍。

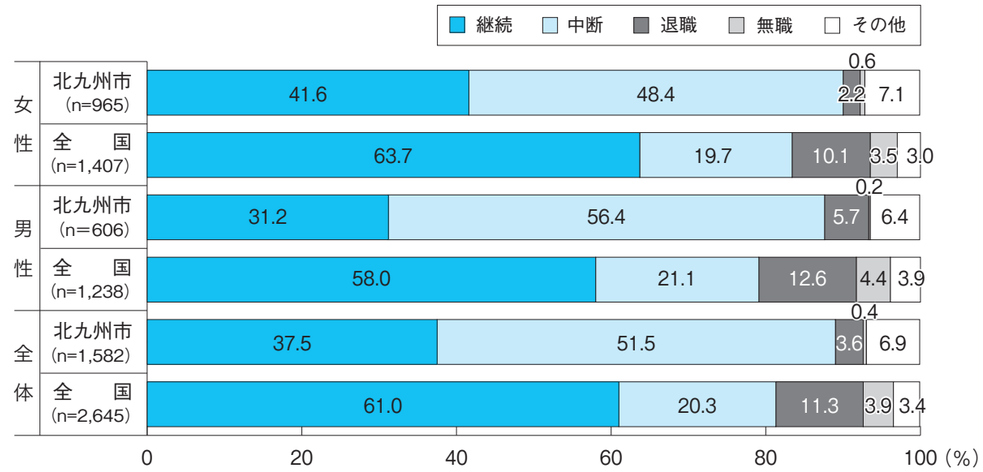

（注）「継続」女性はずっと職業を持っている方がよい
「中断」女性は子どもができたら職業を中断し、子どもに手がかからなくなって再び持つ方がよい
「退職」女性は結婚する（子どもができる）まで職業を持ち、あとは持たない方がよい
「無職」女性は職業を持たない方がよい
「その他」わからない、その他、無回答
北九州市の全体のサンプル数には、性別の無回答を含む。
（資料）内閣府『男女共同参画社会に関する世論調査』（令和元年９月調査）
北九州市総務局『北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書』（平成29年10月調査）

表１ 「女性が職業を持つこと」に対する考え方について（北九州市、性別・年代別）

年代別に見ると、女性は20歳代、40歳代が「継続」がもっとも高く、その他の年代では「中断」がもっとも高く、年代が上がるほど高い傾向にある。男性は、すべての年代で「中断」がもっとも高く、30歳代を除き50％以上となっている。

（単位：％）	継続			中断			退職			無職			その他		
	女性	男性	計	女性	男性	計	女性	男性	計	女性	男性	計	女性	男性	計
全体（n=1,582） 女性（n=965）男性（n=606）	41.6	31.2	37.5	48.4	56.4	51.5	2.2	5.7	3.6	0.6	0.2	0.4	5.8	5.9	5.8
20歳代（n=113） 女性（n=65）男性（n=48）	50.8	31.3	42.5	32.3	50.0	39.8	3.1	10.4	6.2	－	－	－	13.8	8.3	11.5
30歳代（n=201） 女性（n=134）男性（n=67）	46.3	34.3	42.3	47.0	47.8	47.3	－	4.5	1.5	－	－	－	6.7	13.4	9.0
40歳代（n=281） 女性（n=171）男性（n=110）	47.4	36.4	43.1	41.5	53.6	46.3	0.6	6.3	2.9	0.6	－	0.4	9.4	3.6	7.1
50歳代（n=316） 女性（n=197）男性（n=116）	43.7	35.3	40.5	49.2	54.3	51.3	2.5	3.4	2.8	0.5	－	0.3	4.1	5.2	4.4
60歳代（n=464） 女性（n=273）男性（n=187）	35.5	30.5	33.6	55.3	58.3	56.5	2.2	4.8	3.3	0.7	0.5	0.6	4.0	5.9	4.7
70歳代（n=202） 女性（n=125）男性（n=76）	33.6	17.1	27.2	51.2	69.7	58.4	6.4	9.2	7.5	1.6	－	1.0	2.4	2.6	2.5

（資料）北九州市総務局『北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書』（平成29年10月調査）

図27　家庭内の仕事分担（北九州市、平成23年、平成29年）

家計の主たる支えは「夫」が約７割で大きな変化はない。家事、育児、介護や日々の家計管理、地域との付き合いの主たる担い手は「妻」で、平成23年から平成29年の間に大きな変化が見られない。

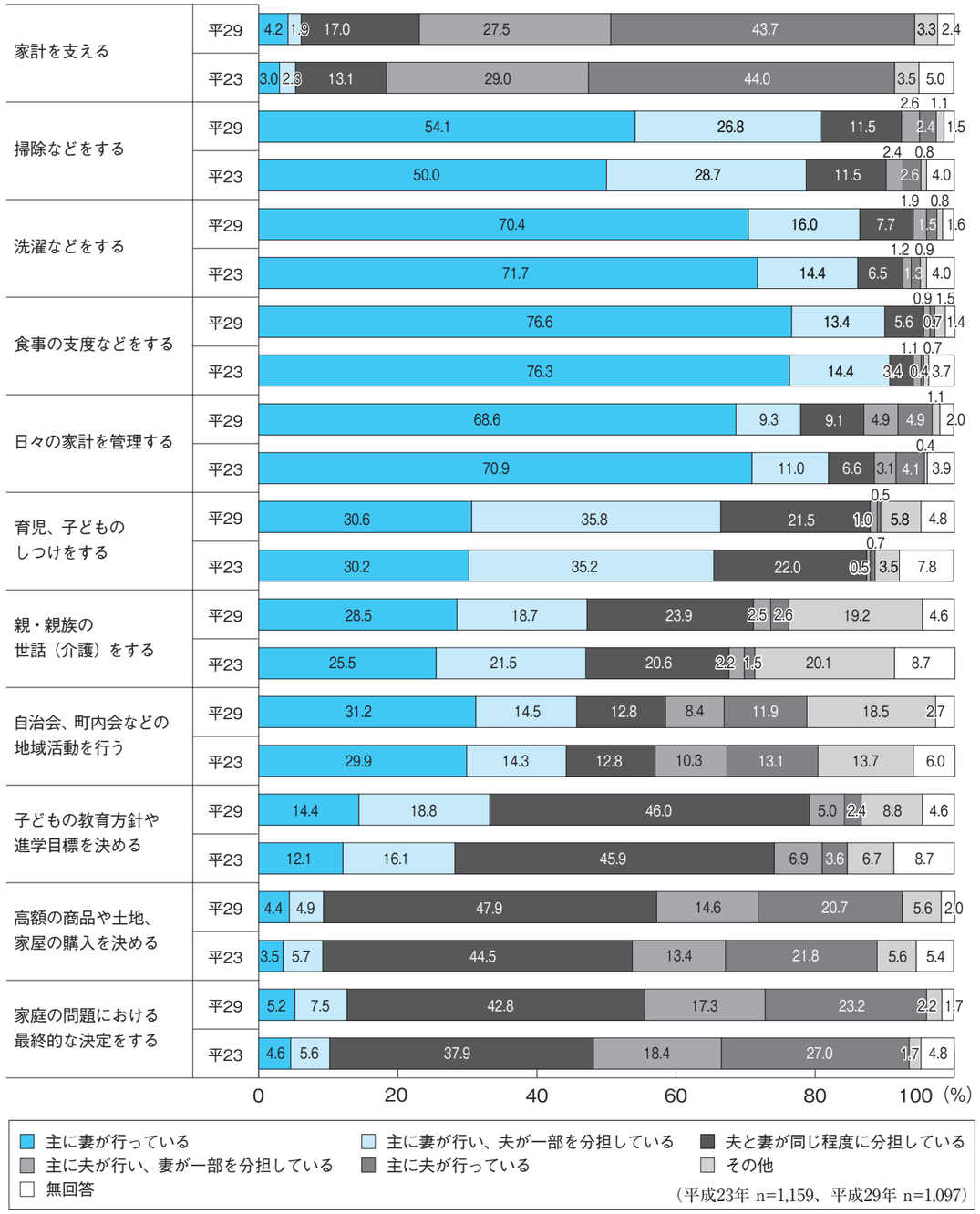

（資料）北九州市総務局『北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書』（平成29年10月調査）

図28　女性無業者が就業を希望しない理由（北九州市、平成24年、平成29年、全国、平成29年）

北九州市の25 ～ 44歳女性無業者が就業を希望しない理由は、全国同様「出産・育児のため」がもっとも多い。45 ～ 54歳は「病気・怪我のため」が７ポイント増加。

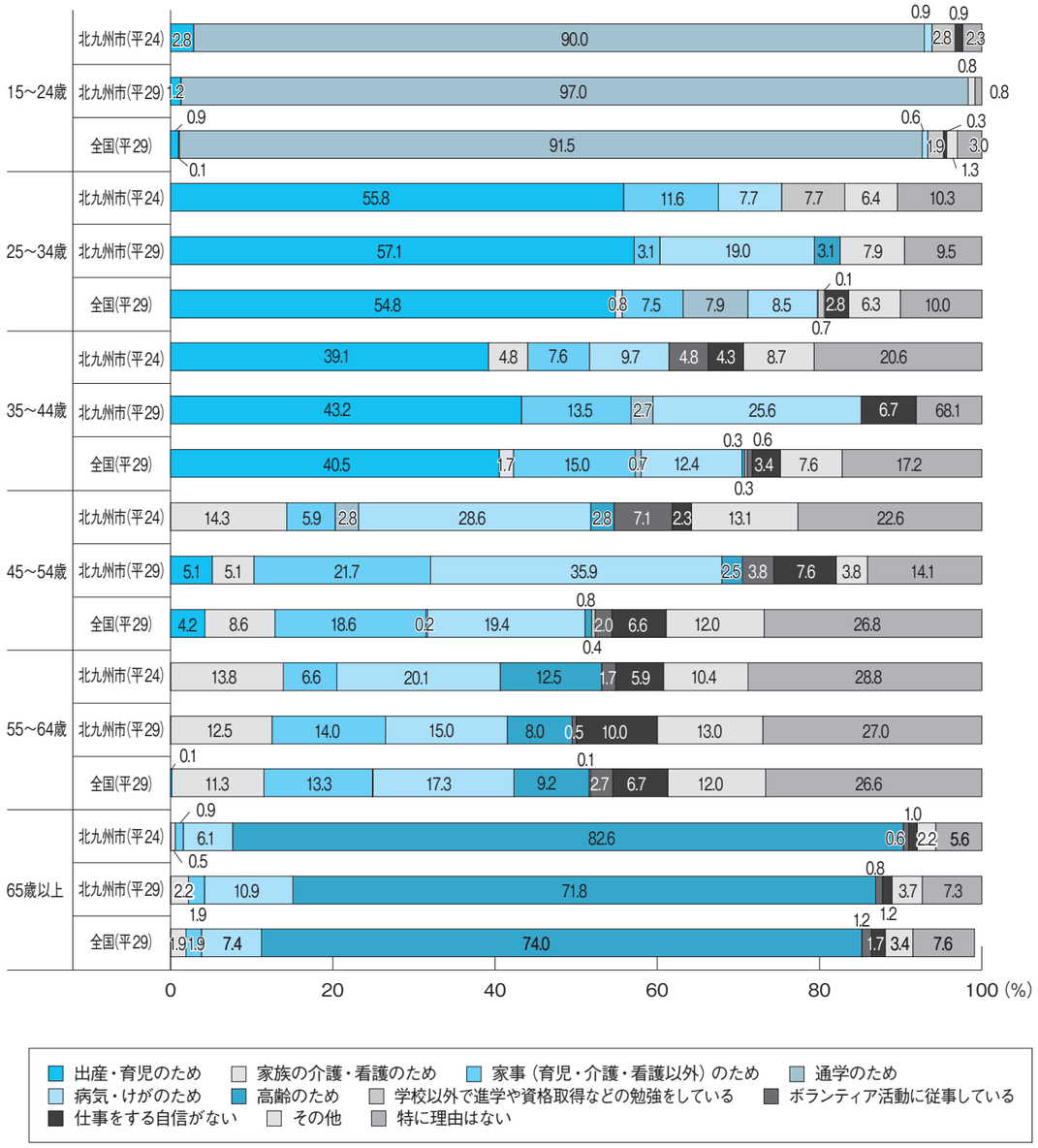

（注）「就業構造基本調査」を基に割合を算出。
（資料）総務省統計局『就業構造基本調査』

図29　労働力人口および労働力人口に占める女性割合の推移（北九州市、全国）

北九州市の女性の労働力人口は増加を続け、平成７年をピークに減少傾向に転じる。女性の割合は平成７年には40％以上となり、平成27年は44.7％と全国より1.2ポイント高く過去最高を更新。

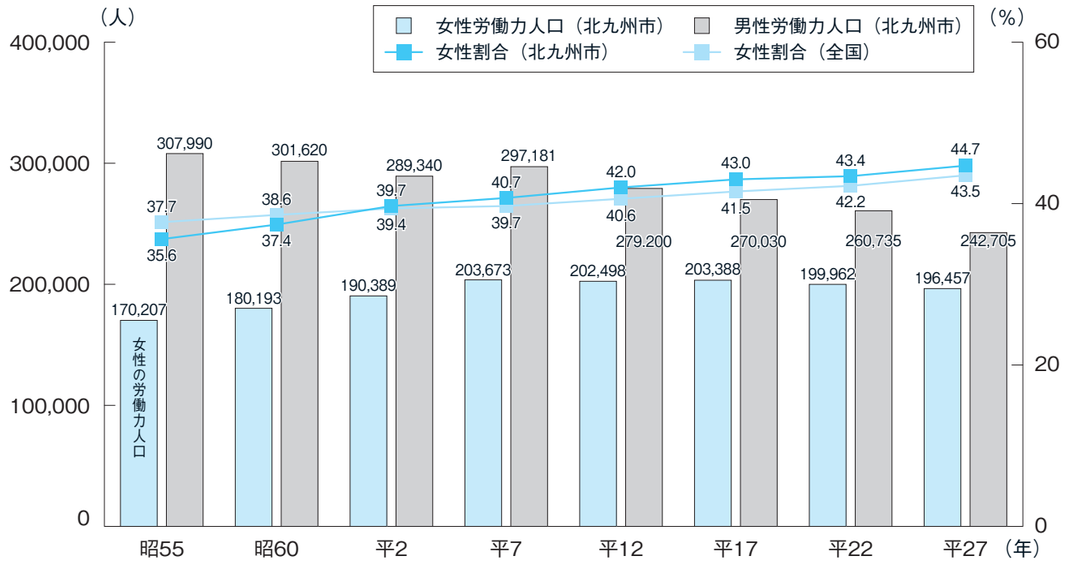

（注）労働力人口とは、15歳以上の人口のうち「就業者」と「完全失業者」の合計値。
　　完全失業者とは、就業しておらずかつ就職活動をしている失業者。
（資料）総務省統計局『国勢調査』

図30　労働力率の推移（北九州市、全国）

北九州市の女性の労働力率は、全国より低めでその差を縮めながら増加傾向にあったが、平成27年は46.2％とやや減少。男性の労働力率は、全国より低めで減少傾向にあり、平成27年は67.2％。

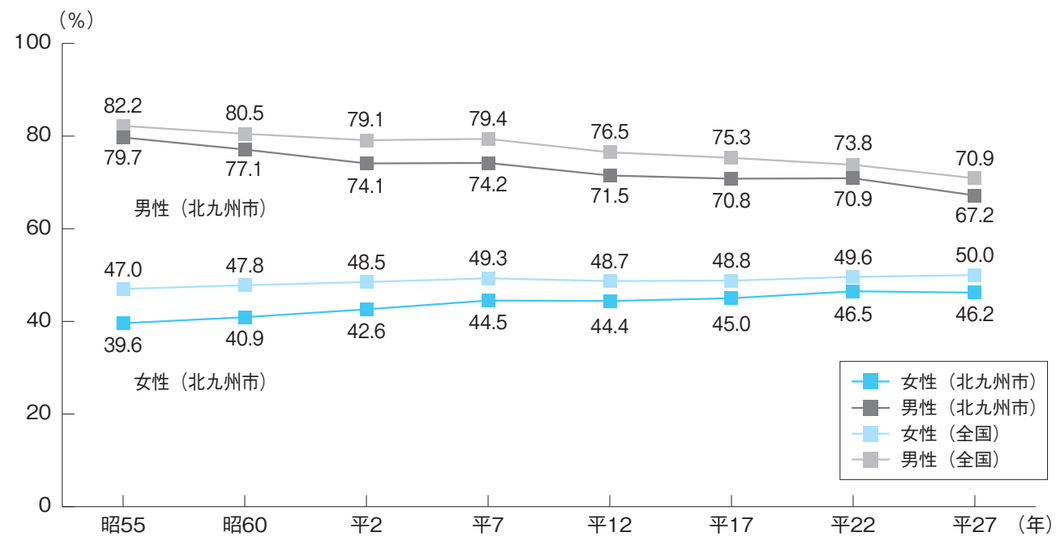

（注）労働力率とは、15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合。労働力状態「不詳」を除く。
（資料）総務省統計局『国勢調査』

図31　年齢階級別労働力率（北九州市、全国、平成27年）

北九州市の年齢階級別労働力率は、男女ともいずれの年齢も全国よりわずかに低め。北九州市、全国ともに女性は30歳代を谷とするM字カーブを描き、男性は台形を描く。

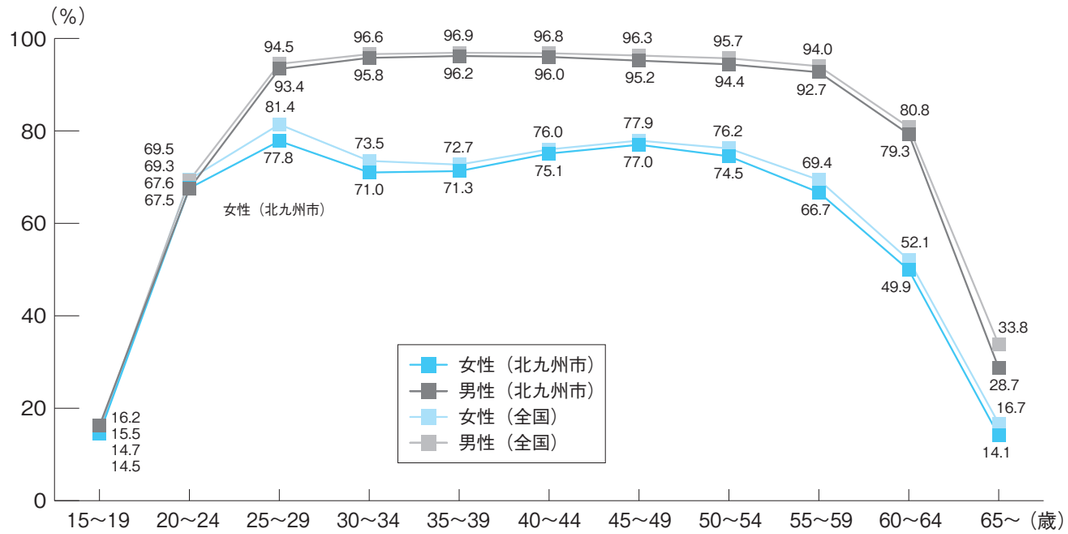

（注）労働力状態「不詳」を除く。
（資料）総務省統計局『国勢調査』

図32　女性の年齢階級別労働力率の推移（北九州市）

年齢階級別労働力率は依然M字カーブを描くが、平成27年は「25 ～ 29歳」77.8％から「30 ～ 34歳」の71.0％とわずかに6.8％の減少にとどまっており、谷が浅くなってきている。

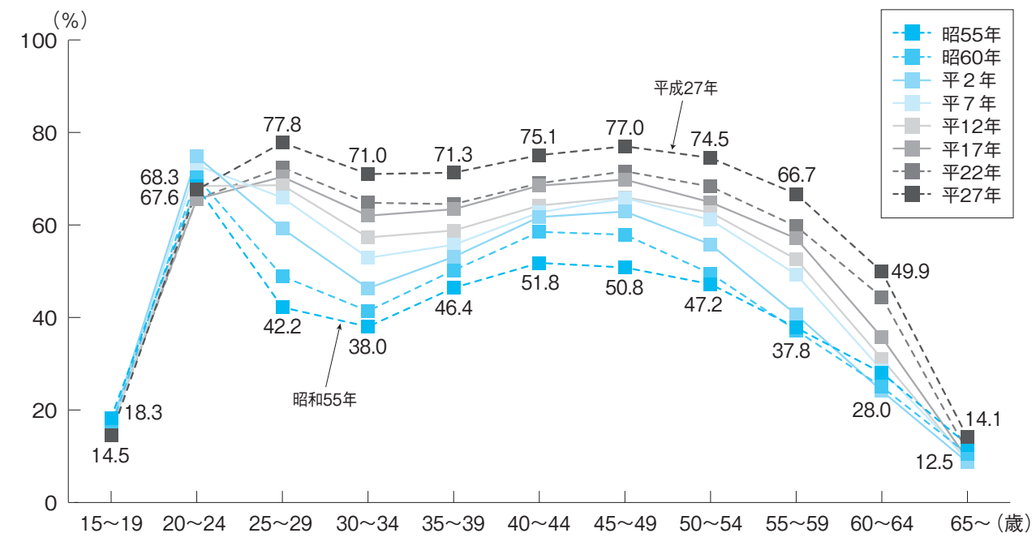

（資料）総務省統計局『国勢調査』

図33　失業率の推移（北九州市、全国）

失業率は、北九州市、全国ともに男性の方が高い。北九州市の失業率は、男女とも増減を繰り返しながら、全国より高めで上昇を続けたが、平成27年は北九州市、全国ともに減少した。

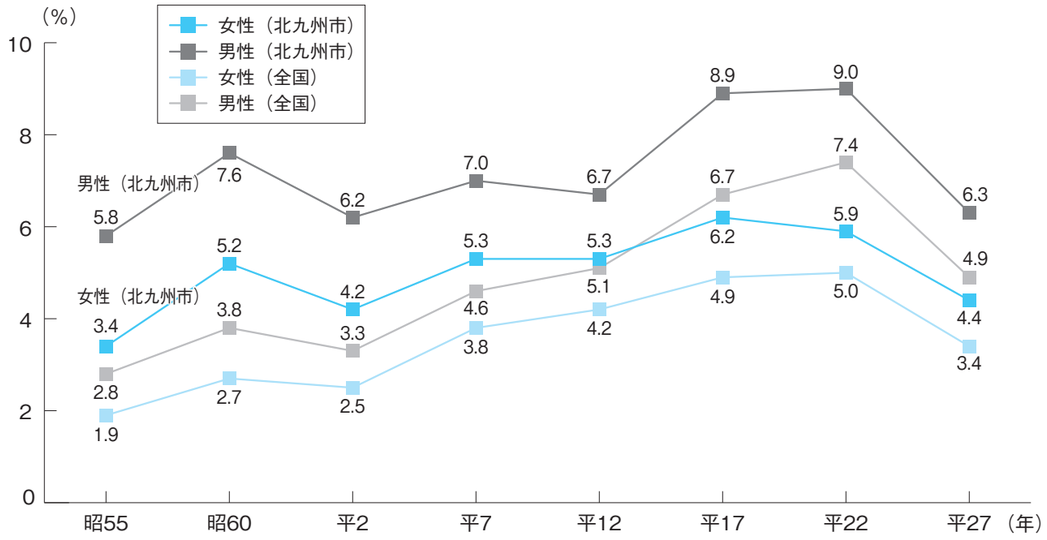

（注）失業率＝完全失業者/労働力人口（15歳以上人口のうち就業者および完全失業者）×100
（資料）総務省統計局『国勢調査』

女性就業支援の拠点
「ウーマンワークカフェ北九州」

「ウーマンワークカフェ北九州」は女性の“はたらく”を国・県・市が連携してワンストップでサポートするため、平成28年５月23日にオープンした施設です。

◆就職支援
◆子育てとの両立支援
◆創業支援
◆キャリアアップ支援

WOMAN WORK CAFE KITAKYUSHU
ウーマンワークカフェ北九州

お問合せ先：TEL / 093-551-0092
開 館 時 間：10 ～ 18時
休　館　日：土曜・日曜・祝日・年末年始

〈ウーマンワークカフェ北九州 利用者数〉

年度	延べ来所者数	新規利用者数	就職決定者数	就職決定率
平成28年度	16,325人	2,961人	846人	28.6%
平成29年度	16,585人	2,870人	951人	33.1%
平成30年度	15,259人	2,885人	864人	29.9%
令和元年度	14,332人	2,638人	891人	33.8%

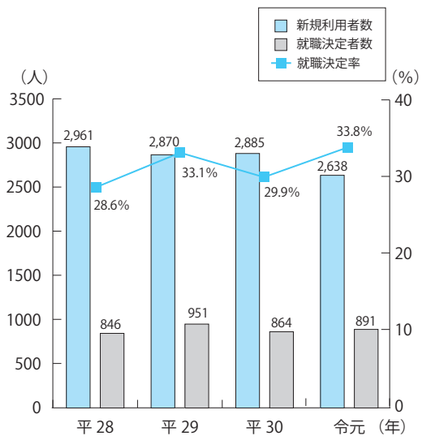

（資料）女性の輝く社会推進室　データ集
平成28年度はウーマンワークカフェ開所後の５/23 ～３/31のデータ

図34　雇用者総数および雇用者総数に占める女性割合の推移（北九州市、全国）

北九州市の女性の雇用者総数は近年変動がみられない。北九州市の女性の雇用者割合は全国より高めに上昇を続けたが、平成29年に減少し、全国とほぼ同じ45%。

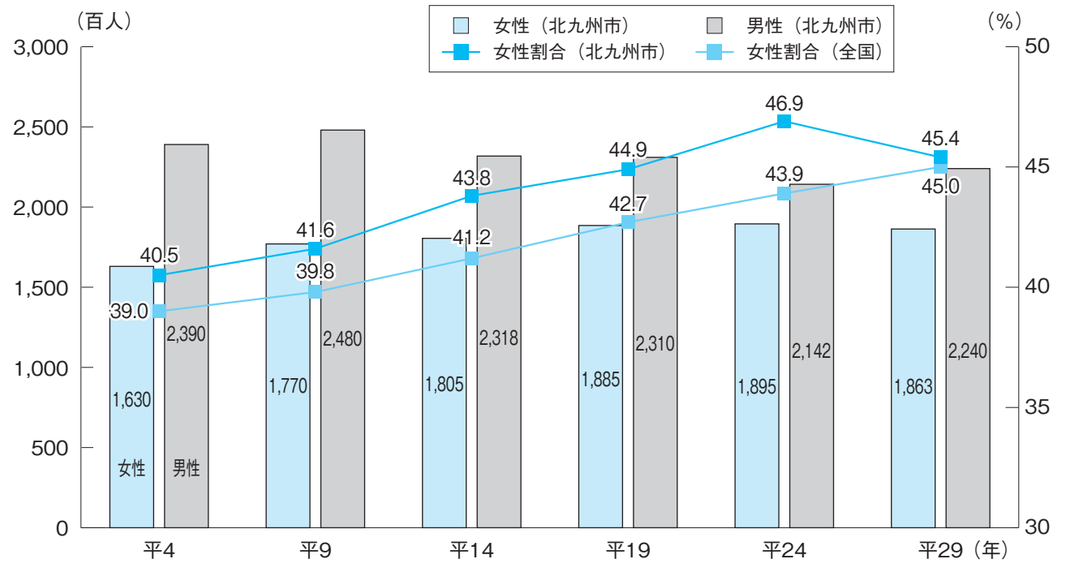

（資料）総務省統計局『就業構造基本調査』

図35　年齢階級別雇用者総数の推移（北九州市）

「65歳以上」の雇用者は、男女とも年々増加。「15 ～ 24歳」は女性が男性より多く推移していたが、平成29年は男性が女性を上回った。

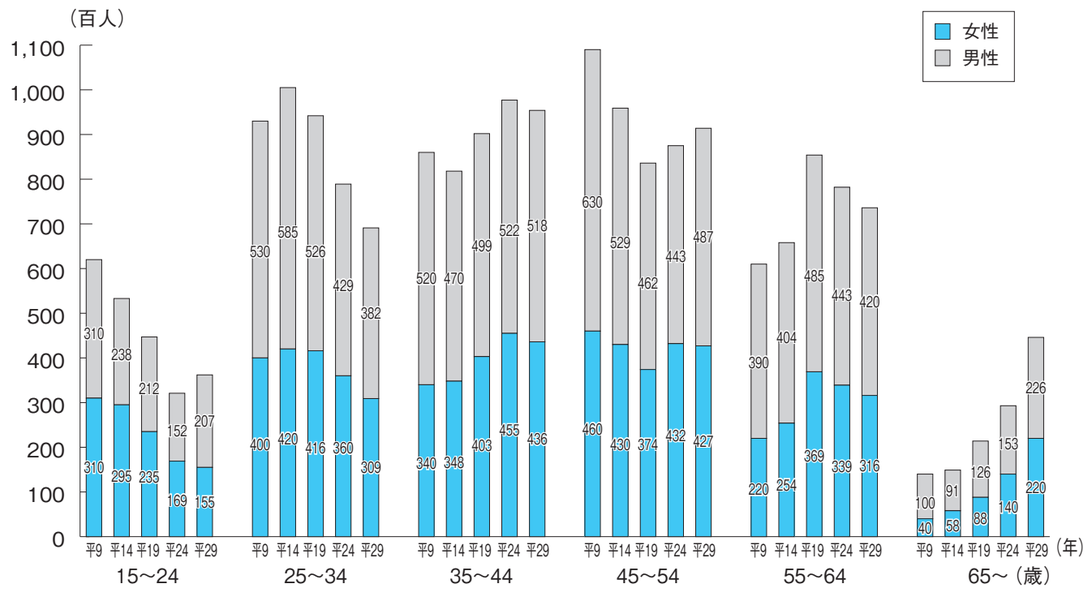

（資料）総務省統計局『就業構造基本調査』

図36　男女別、年齢階級別、雇用形態別従業員構成（北九州市、平成29年）

女性の正社員は、25 ～ 54歳までほぼ変動がない。「パートタイム」等の非正規雇用で働く人は35歳以上で圧倒的に男性より女性に多い。

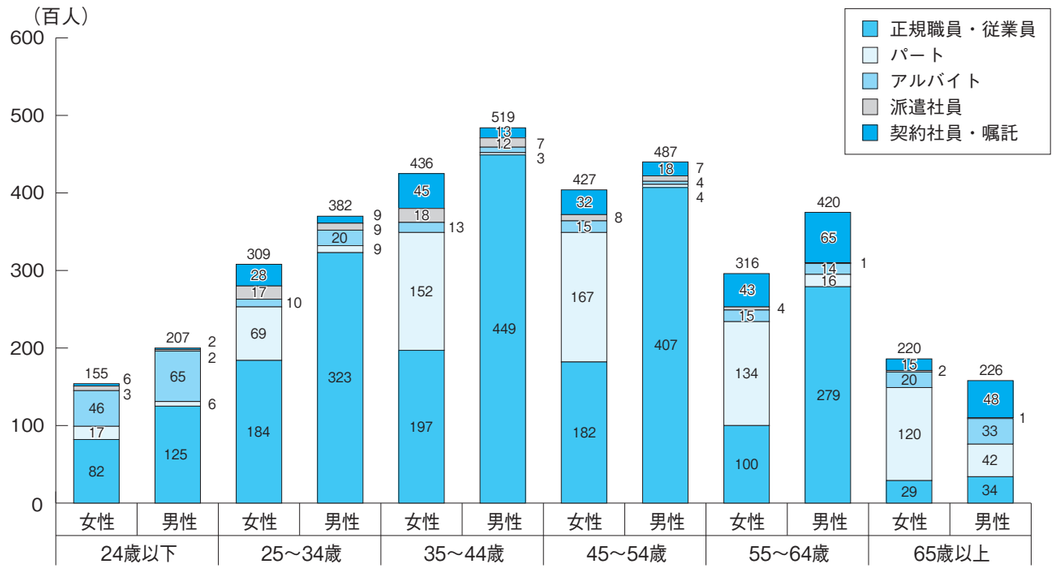

（資料）総務省統計局『就業構造基本調査』

図37　パート、アルバイト、派遣社員、契約社員（嘱託含）数および女性割合の推移（北九州市、全国）

北九州市の女性雇用者に占める「パート」等の非正規雇用の割合は約５割を占め、全国よりわずかに高めで推移している。女性の非正規雇用者数は「パート」がもっとも多く、近年の傾向は「アルバイト」がやや減少し、「契約社員」（嘱託を含む）が増加している。

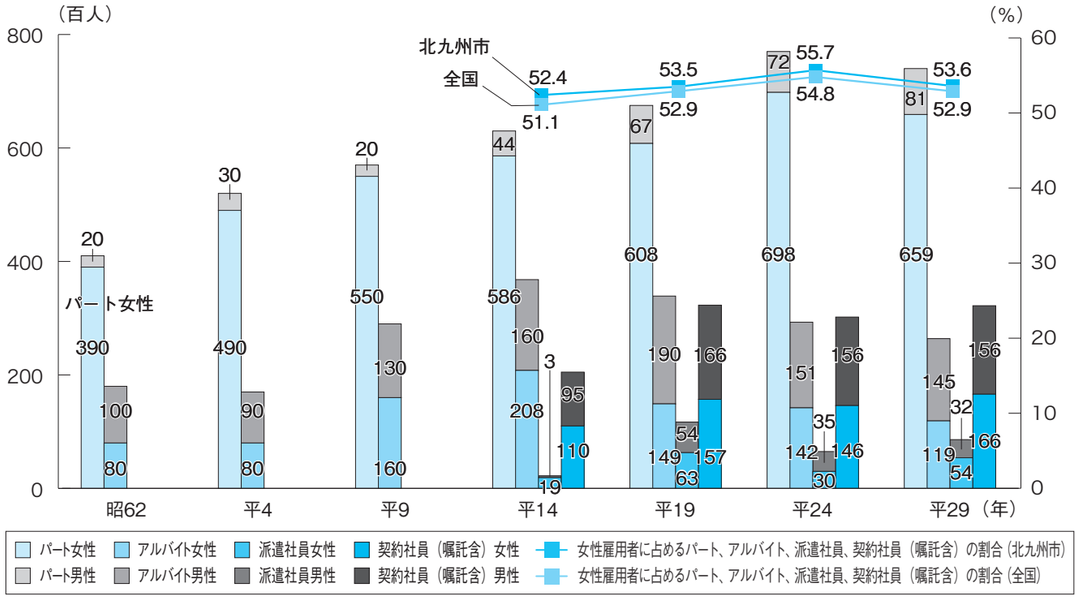

（資料）総務省統計局『就業構造基本調査』

図38　雇用形態別、年齢階級別有業者割合の推移（北九州市、全国）

女性は北九州市、全国とも概ね「35 ～ 44歳」で正社員と非正規雇用の割合が逆転する。男性は65歳以上で、非正規雇用の割合が正社員の約3.5倍以上に逆転する。女性と男性で、グラフの形が明らかに異なる。

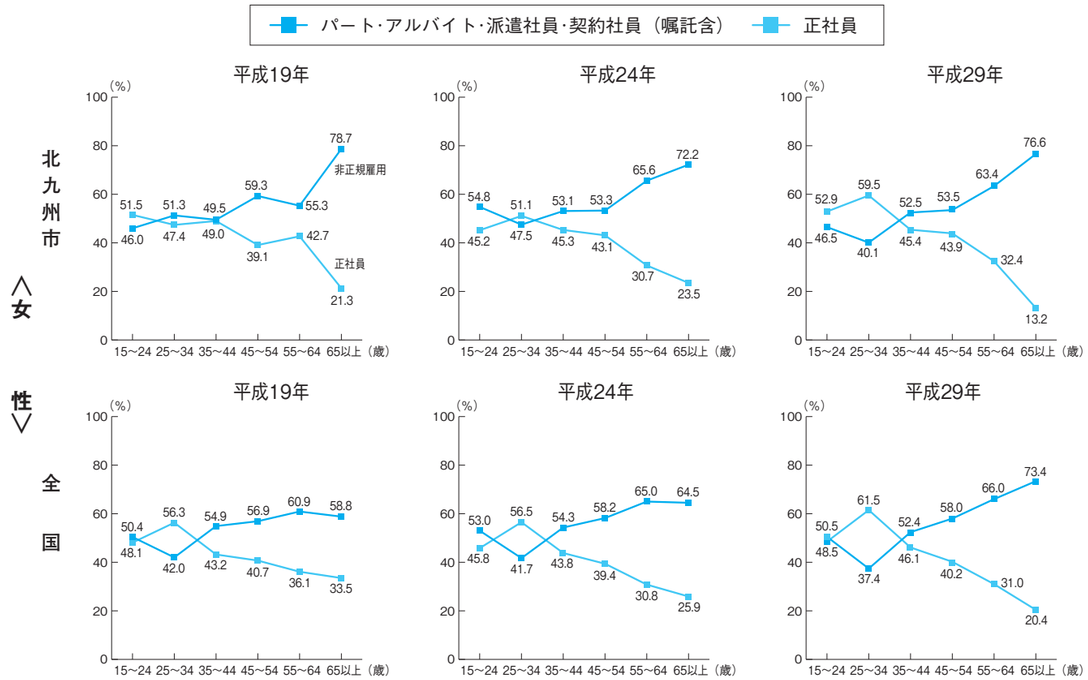

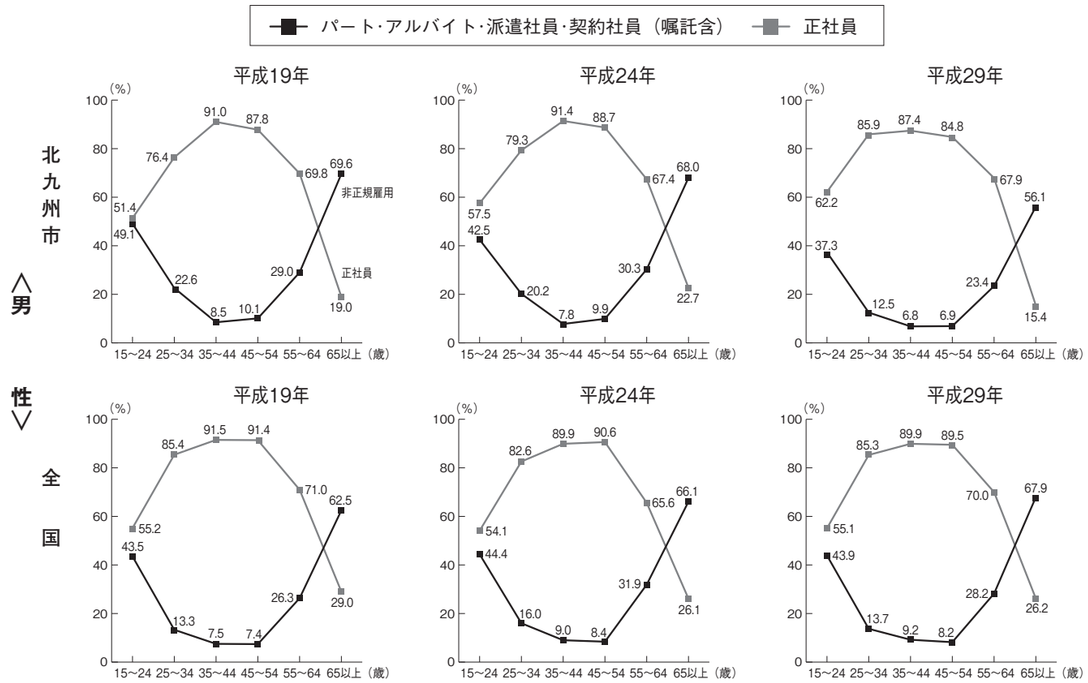

（資料）総務局統計課『就業構造基本調査』

図39　産業３分類別就業者割合の推移（北九州市）

産業別人口割合は、第１・２次産業で減少傾向。女性は約８割が第３次産業に、男性は約６割が第３次産業に従事。

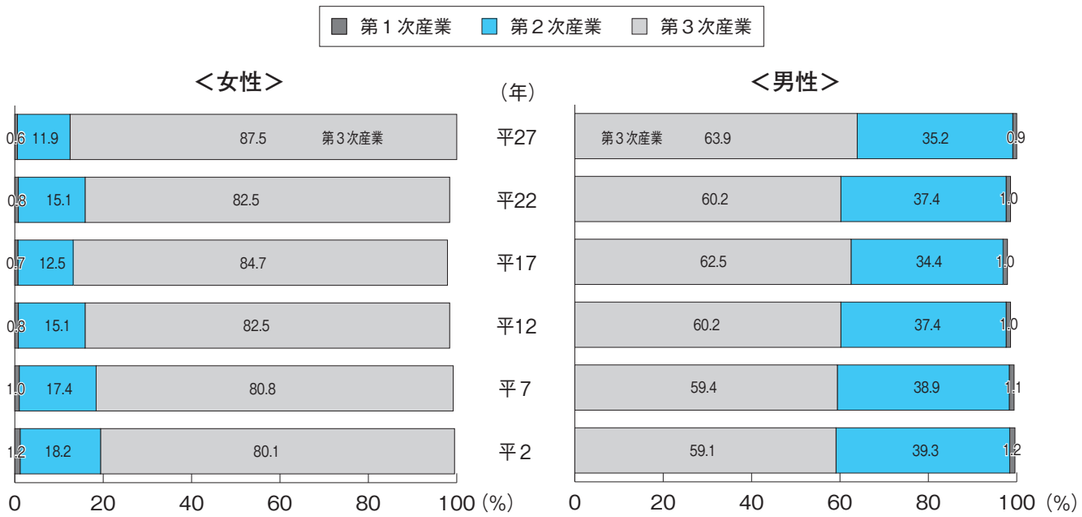

（注）就業者数には「分類不能の産業」の就業者が含まれるが、第１次～第３次のいずれの産業にも該当しないため割合は示していない。
（資料）総務省統計局『国勢調査』

図40　雇用者の産業・従業上の地位、雇用形態別有業者割合（北九州市女性、平成29年）

女性の正規雇用割合が高い産業は、「電気・ガス・熱供給・水道業」で、「学術研究、専門・技術サービス業」、「情報通信業」と続く。非正規雇用割合が高い産業は、「宿泊業、飲食サービス業」。

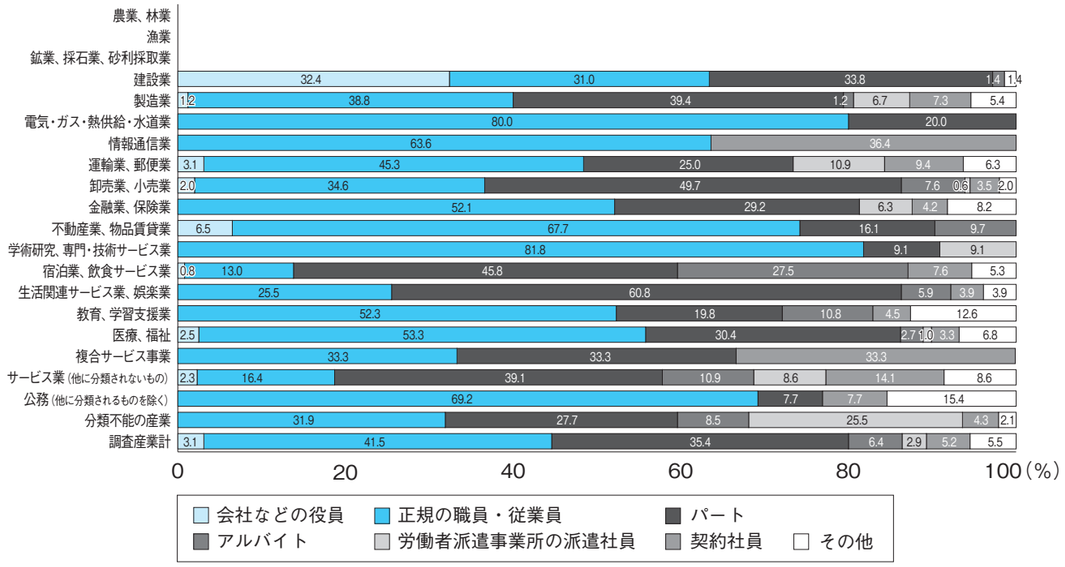

（注）「その他」には「嘱託」を含む。「農業、林業」「漁業」「鉱業、採石業、砂利採取業」はデータなし。
（資料）北九州市企画調整局『北九州市統計年鑑』

図41　雇用者の産業・従業上の地位、雇用形態別有業者割合（北九州市男性、平成29年）

男性の正規雇用割合が高いのは「鉱業・採石業・砂利採取業」「金融業・保険業」で100％。非正規雇用割合が高い産業は、「宿泊業・飲食サービス業」。

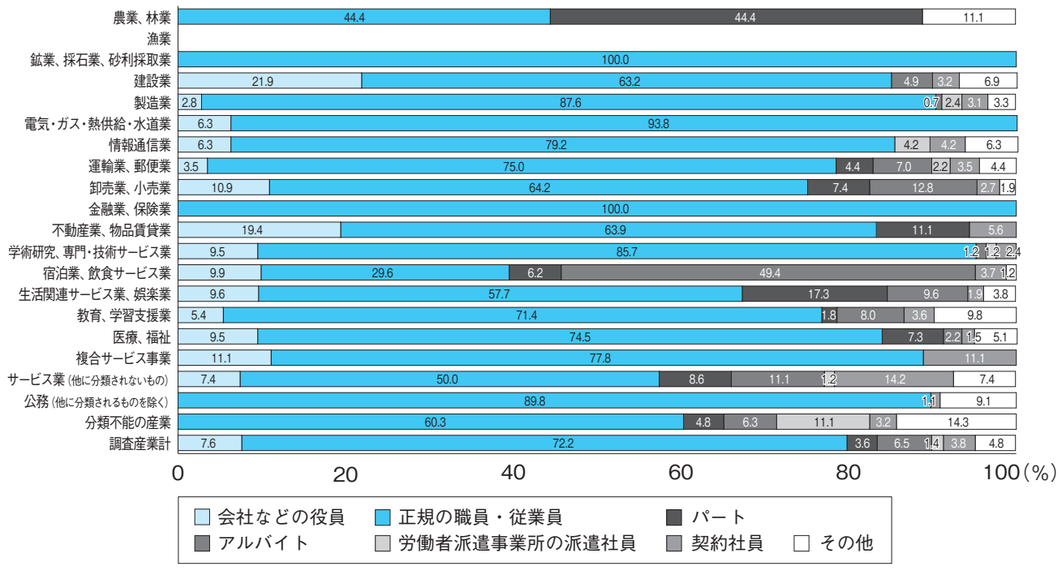

（注）「その他」には「嘱託」を含む。「漁業」はデータなし。
（資料）北九州市企画調整局『北九州市統計年鑑』

図42　基本となる給与の推移（北九州市、30歳）

30歳の基本となる給与は、近年女性は「大学卒（生産・工事・技術部門）」、男性は「大学卒（営業・販売・事務部門）」がもっとも高く推移。女性の給与は男性に比べて全体的に低い。

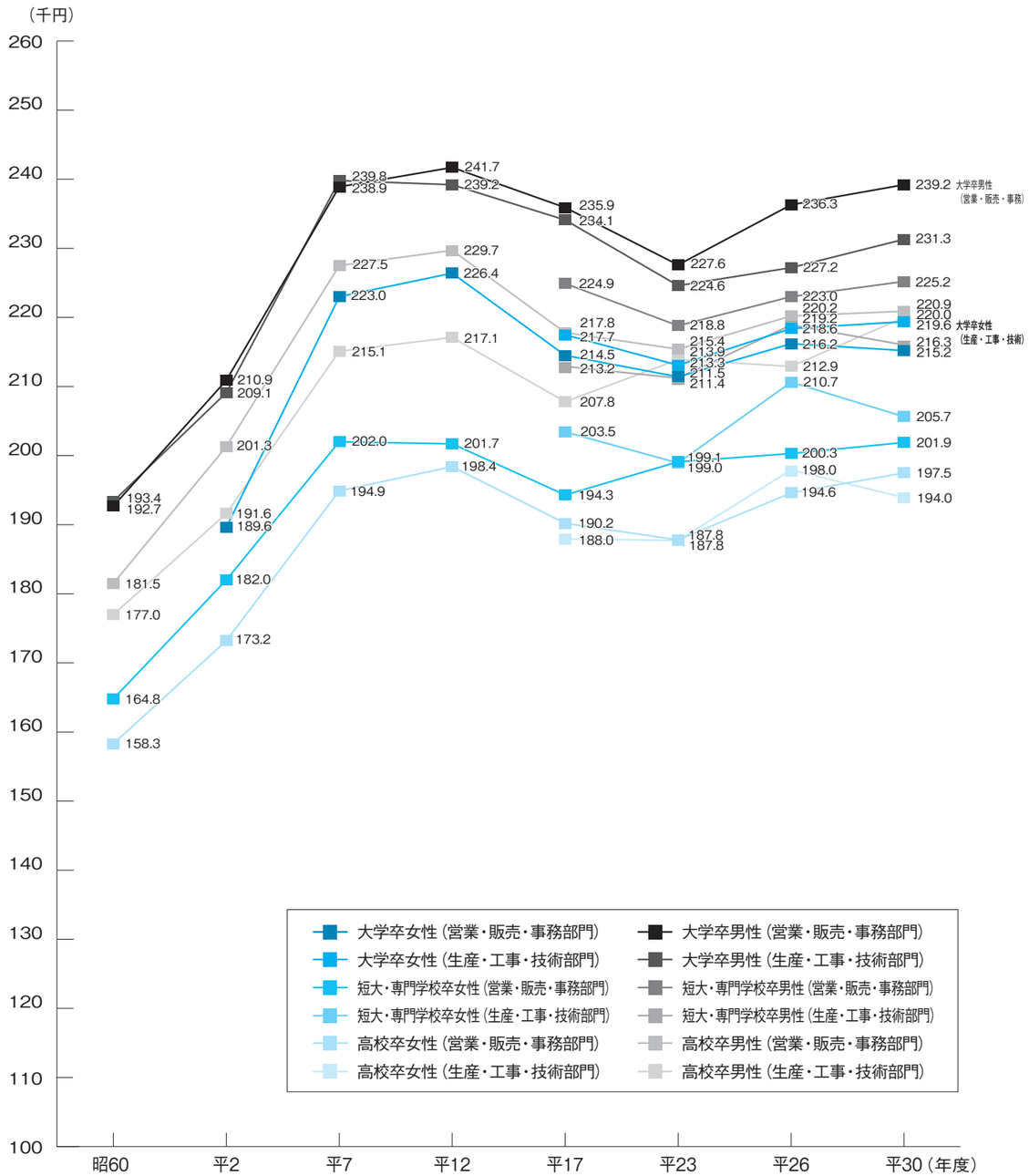

（注）「基本となる給与」とは、所定内労働時間給与から生活手当（家族手当、住宅手当等）を除いた一切の現金支給額。なお、賞与、時間外手当（超過勤務手当、休日出勤手当等）、通勤手当は所定内労働時間給与に含まない。（北九州商工会議所市内会員企業における正規雇用従業員の平均額、各年度４月支給分）
平成17年度以降、販売・事務部門に営業が含まれ、女性の技術部門および男性の短大・専門学校卒が追加される。平成23年度以降、大学卒の技術部門に生産・工事が含まれる。
（資料）北九州商工会議所『北九州の賃金』

図43　年齢別、学歴別、部門別基本となる給与（北九州市、平成30年度）

どの年齢、学歴、就業部門においても、基本となる給与は男性の方が高く、初年度からすでに男女格差がある。

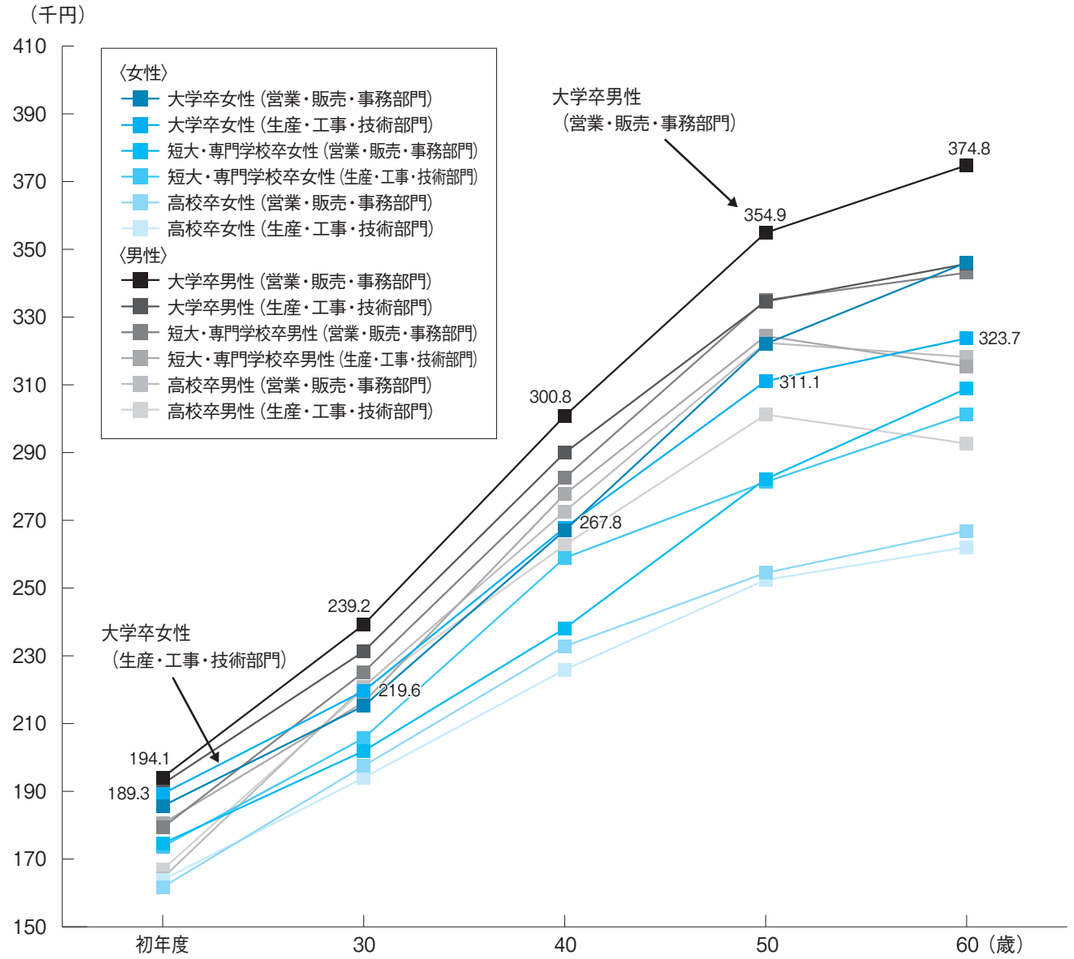

（単位：円）

年齢（歳）	女性						男性					
	大学卒		短大・専門学校卒		高校卒		大学卒		短大・専門学校卒		高校卒	
	営業・販売・事務部門	生産・工事・事務部門	営業・販売・事務部門	生産・工事・事務部門	営業・販売・事務部門	生産・工事・事務部門	営業・販売・事務部門	生産・工事・事務部門	営業・販売・事務部門	生産・工事・事務部門	営業・販売・事務部門	生産・工事・事務部門
初年度	185,676	189,312	174,580	173,696	161,749	163,925	194,101	192,215	179,303	180,540	164,413	166,878
30	215,153	219,582	201,896	205,658	197,479	193,991	239,213	231,343	225,201	216,269	220,861	219,955
40	267,014	267,791	238,108	258,929	232,795	225,858	300,843	289,915	282,472	277,653	272,559	262,729
50	322,108	311,065	282,170	281,268	254,505	252,427	354,886	334,646	335,045	324,378	322,352	301,161
60	346,071	323,653	308,899	301,262	266,888	262,102	374,781	345,713	343,092	315,376	318,241	292,745

（注）「基本となる給与」とは、所定内労働時間給与から生活手当（家族手当、住宅手当等）を除いた一切の現金支給額。なお、賞与、時間外手当（超過勤務手当、休日出勤手当等）、通勤手当は所定内労働時間給与に含まない。（北九州商工会議所市内会員企業における正規雇用従業員の平均額、各年度４月支給分）
年齢の初年度は、大学卒22歳、短大・専門学校卒20歳、高校卒18歳。
（資料）北九州商工会議所『北九州の賃金』

図44　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する現状認識（北九州市、平成29年）

男女とも約50％が「仕事と家庭の調和がとれている」と認識。

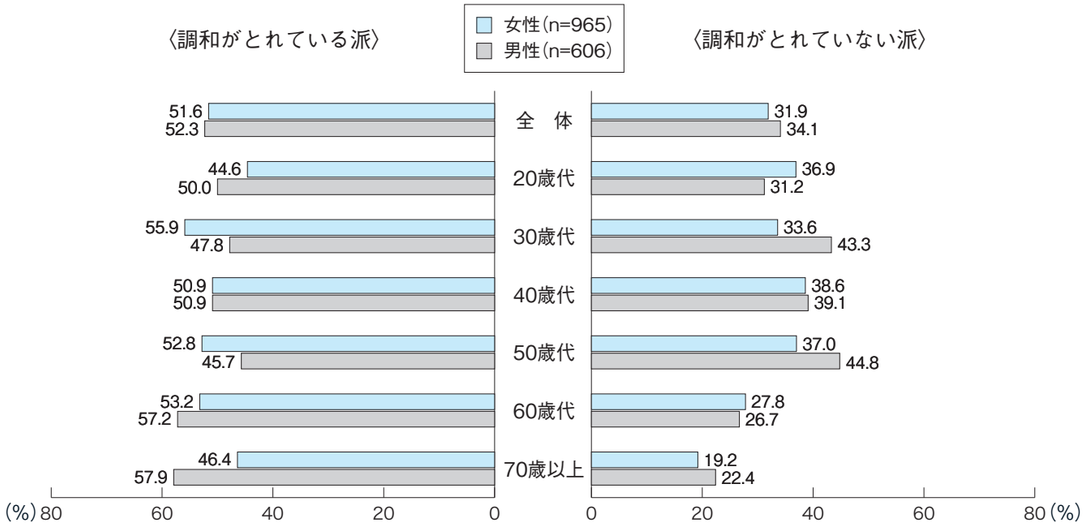

（注）「調和がとれている派」とは「調和がとれている」、「どちらかというと調和がとれている」の合計。
　　「調和がとれていない派」とは「調和がとれていない」、「どちらかというと調和がとれていない」の合計。
（資料）北九州市総務局『北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書』（平成29年調査）

図45　仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度（希望と現実）（北九州市、平成29年）

男女とも希望と現実には格差がみられる。特に、現実で「仕事を優先する」傾向にあるが、女性は「家庭生活を優先する」が最も多い。

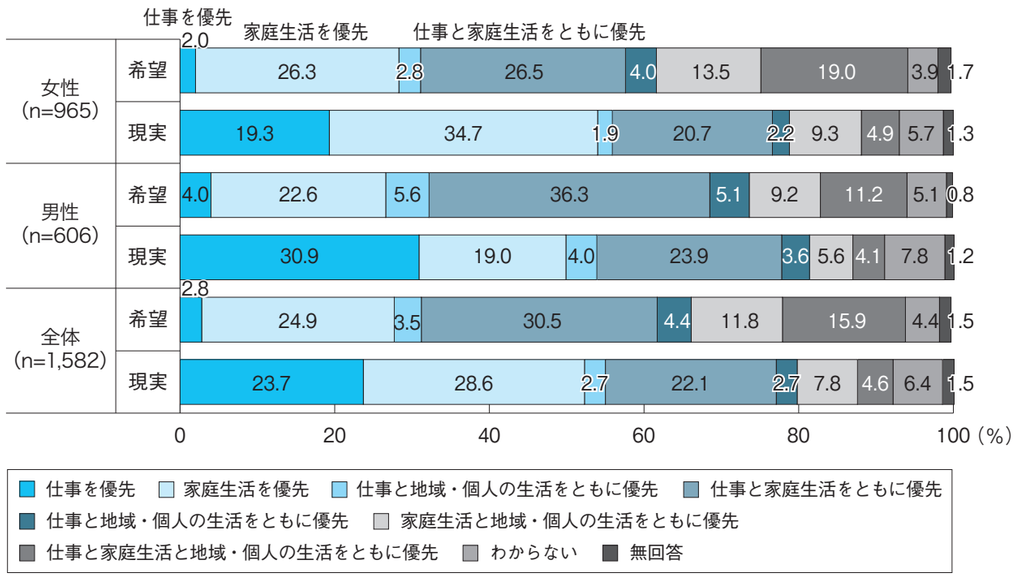

（注）全体のサンプル数には、性別の無回答を含む。
（資料）北九州市総務局『北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書』（平成29年調査）

図46　「夫婦ともに就業者」「夫のみ就業者」世帯数（割合）と子どもの有無（北九州市、全国、平成17年、平成22年、平成27年）

北九州市、全国ともに、子どもの有無にかかわらず「夫婦ともに就業者」世帯が「夫のみ就業者」世帯よりも多く、子どものいる世帯数は年々減少傾向にある。

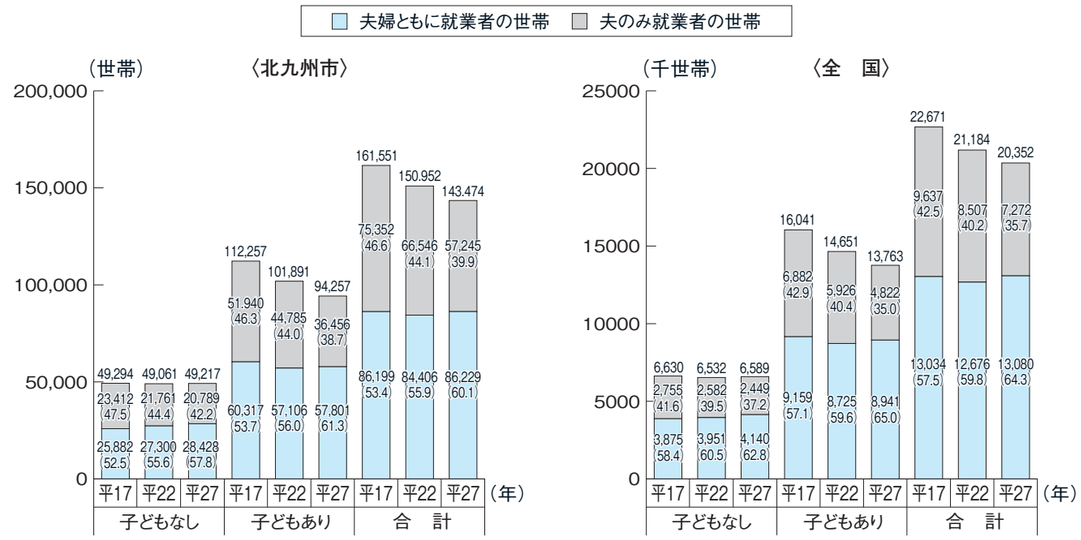

（注）（　）内は割合（％）
（資料）総務省統計局『国勢調査』

図47　介護者の男女別割合（北九州市、全国、平成25年、平成28年）

北九州市、全国ともに、女性は男性の約２倍となっているが、男性の割合が増加している。

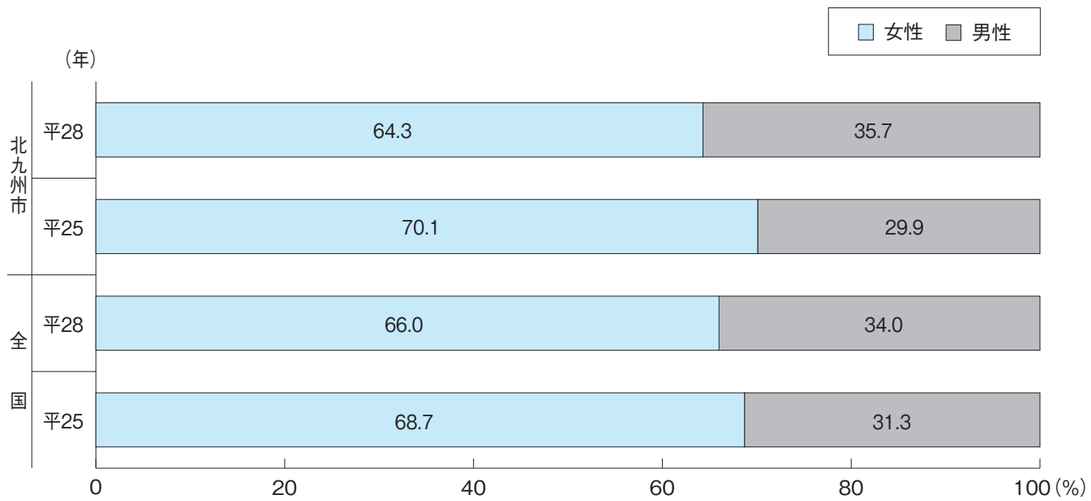

（注）北九州市は在宅高齢者の介護者で「無回答」を除く。全国は同居の介護者のみ。
（資料）厚生労働省『国民生活基礎調査』
　　北九州市保健福祉局『北九州市高齢者等実態調査報告書』

図48　介護をしながら働いている人の男女別、年齢別割合（北九州市、全国、平成27年）

介護をしながら働いている人の割合は、北九州市の女性の場合、各年代に大きな差はないが、北九州市の男性は「60 ～ 64歳」が32.6％でもっとも多い。

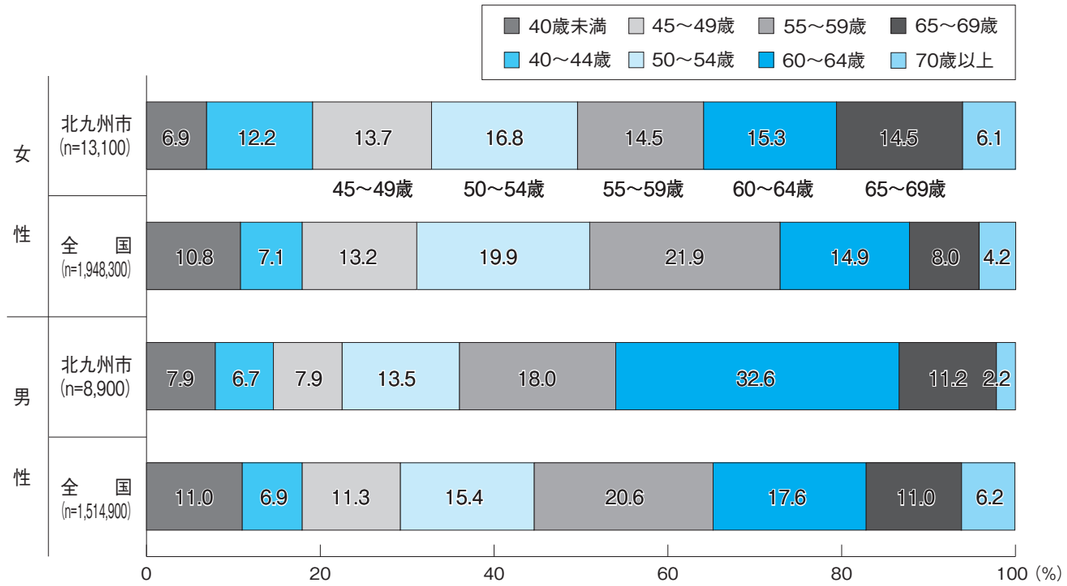

（資料）総務省統計局『就業構造基本調査』

【ワーク・ライフ・バランス】

ワーク・ライフ・バランスとは、
「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択･実現できる社会」

とされ、具体的には

（1）就労による経済的自立が可能な社会
経済的自立を必要とする者、とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

（2）健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

（3）多様な働き方・生き方が選択できる社会
性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

とされています。（内閣府HP）

図49　保育所定員、利用児童数、保育所数の推移（北九州市）

利用児童数は平成22年度にやや減少したが、平成27年度以降は保育所定員同様、増加傾向。

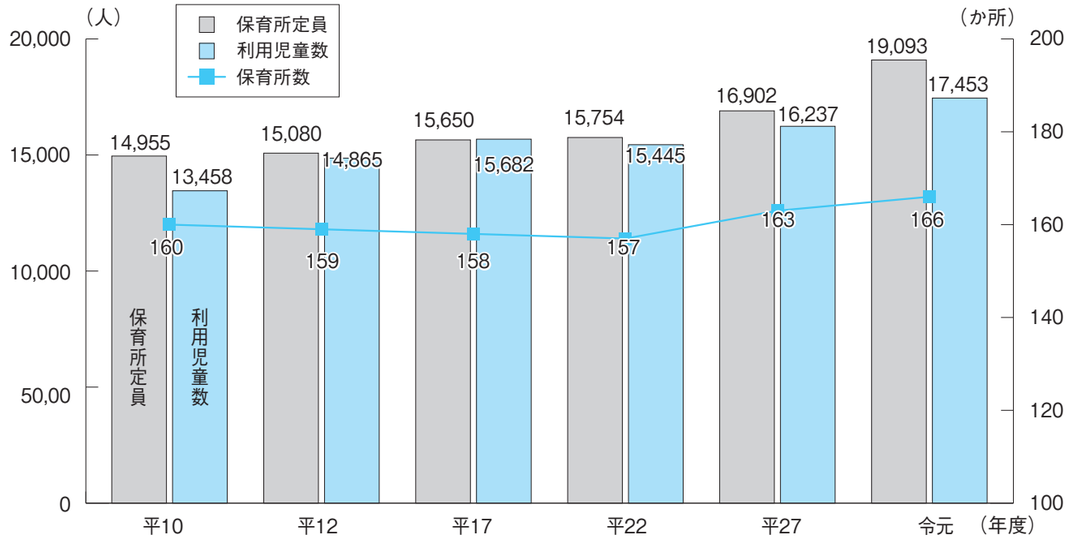

（注）各年度４月１日現在
（資料）北九州市子ども家庭局『北九州市子ども家庭レポート』

図50　保育所等利用率の推移（北九州市、全国）

北九州市の保育所利用率は、全年齢児、３歳未満児ともに全国同様増加を続ける。令和元年度は過去最高を更新し、その伸び率は全国の方が大きく、全年齢児・３歳未満児とも北九州市を上回っている。

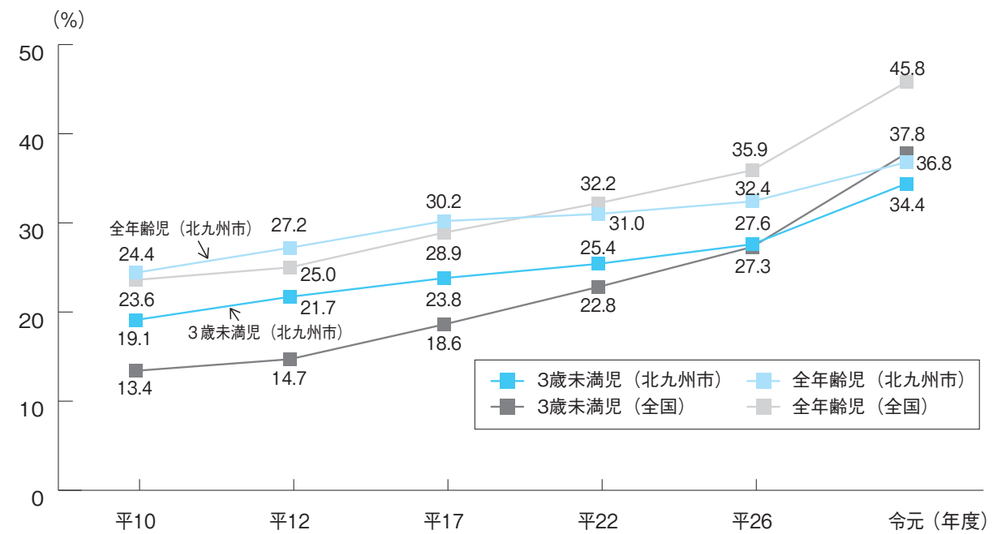

（注）各年度４月１日現在。利用率=利用児童数／就学前児童数×100
令和元年度の保育所等利用率は、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業の利用率
（資料）厚生労働省子ども家庭局、北九州市子ども家庭局『北九州市子ども家庭レポート』

図51　保育所待機児童数の推移（北九州市、全国）

北九州市の待機児童数は大幅に減少を重ね、平成23年度に０人となり、以降はゼロを継続している。全国の令和元年度は平成10年度に比べ約48％減少。

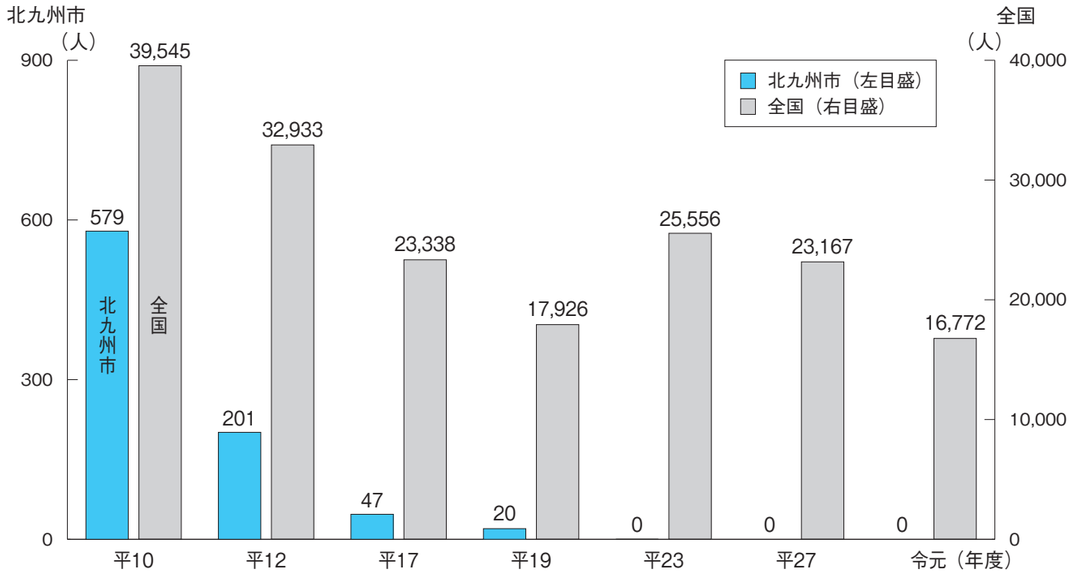

（注）各年度４月１日現在。
（資料）厚生労働省子ども家庭局
北九州市子ども家庭局『北九州市子ども家庭レポート』

図52　特別保育利用状況の推移（北九州市）

近年、「病児・病後児保育」は増加傾向にある。「延長保育」は平成30年度は平成17年度に比べ、約２倍に増加。

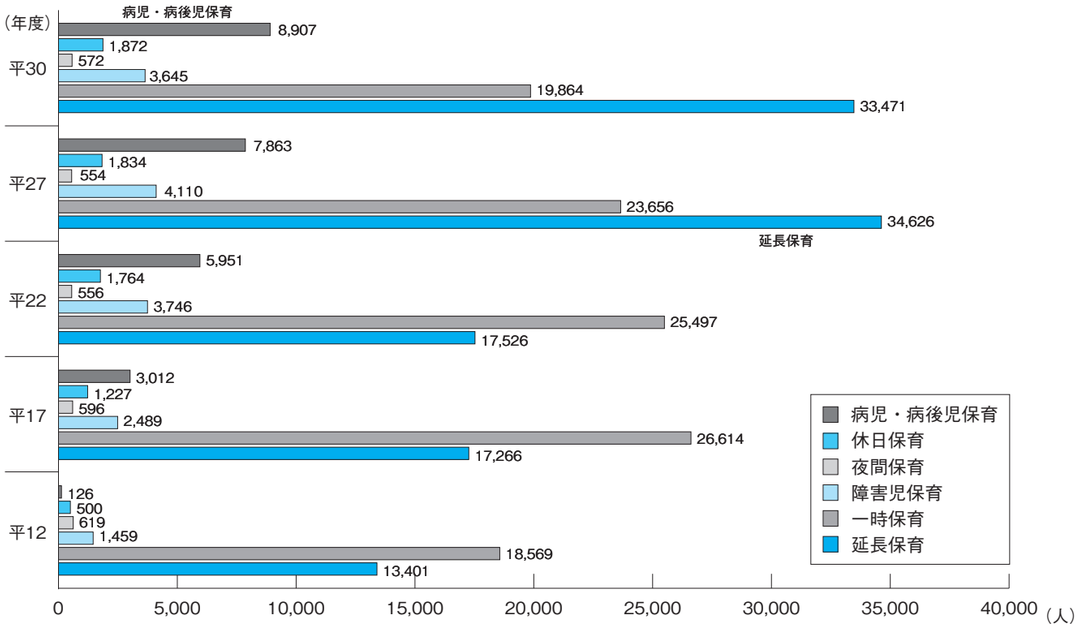

（注）延利用児童数。
（資料）北九州市子ども家庭局『北九州市子ども家庭レポート』

図53　放課後児童クラブ数および登録児童数の推移（北九州市）

登録児童数は年々増加している。

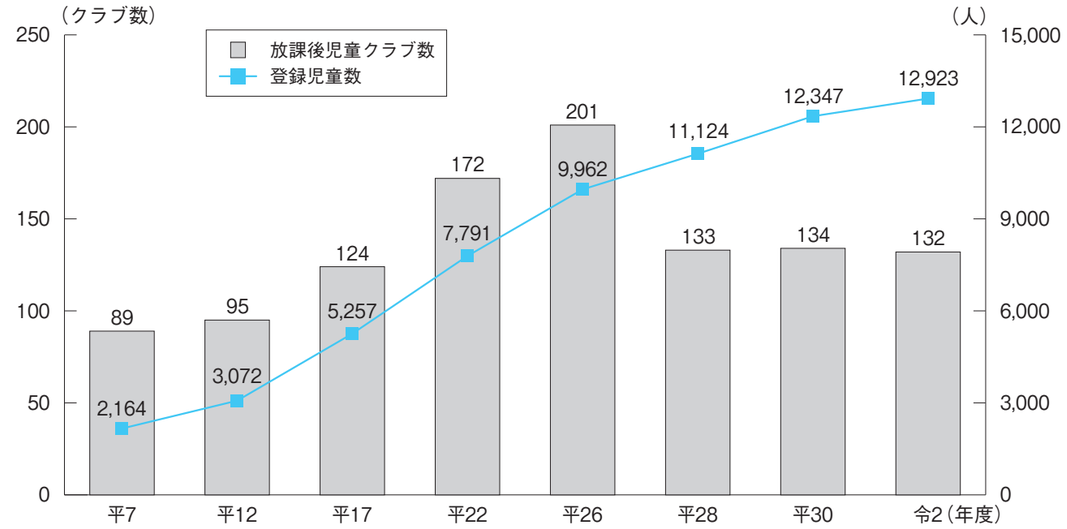

（注）各年度４月１日現在。平成10年から「学童保育クラブ」を「放課後児童クラブ」に改称。
平成20年度から、入所対象を低学年の留守家庭に限らず入所を希望するすべての児童を対象とする全児童化を実施。
放課後児童クラブ数については、平成26年度まで１クラブの規模は最大70人までという国の考え方に基づきクラブを分割していたため分割後のクラブ数を掲載していたが、平成28年度以降は子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、運営委員会の数をクラブ数としている。
（資料）北九州市子ども家庭局『北九州市子ども家庭レポート』

図54　児童手当・子ども手当受給者数の推移（北九州市）

児童手当・子ども手当の受給者数は平成18年度まで増加を続け、以降わずかに減少を示すも、対象拡大など制度変更により平成22年度には増加に転じた。以降、再び微減を続ける。

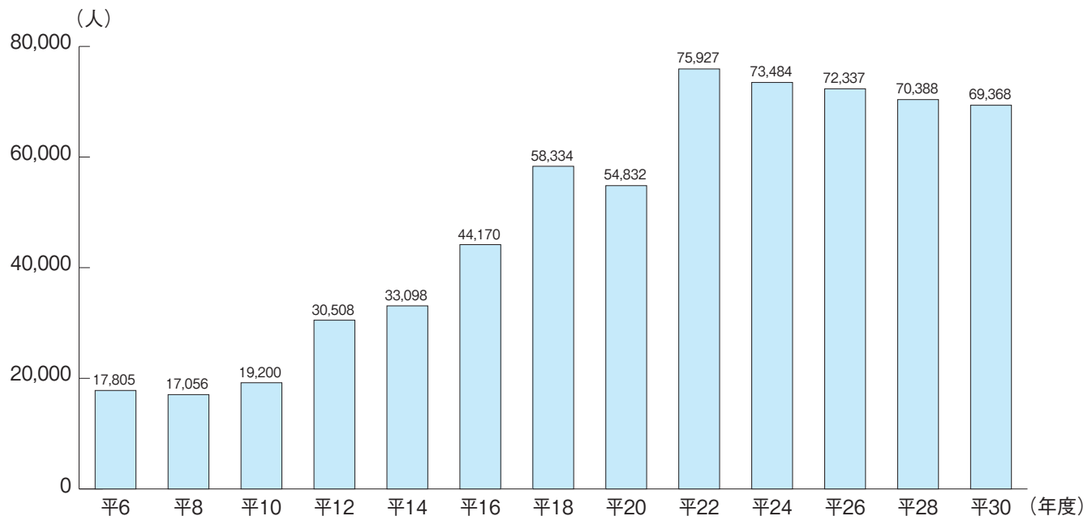

（注）児童手当制度は、昭和47年に制度が発足。当時は５歳未満の第三子以降に、適用範囲が限定された制度であったが、その後対象拡大など制度を変更し、平成22年度には、「子ども手当」となり、支給対象も第一子以降の中学校終了前までと大幅に拡大し、所得制限も撤廃された。平成24年度には所得制限が復活し、平成25年度から名称も「児童手当」に戻された。
（資料）北九州市子ども家庭局『北九州市子ども家庭レポート』

図55　北九州市職員の育児休業・介護休暇取得者数の推移

育児休業、介護休暇ともに、取得者数は女性が多い。男性の育児休業取得者数は年々増加。
平成27年度以降は、育児休業が激減しているが新規取得者数のみ計上しているため。

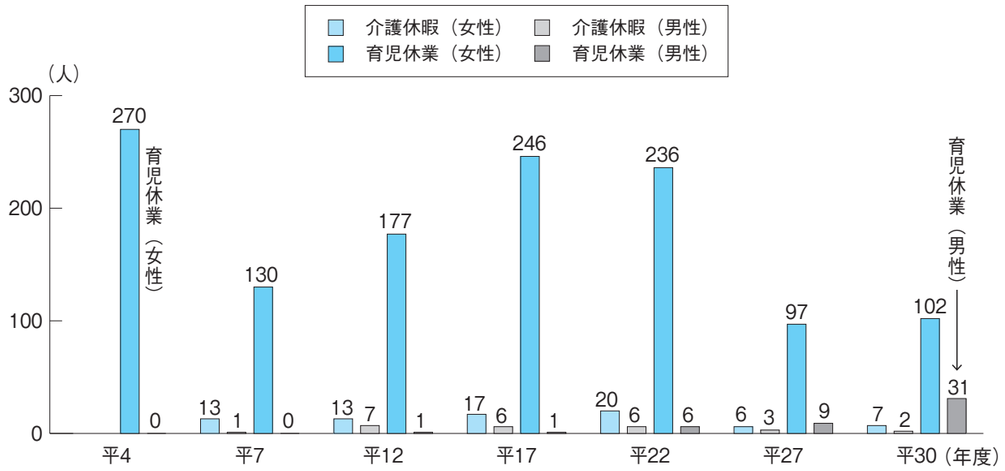

（注）北九州市職員の育児休業等に関する条例は平成４年４月１日施行。平成27年度以降は、その年度に新規で育児休業を取得した職員の数。
　　介護休暇制度は平成７年１月１日施行。長期介護休暇（年間通して60日を超えない範囲で必要とする日数）取得者数。
（資料）北九州市総務局

図56　男性職員の育児休業取得率の推移（北九州市職員、全国）

北九州市男性職員の育児休業取得率は、平成30年は平成27年度の約2.2倍。

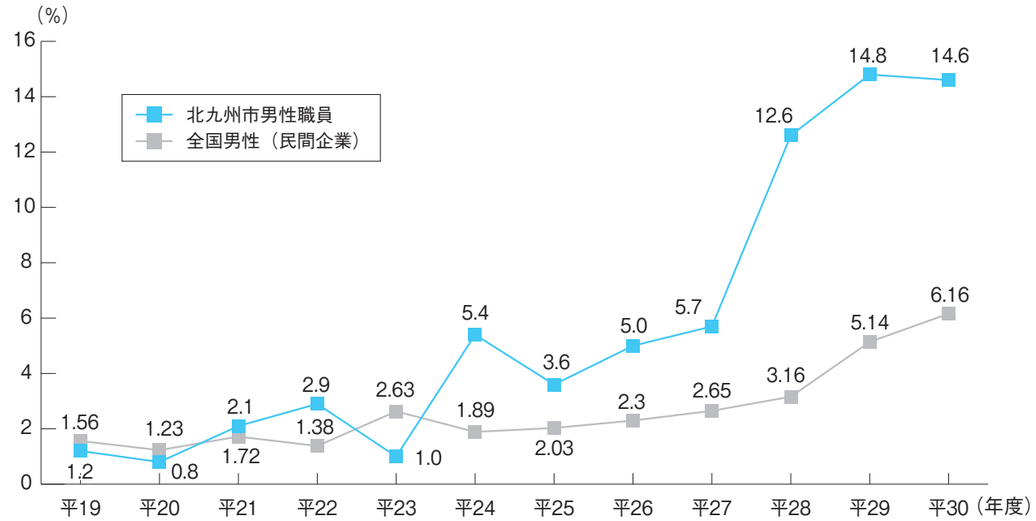

（注）育児休業取得率（男性）＝配偶者が出産した者のうち、調査時点までに育児休業を開始、または申請している者の数/調査前年度１年間の配偶者が出産した者の数。
　　平成28年度の全国男性の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
　　全国は民間企業（「雇用均等基本調査」より作成）
（資料）　北九州市総務局、厚生労働省『雇用均等基本調査』

図57　北九州市議会議員数および女性割合の推移

市議会議員の女性割合は、増加傾向を示し、令和３年度は21.1％。

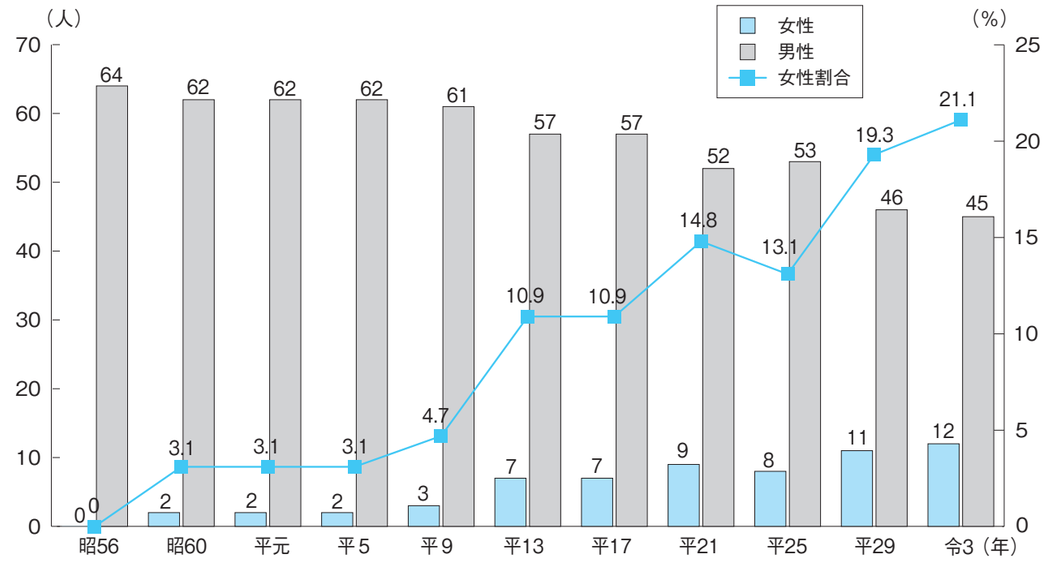

（注）各年２月現在。
（資料）北九州市議会事務局

図58　北九州市審議会委員数および女性割合の推移

北九州市審議会の女性委員数および女性割合は平成29年度まで右肩上がりを続ける。平成29年度からは北九州市の数値目標である女性割合50％を達成し、継続中である。

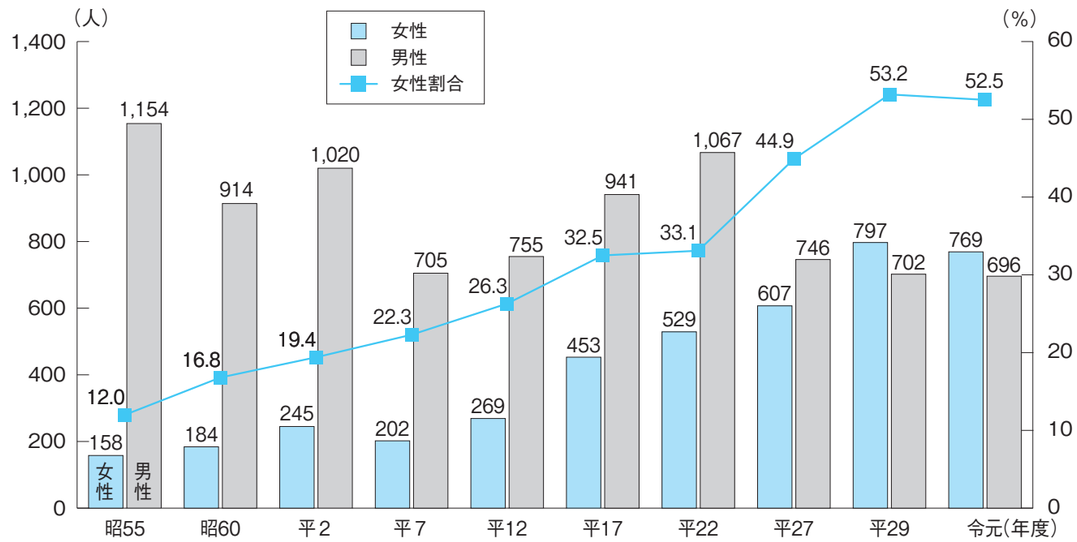

（資料）北九州市総務局

図59　防災会議委員数および女性割合の推移（北九州市、全国）

東日本大震災から１年後の平成24年度、北九州市防災会議委員の女性割合は、28.3％となる。全国平均の約３倍の割合で上昇を続け、平成28年度以降40％台で推移している。

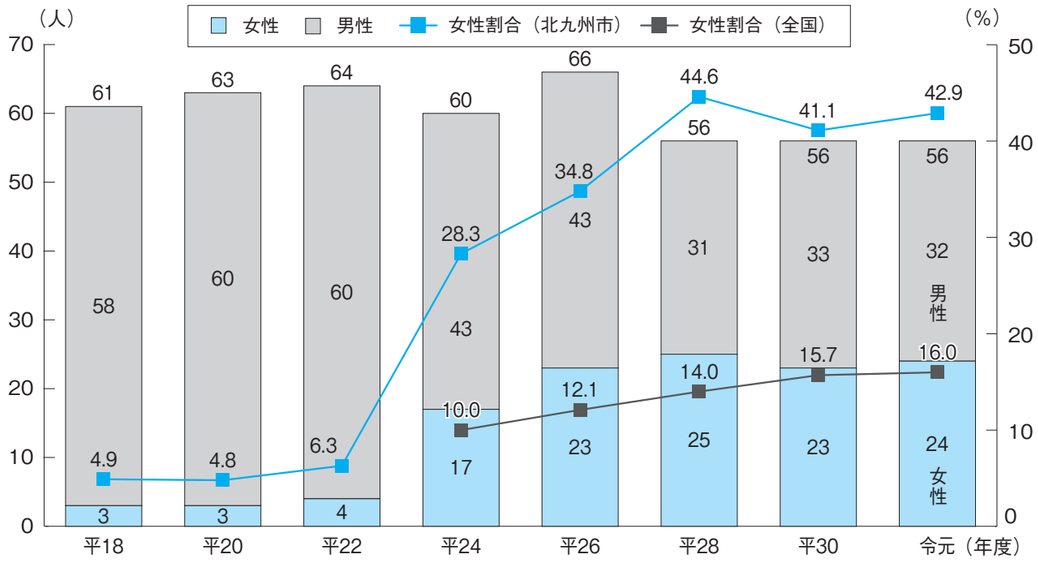

（注）北九州市は平成25年度までは６月１日現在。平成27年度は５月１日現在。平成26年度と平成28年度以降は７月１日現在。
（資料）内閣府『地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況報告書』

図60　北九州市教育委員会の教育委員数および女性割合の推移

北九州市教育委員会の教育委員の女性割合は、平成17年以降30％以上を継続している。

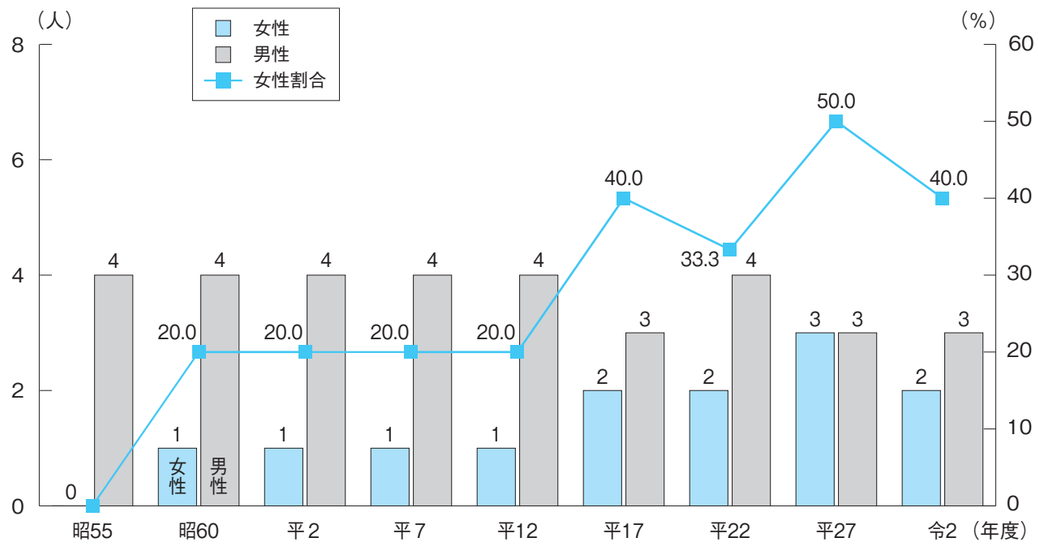

（注）各年度４月１日現在。平成20年４月より教育委員の定数が５人から６人に変更され、平成28年から５人に変更。
（資料）北九州市教育委員会

図61　小・中・特別支援学校のPTA会長数および女性割合の推移（北九州市）

小・中学校ＰＴＡの女性会長は10％以下で推移してきたが、令和元年度、中学校女性会長は16.1％。特別支援学校は、平成17年度から平成22年度にかけて100％を維持していた。平成27年度は減少に転じたものの、令和元年度はやや増加し87.5％。

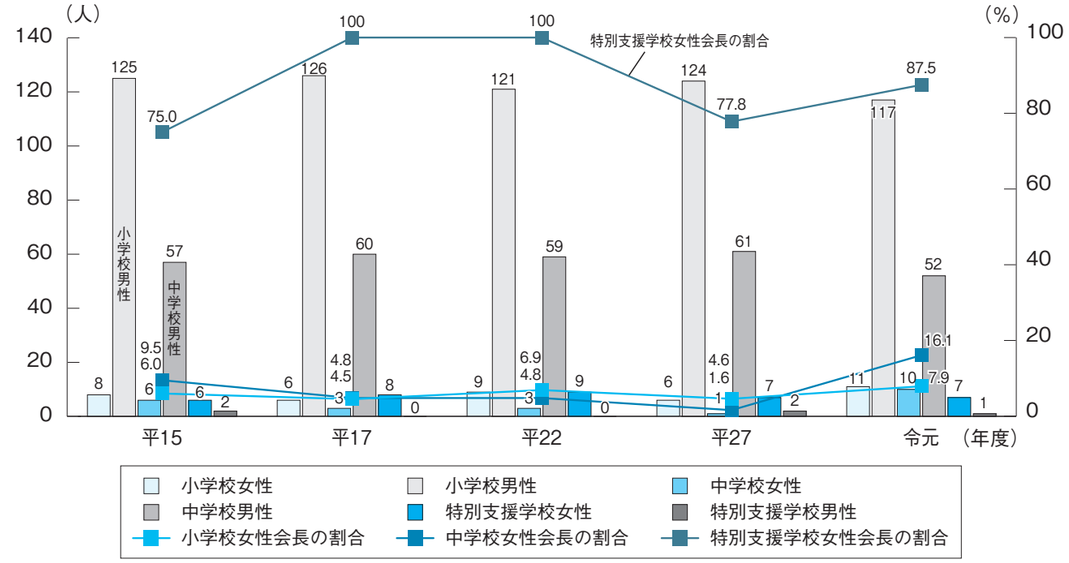

（注）各年度６月１日現在。
（資料）北九州市PTA協議会

図62　地域における委員・役員などの女性割合の推移（北九州市）

「区自治総連合会会長」は平成30年度に女性割合が14%。「市民センター館長」の女性割合は、増加傾向。

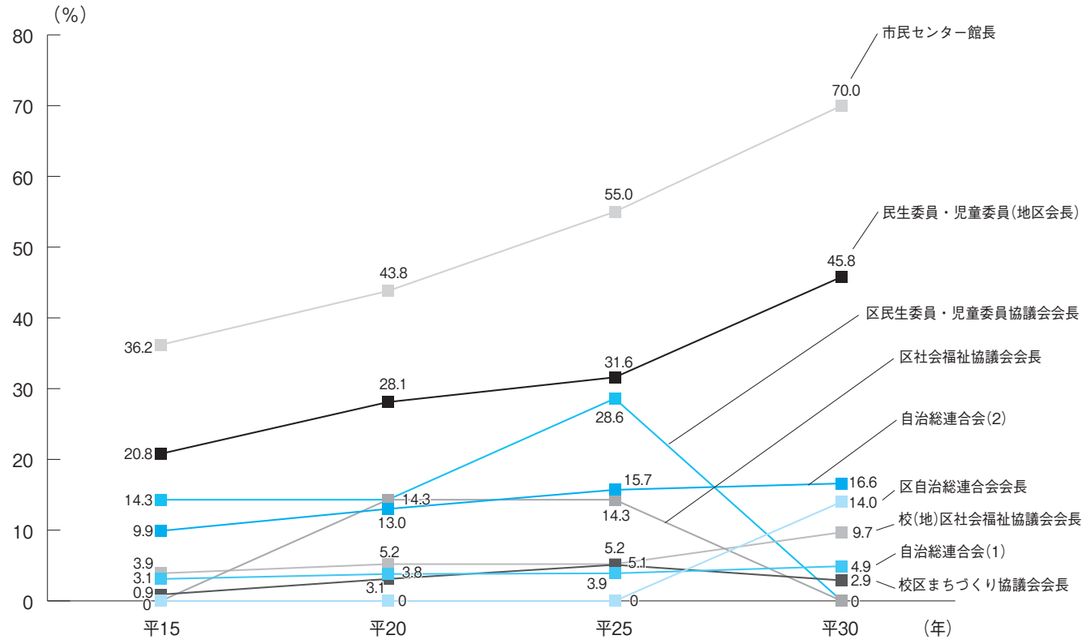

委員・役員名 ＼ 年 ／ 総数・性別・女性割合	平成15年度				平成20年度				平成25年度				平成30年度			
	合計（人）	女性（人）	男性（人）	女性割合（%）	合計（人）	女性（人）	男性（人）	女性割合（%）	合計（人）	女性（人）	男性（人）	女性割合（%）	合計（人）	女性（人）	男性（人）	女性割合（%）
区自治総連合会会長	7	0	7	0	7	0	7	0	7	0	7	0	7	1	6	14.0
自治総連合会(1)	258	8	250	3.1	209	8	201	3.8	207	8	199	3.9	205	10	195	4.9
自治総連合会(2)	2,822	280	2,542	9.9	2,857	370	2,487	13.0	2,849	448	2,401	15.7	2,820	468	2,352	16.6
校区まちづくり協議会会長	114	1	113	0.9	130	4	126	3.1	136	7	129	5.1	137	4	133	2.9
区社会福祉協議会会長	7	0	7	0	7	1	6	14.3	7	1	6	14.3	7	0	7	0
校(地)区社会福祉協議会会長	154	6	148	3.9	154	8	146	5.2	154	8	146	5.2	155	15	140	9.7
区民生委員・児童委員協議会会長	7	1	6	14.3	7	1	6	14.3	7	2	5	28.6	7	0	7	0
民生委員・児童委員(地区会長)	106	22	84	20.8	128	36	92	28.1	133	42	91	31.6	133	61	72	45.8
市民センター館長	105	38	67	36.2	128	56	72	43.8	129	71	58	55.0	130	91	39	70.0

（注）自治総連合会(1)は平成15年は自治区会長、平成20年以降は地区・校区会長。
　　自治総連合会(2)は平成15年度は町内会長、平成20年度以降は単位町内会長および自治会長。
（資料）北九州市保健福祉局

図63　北九州市職員の階層別職員数（令和元年度）および女性割合の推移（平成20年度、平成26年度、令和元年度）

指導的な立場にある「局長級」「部長級」「課長級」の女性割合は、令和元年度は12.1%。

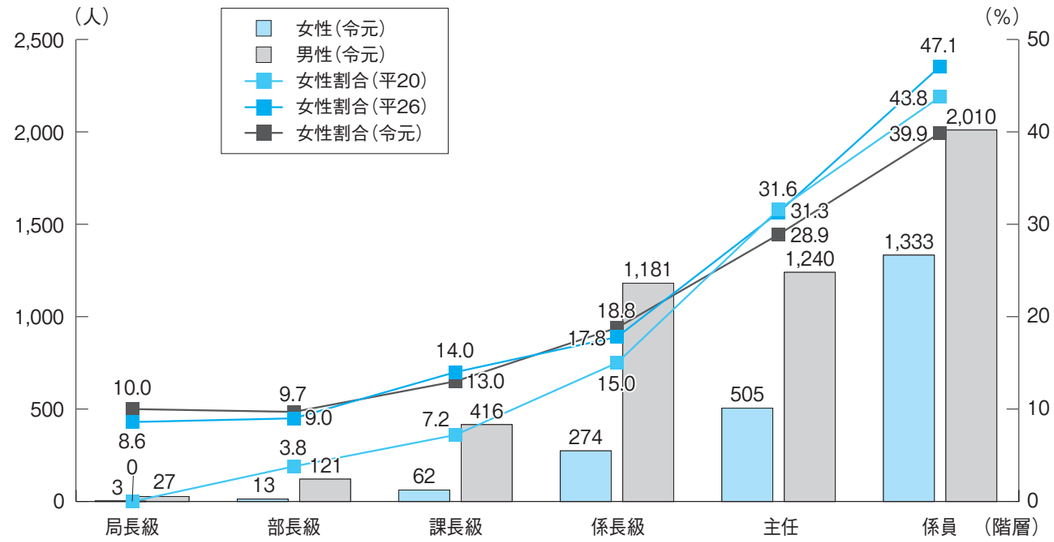

（注）各年度４月１日現在。全職種。企業管理者を除き、教育長を含む。
（資料）北九州市総務局

図64　北九州市職員の女性役職者数および女性割合の推移

平成22年度から平成27年度にかけて課長級以上に占める女性割合・係長級以上に占める女性割合がともに微増するが、人数における男女差は大きい。

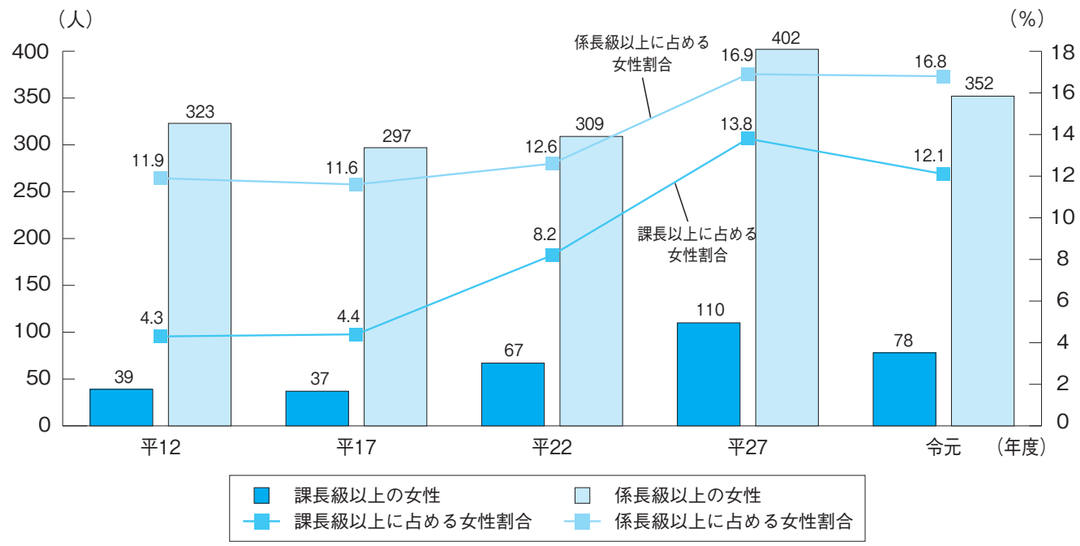

（注）各年度４月１日現在。全職種。企業管理者を除き、教育長を含む。
（資料）北九州市総務局

図65　政令指定都市職員の管理職および役職者に占める女性割合（平成26年度、令和元年度）

北九州市は、令和元年度の役職者、管理職に占める女性割合ともに、全国平均を下回る。

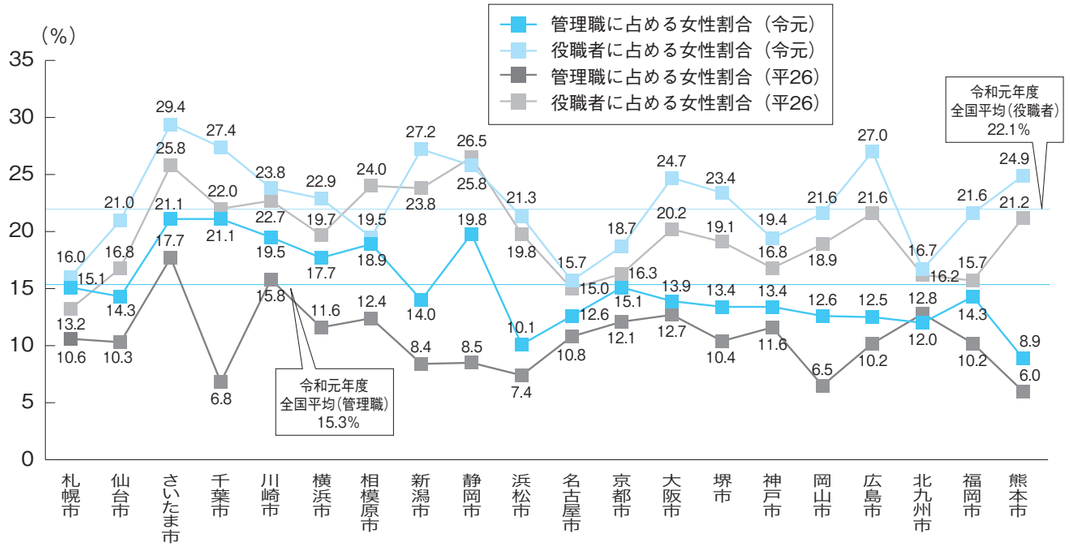

（注）各年度４月１日現在。全職種。管理職は課長級以上で、企業管理者を含み、教員を除く。役職者は係長級以上で、企業管理者および教員を除く。
（資料）北九州市総務局『女性の輝く社会推進室データ集』

図66　北九州市職員の係長試験受験率および合格率の推移

女性職員の受験率は平成27年度に大幅に増加し、以降は年々男性との差を縮めている。

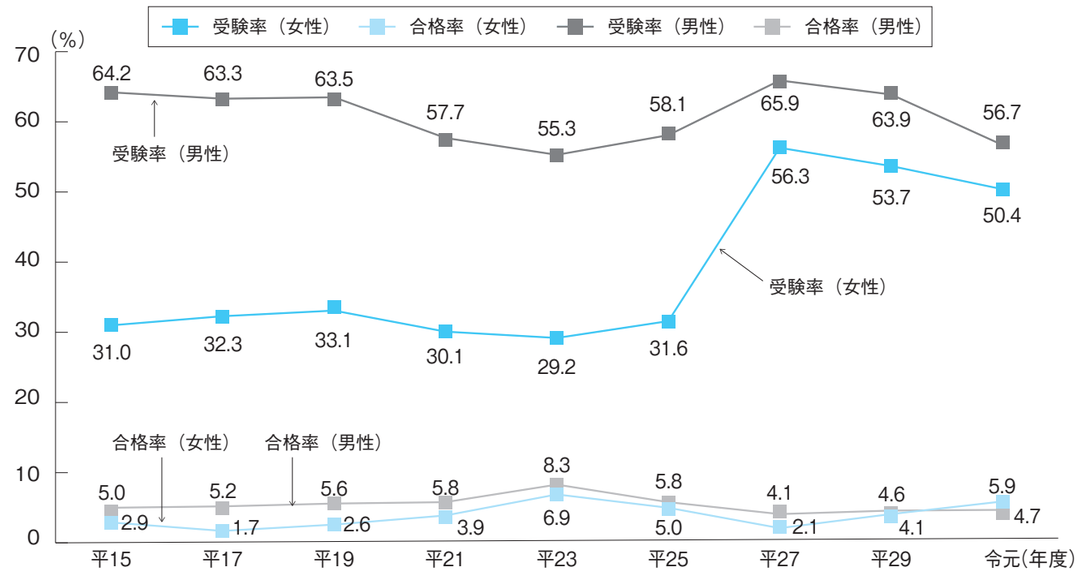

（注）受験率=受験者数/有資格者数×100、合格率=合格者数/受験者数×100
（資料）北九州市総務局

図67　公認会計士数および女性割合の推移（北九州市、全国）

北九州市の女性の公認会計士は平成17年の０％から平成22年に8.8％となり、増減を繰り返しながら令和２年には21.1％となった。全国の女性割合より高くなるが、依然男女差は大きい。

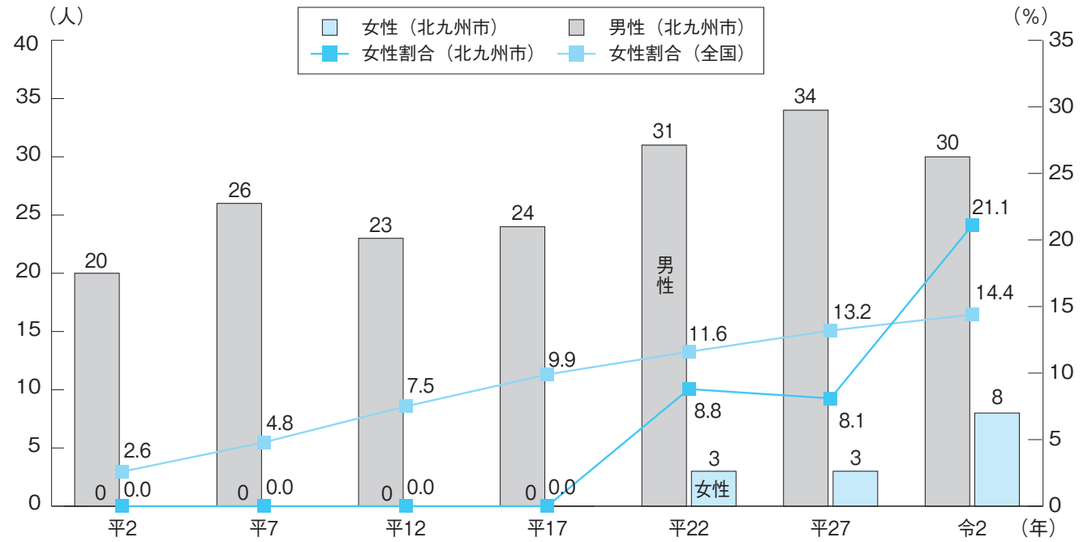

（注）各年３月31日現在。
（資料）日本公認会計士協会総務本部、日本公認会計士協会北部九州会

【男女共同参画に関する国際的な指数①】ジェンダー・ギャップ指数

ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index : GGI）は、スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので、４分野（経済・教育・保健・政治）の指標から構成された男女格差を測る指数で、０が完全不平等、１が完全平等を意味しています。

2019年の日本の総合スコアは0.652で、順位は153か国中121位（2018年は149か国中110位）でした。

各分野におけるスコアと順位は、次のとおりです。

分野	2019年 スコア（順位）	2018年 スコア（順位）
経済	0.598（115位）	0.595（117位）
政治	0.049（144位）	0.081（125位）
教育	0.983（91位）	0.994（65位）
健康	0.979（40位）	0.979（41位）

【2019年】

順位	国名	スコア
1	アイスランド	0.877
2	ノルウェー	0.842
3	フィンランド	0.832
4	スウェーデン	0.82
5	ニカラグア	0.804
6	ニュージーランド	0.799
7	アイルランド	0.798
8	スペイン	0.795
－	－	－
121	日本	0.652

図68　弁護士会会員数および女性割合の推移（北九州市、全国）

北九州市の弁護士会の女性会員の割合は、全国より低めで増加を続けてきたが、令和２年は18.2％と最高を更新した。

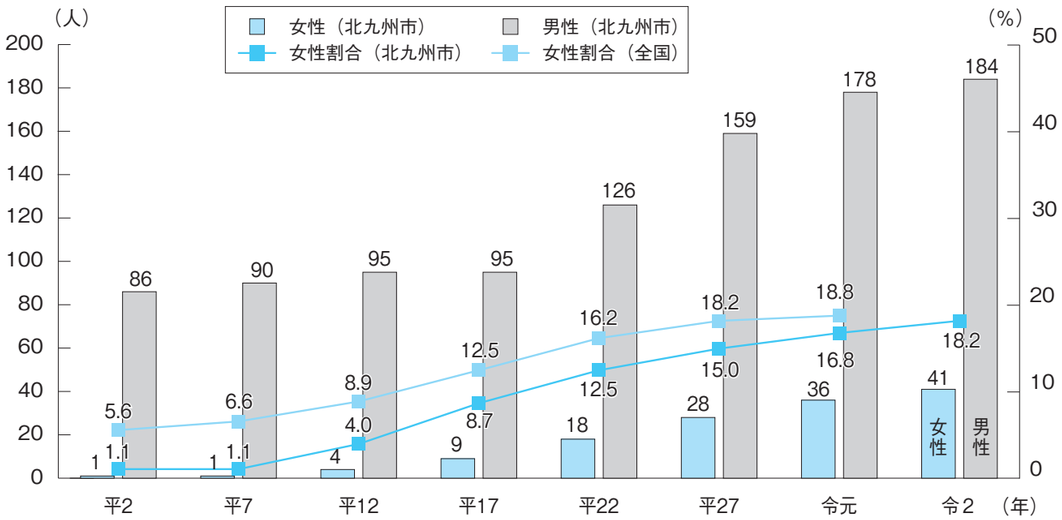

（注）各年３月31日現在。令和２年度の全国データは未発表。（令和３年２月現在）
（資料）福岡県弁護士会北九州部会、日本弁護士連合会『弁護士白書』

図69　警察官数および女性割合の推移（北九州市）

警察官の女性割合は令和元年は5.2％となり、平成２年度の約２倍に増加したが、男女差は依然大きい。

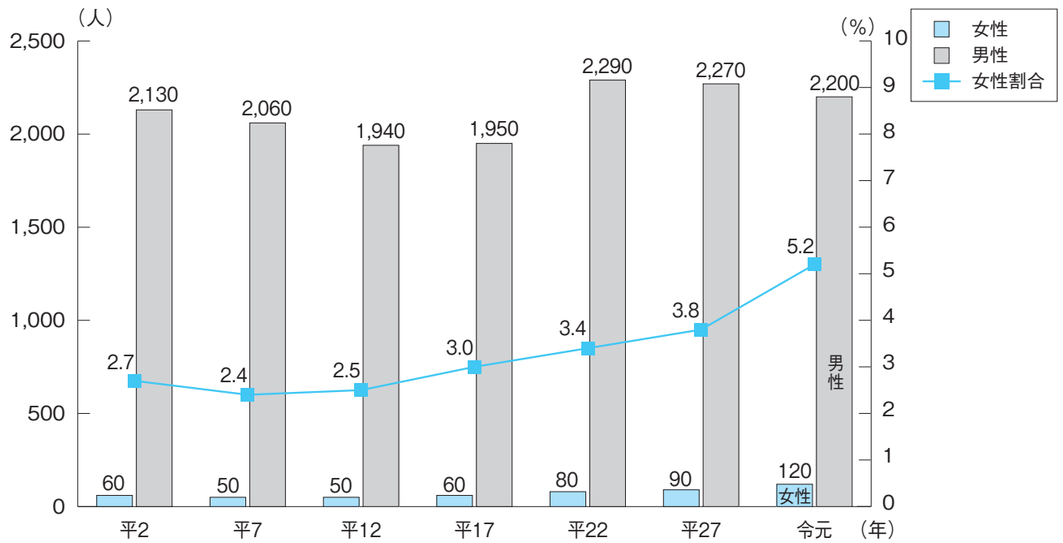

（注）各年４月１日現在。警察官数は概数。折尾警察署管内の中間市、遠賀郡を含む。
（資料）福岡県警察本部

図70　消防士数および女性割合、女性管理職割合の推移（北九州市）

消防士の女性割合は、平成２年以降増加を続け、令和元年度は5.2％で平成２年度の約８倍に増加した。女性管理職は平成22年以降微増している。

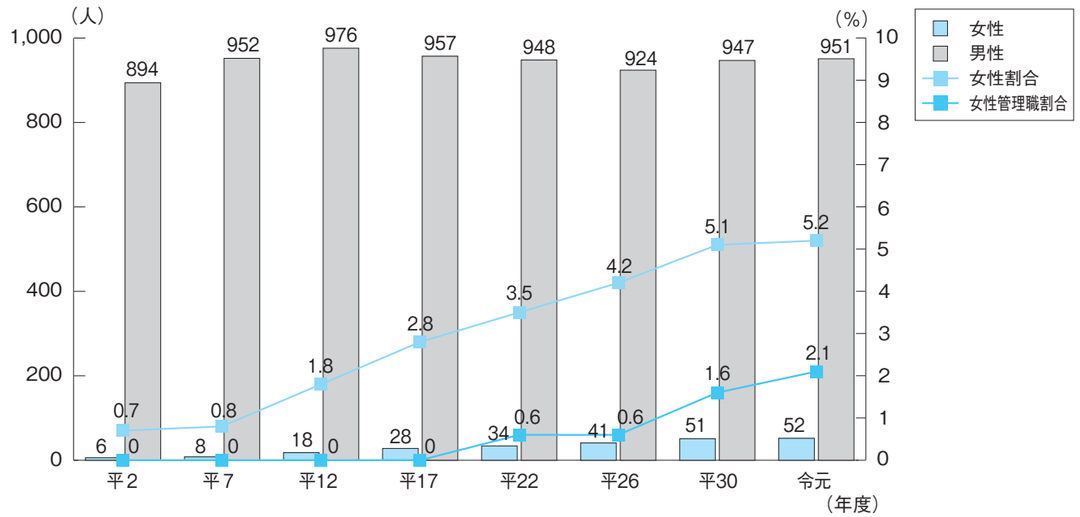

（注）各年度４月１日現在。昭和62年度から女性消防士を採用。
（資料）北九州市総務局

【男女共同参画に関する国際的な指数②】人間開発指数

人間開発指数（Human Development Index：HDI）は、国連開発計画が、健康、教育、生活水準の観点から各国の生活の質を０－１ポイントで評価した指標です。
「長寿で健康な生活」「知識」および「人間らしい生活水準」という人間開発の３つの側面を測るものです。

2018年の日本の総合スコアは0.915で、順位は189か国中19位でした。

【2018年】

順位	国名	HDI値
1	ノルウェー	0.954
2	スイス	0.946
3	アイルランド	0.942
4	ドイツ	0.939
4	香港	0.939
6	オーストラリア	0.938
6	アイスランド	0.938
8	スウェーデン	0.937
－	－	－
19	日本	0.915

図71　北九州市立医療施設に従事する医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師の女性割合の推移

北九州市立医療施設に従事する職種別の女性割合の中でも「医師」は性別の偏りが顕著。女性薬剤師は平成30年に平成５年の約２倍に増加した。

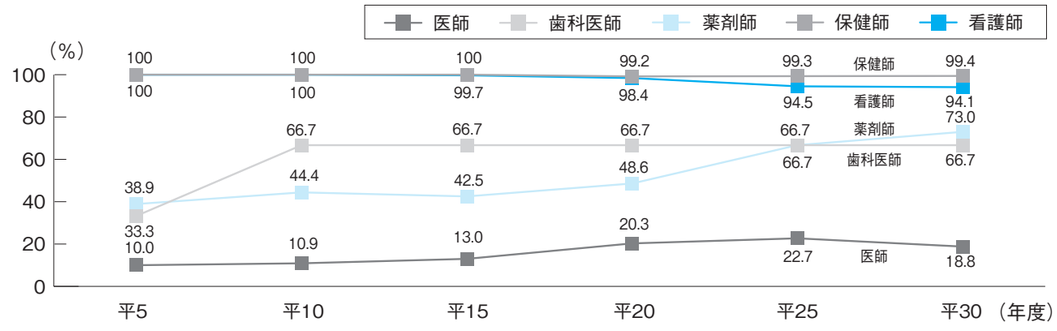

（注）各年度４月１日現在。平成11年４月、職名「保健士」「看護士」新設（これより以前は「保健婦」「看護婦」のみ）。
平成14年３月、職名「保健士」「保健婦」を「保健師」に、「看護士」「看護婦」を「看護師」に改称。
（資料）北九州市総務局

図72　北九州市立医療施設に従事する医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師における女性管理職割合の推移

北九州市立医療施設に従事する職種別管理職の女性割合は、「看護師」は100％を維持し、平成25年から「薬剤師」も100％、「医師」は微増するも平成30年は17.4％。

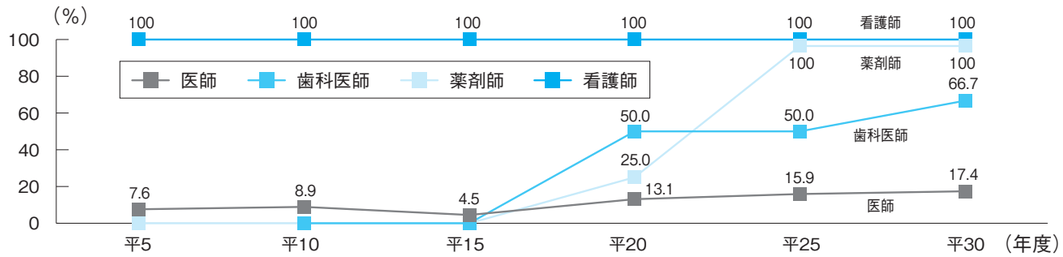

（注）各年度４月１日現在。管理職は課長以上。
（資料）北九州市総務局

	医　師（人）				歯科医師（人）			
	総数	女性	管理職総数	女性管理職	総数	女性	管理職総数	女性管理職
平5	211	21	132	10	3	1	2	0
平10	221	24	158	14	3	2	1	0
平15	215	28	157	7	3	2	1	0
平20	197	40	145	19	3	2	2	1
平25	181	41	138	22	3	2	2	1
平30	191	36	161	28	3	2	3	2

	薬 剤 師（人）				保 健 師（人）				看 護 師（人）			
	総数	女性	管理職総数	女性管理職	総数	女性	管理職総数	女性管理職	総数	女性	管理職総数	女性管理職
平5	36	14	6	0	112	112	0	0	656	656	9	9
平10	45	20	5	0	118	118	0	0	665	665	9	9
平15	40	17	4	0	117	117	0	0	629	627	8	8
平20	37	18	4	1	122	121	0	0	641	631	4	4
平25	33	22	2	2	149	148	0	0	724	684	15	15
平30	37	27	2	2	161	160	0	0	713	671	14	14

図73　基幹的農業従事者数および女性割合の推移（北九州市）

基幹的農業従事者は、男女とも減少傾向が続くなか女性割合は４割強で推移し、男女差は僅少。

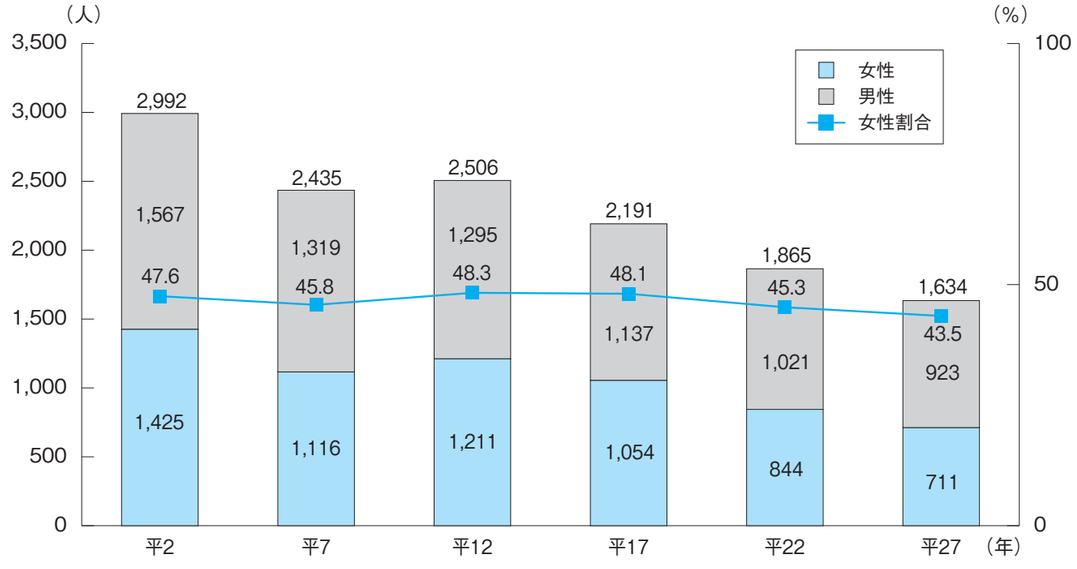

（注）基幹的農業従事者とは、年間を通じてほとんど農業に従事している者。
（資料）農林水産省『農林業センサス』

図74　漁業従事者数および女性割合の推移（北九州市）

男性漁業従事者は、年々大幅に減少。女性もわずかずつ減少。

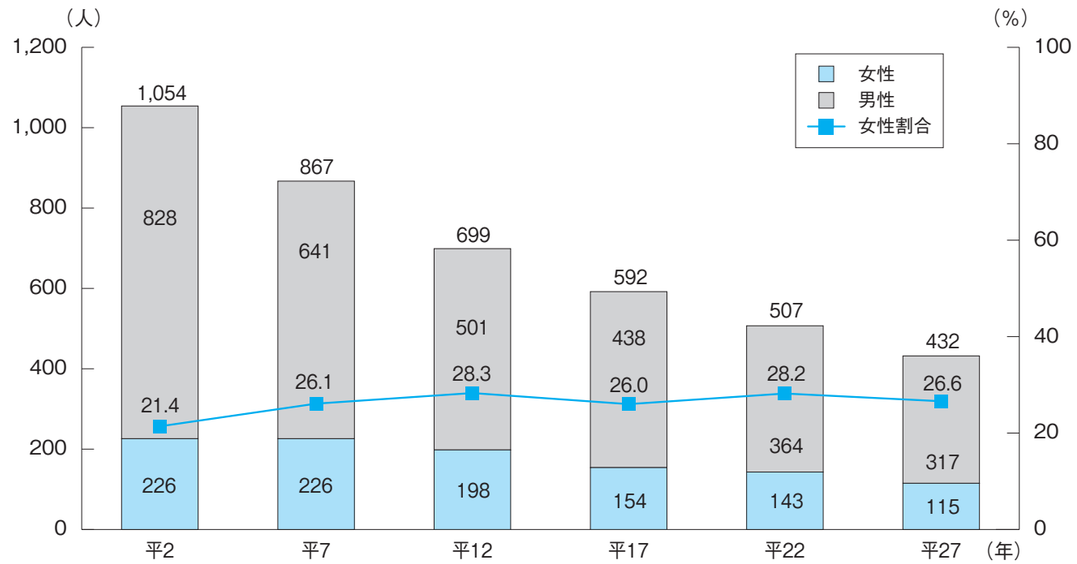

（資料）総務省統計局『国勢調査』

図75　バス乗務員数および女性割合の推移（北九州市）

女性のバス乗務員数は、平成15年度から平成22年度までの間に約19倍に増加して、令和２年度までほぼ50人（５％）を維持している。

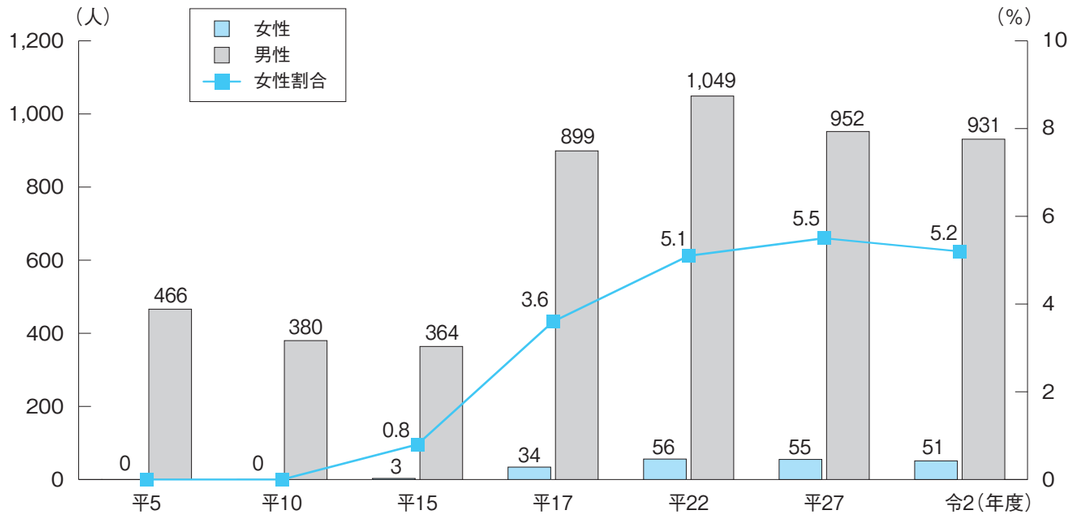

（注）乗務員数は北九州市内で営業しているバス会社の乗務員（正規、嘱託、契約）の合計数。
　　西鉄バス北九州株式会社は各年度４月１日現在。北九州市交通局は各年度３月31日現在。令和２年度は９月１日現在。
（資料）西鉄バス北九州株式会社、北九州市交通局

図76　建築士数および女性割合の推移（北九州市）

男性建築士がやや減少するなか、女性の建築士数は40人台を維持している。

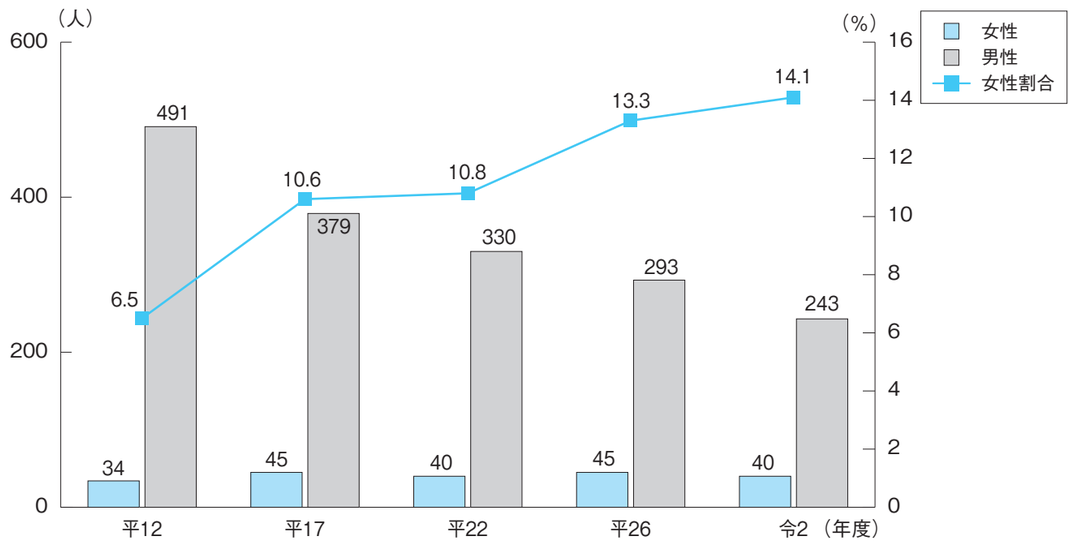

（注）各年度３月現在（平成26年度は９月現在、令和２年は８月現在）。福岡県建築士会加入会員のみ。
（資料）公益社団法人福岡県建築士会事務局

図77　理工系の学生数および女性割合の推移（北九州市）

理工系の女子学生の割合は増減を繰り返しながら増加傾向にある。

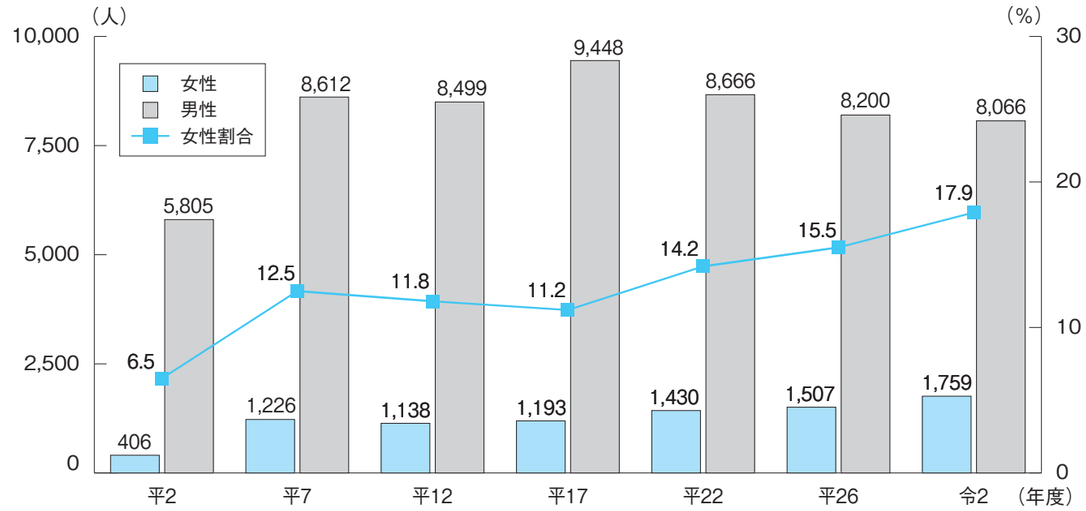

（注）北九州市立大学国際環境工学部・大学院国際環境工学研究科、北九州工業高等専門学校、九州職業能力開発大学校、九州工業大学・大学院（飯塚キャンパスを含む）、九州共立大学工学部、早稲田大学大学院情報生産システム研究科、西日本工業大学デザイン学部の提供データを集計。（大学校設置認可、学部の廃止などにより）開設年、集計状況は各大学で異なる。
（資料）北九州市立大学、北九州工業高等専門学校、九州職業能力開発大学校、九州工業大学、九州共立大学、早稲田大学、西日本工業大学

図78　理工系の教員数および女性割合の推移（北九州市）

理工系の教員の女性割合は、平成２年以降増減を繰り返しながら増加傾向に転じ、令和２年度は7.7％と過去最高を更新。

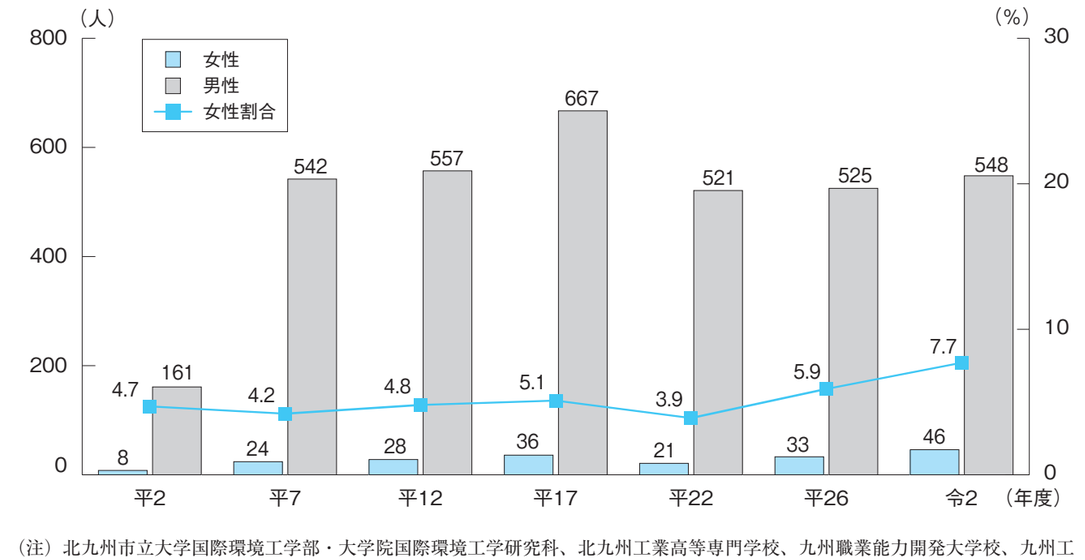

（注）北九州市立大学国際環境工学部・大学院国際環境工学研究科、北九州工業高等専門学校、九州職業能力開発大学校、九州工業大学・大学院（飯塚キャンパスを含む）、九州共立大学工学部、早稲田大学大学院情報生産システム研究科、西日本工業大学デザイン学部の提供データを集計。（大学校設置認可、学部の廃止などにより）開設年、集計状況は各大学で異なる。
（資料）北九州市立大学、北九州工業高等専門学校、九州職業能力開発大学校、九州工業大学、九州共立大学、早稲田大学、西日本工業大学

図79　理工系の教員管理職者数および女性割合の推移（北九州市）

理工系教員の女性管理職数は、０人から３人の間で増減を繰り返しながら推移し平成26年度以降は３人（約５％）と、男女差は依然大きい。

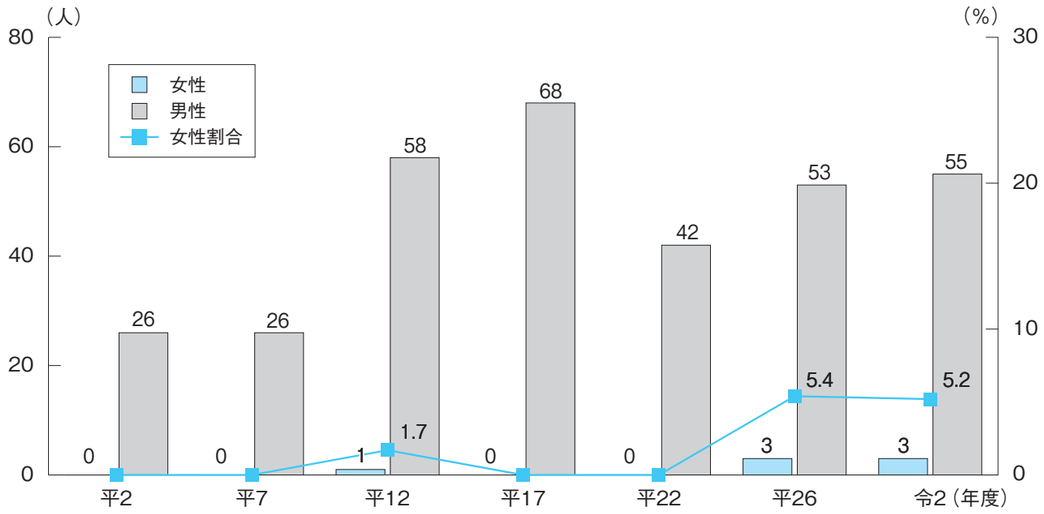

（注）北九州市立大学国際環境工学部・大学院国際環境工学研究科、北九州工業高等専門学校、九州職業能力開発大学校、九州工業大学・大学院（飯塚キャンパスを含む）、九州共立大学工学部、早稲田大学大学院情報生産システム研究科、西日本工業大学デザイン学部の提供データを集計。（大学校設置認可、学部の廃止などにより）開設年、集計状況は各大学で異なる。
（資料）北九州市立大学、北九州工業高等専門学校、九州職業能力開発大学校、九州工業大学、九州共立大学、早稲田大学、西日本工業大学

【男女共同参画に関する国際的な指数③】　ジェンダー開発指数

ジェンダー開発指数（Gender-related Development Index : GDI）は、人間開発における男女格差を表すもので、下の８つの指標で試算され、男女別の人間開発指数（HDI）の比率で示されます。各国のGDIランキングは、HDI（人間開発指数）における男女平等からの絶対偏差に基づいており、男性優位の不平等も女性優位の不平等も同じ扱いでランキングに反映されます。

〈長寿で健康な生活〉
・女性の出生時平均余命　・男性の出生時平均余命
〈知識〉
・女性の成人識字率　・女性のGER（総就学率）
・男性の成人識字率　・男性のGER（総就学率）
〈人間らしい生活水準〉
・女性の推定勤労所得　・男性の推定勤労所得

2018年の日本の総合スコアは0.976で、
順位は166か国中51位でした。

【2018年】

順位	国名	GDI値
1	カザフスタン	0.999
1	クウエート	0.999
3	トリニダード・トバゴ	1.002
4	ドミニカ共和国	1.003
4	ベトナム	1.003
4	ブルンジ	1.003
4	スロベニア	1.003
8	フィリピン	1.004
－	－	－
51	日本	0.976

図80　学校種別女性教員割合の推移（北九州市）

近年「幼稚園」「小学校」「中学校」「高等学校」「短期大学･高等専門学校」の女性教員の割合は固定化､「大学」は増加傾向。

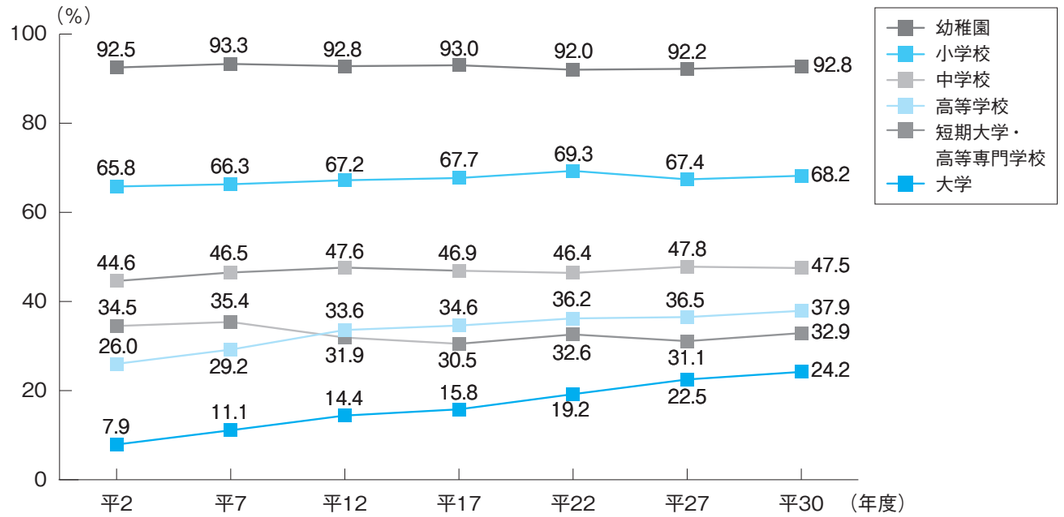

（注）各年度５月１日現在。小学校、中学校、高等学校は兼務者を含む。
（資料）北九州市企画調整局『北九州市統計年鑑』

図81　保育士数および男性割合の推移（北九州市）

男性保育士の割合は、平成27年度は4.5％まで増加したが、以降は減少に転じ、令和２年度は3.6％。

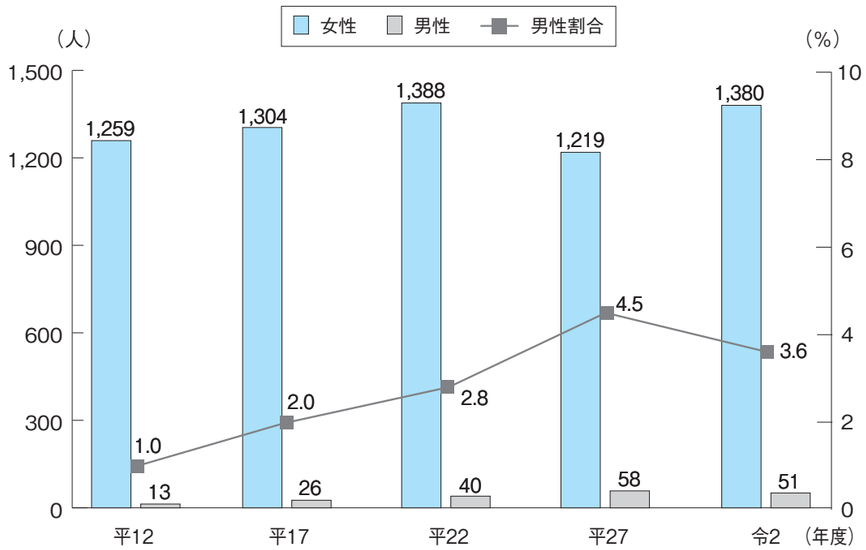

（注）各年度４月１日現在。保育士数は正規職員の数。
（資料）北九州市子ども家庭局、北九州市保育所連盟

図82　北九州市立小・中・特別支援学校の校長、教頭における女性割合の推移

学校における管理職の女性割合は、特別支援学校校長は平成12年度から増加していたが、令和元年度は減少。

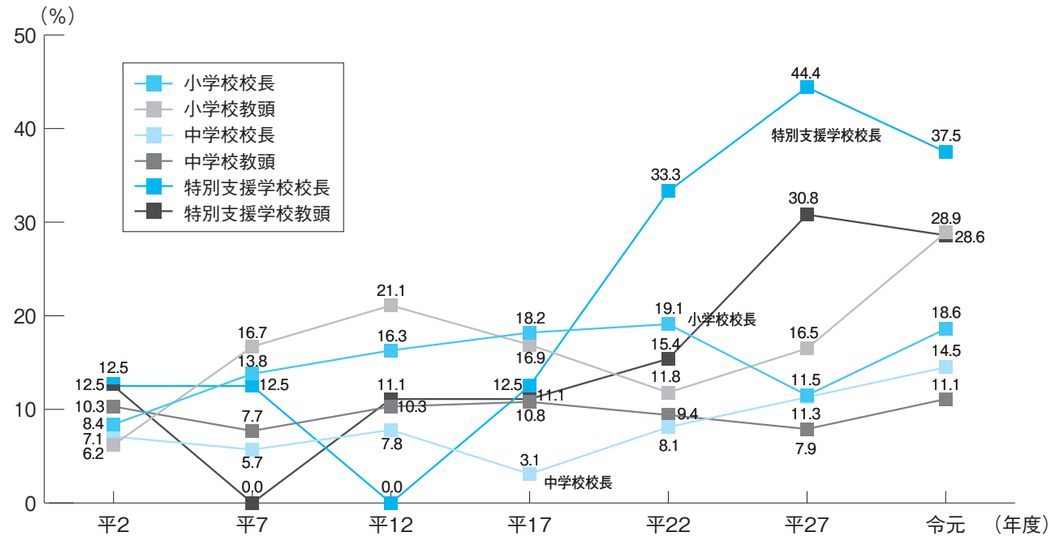

（注）各年度５月１日現在。
（資料）北九州市教育委員会『教育調査統計資料』

図83　大学、短期大学、高等専門学校における講師以上の数および女性割合の推移（北九州市、平成20年度、平成26年度、令和２年度）

高等教育における講師以上の女性割合は、「大学」は令和２年度に20.7％まで増加した。「短期大学・高等専門学校」は令和２年度に34.7％に増加。

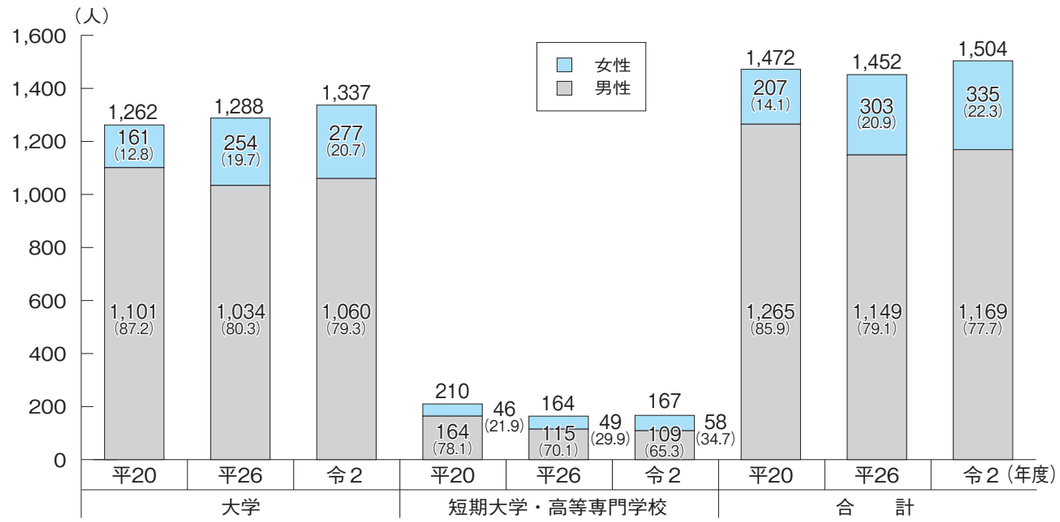

（注）平成20年度は２月現在、平成26年度は５月１日現在。（　　）内は割合（％）。令和２年度は９月１日現在。
（資料）九州共立大学、西日本工業大学デザイン学部、産業医科大学、九州工業大学、九州国際大学、北九州市立大学、九州栄養福祉大学、九州女子大学、西南女学院大学、九州歯科大学、早稲田大学大学院情報生産システム研究科、九州女子短期大学、東筑紫短期大学、折尾愛真短期大学、西南女学院大学短期大学部、北九州工業高等専門学校、九州職業能力開発大学校

図84　高等学校卒業後の進路別推移（北九州市）

高等学校卒業後の進学率（大学、短大、その他への進学者の率）は近年女性が高めで推移し、平成17年度以降ほぼ横ばい状況。

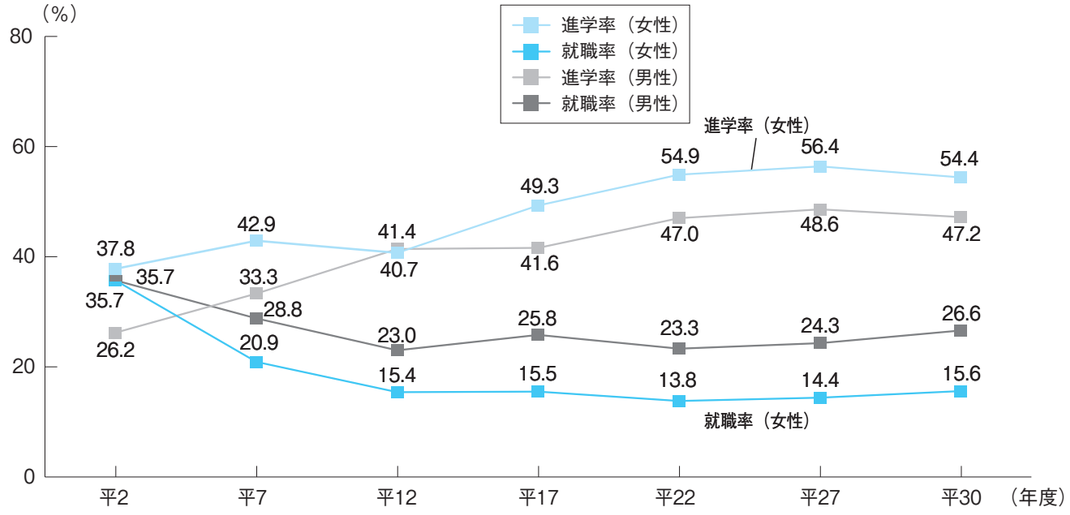

（注）各年度末現在。その他には大学・短期大学の通信教育部および放送大学、大学・短期大学の別科、高等学校の専攻科、特別支援学校高等部の専攻科を含む。
（資料）北九州市企画調整局『北九州市統計年鑑』

図85　大学、短期大学などの進学率の推移（北九州市）

大学への進学率は、男性が高めで増加傾向だが女性も増加傾向にあり、平成30年度には男女差が2.5ポイントまで縮まる。

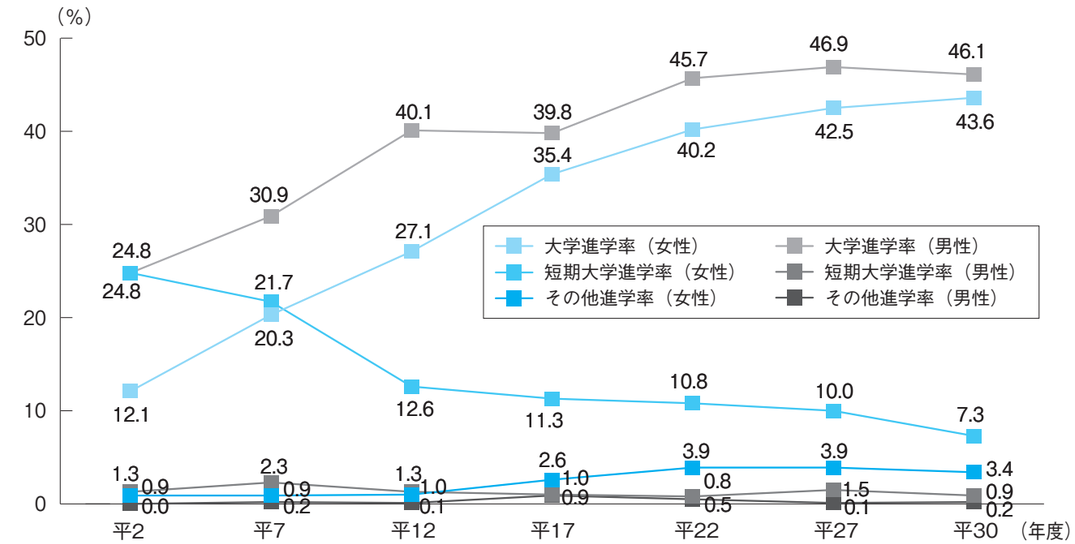

（注）各年度末現在。「その他」は大学・短期大学通信教育部および放送大学、大学・短期大学の別科、高等学校の専攻科、特別支援学校高等部の専攻科。
（資料）北九州市企画調整局『北九州市統計年鑑』

図86　外国人住民登録者数および女性割合の推移（北九州市）

外国人登録者に占める女性割合は、平成12年からは50％台で維持してきたが、平成27年に50％を下回り令和元年は46.8％となった。

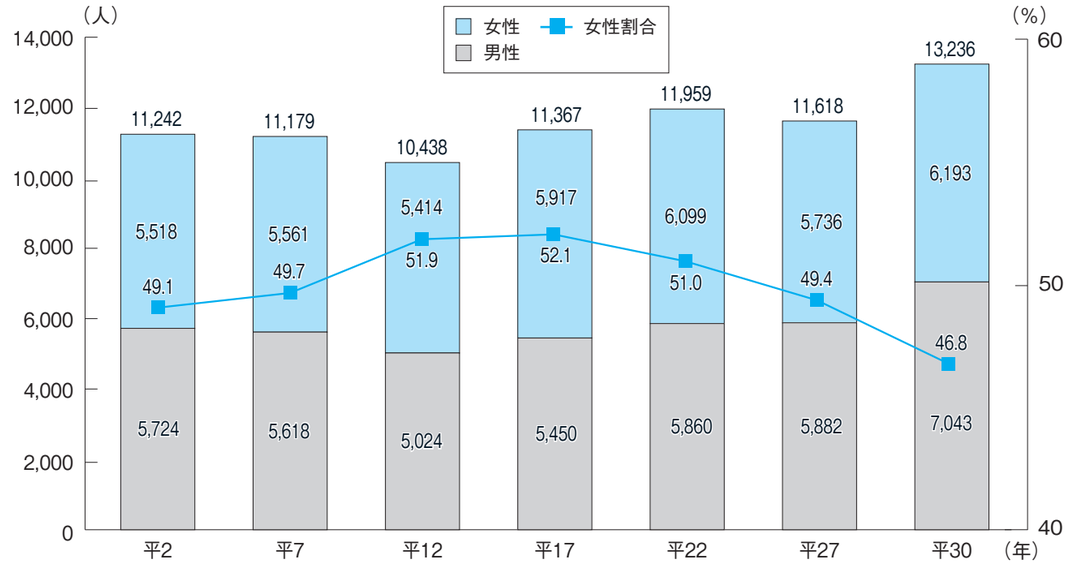

（注）各年12月31日現在。平成22年までは旧外国人登録人口。平成25年に、住民基本台帳の一部改正により、外国人登録制度が廃止され、従来登録対象となっていた在留期間3ケ月以下の外国人や短期滞在の外国人等は対象外となっている。
（資料）北九州市企画調整局『北九州市統計年鑑』

図87　夫婦のいずれか一方が外国人の婚姻件数および割合の推移（北九州市、全国）

全婚姻件数に占める「夫婦のいずれか一方が外国人」の割合は、北九州市は全国より低め。近年は北九州市、全国ともに減少していたが平成30年は増加に転じた。「妻外国人・夫日本人」の婚姻件数は「妻日本人・夫外国人」の約２倍で推移。

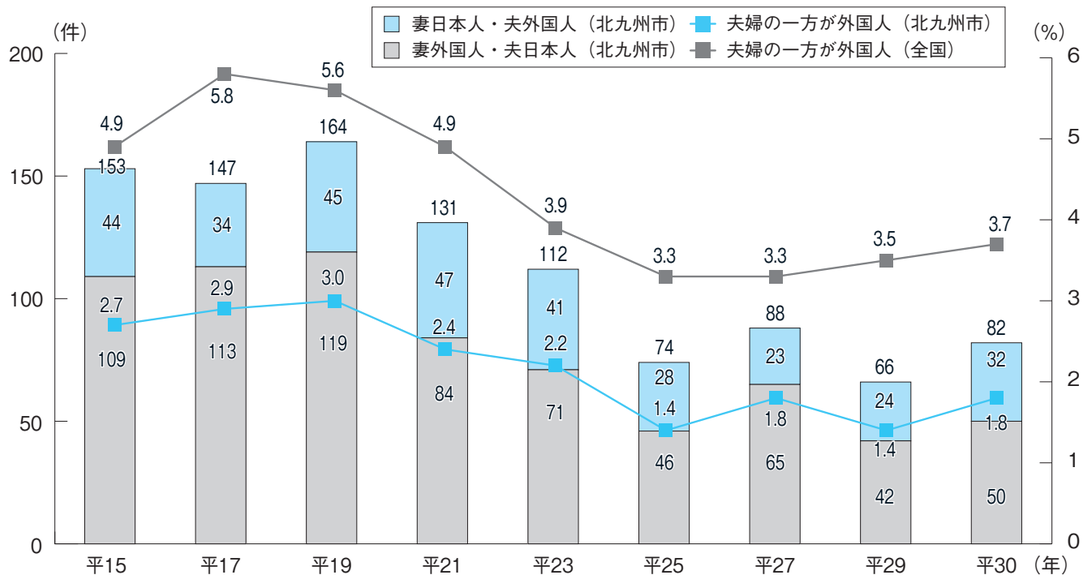

（資料）厚生労働省『人口動態統計』

図88　北九州市在学留学生数および女性割合の推移

在学留学生数は、専門学校生が増加したため、総数は近年増化傾向にある。男性が令和元年からやや減少に転じた。

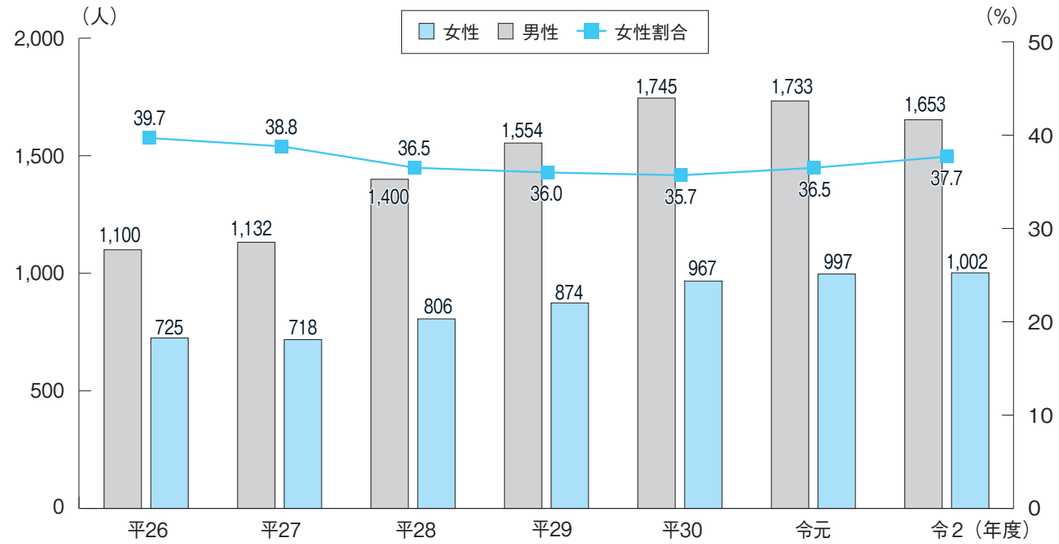

（注）各年度５月１日現在。大学、短期大学、高等専門学校に、専門学校を加えた数値。
（資料）北九州市企画調整局

図89　男女別、年齢階級別喫煙状況の推移（北九州市、平成20年度、平成23年度、平成28年度）

女性喫煙者は、男性の約３分の１。20代の喫煙割合は、平成20年度に比べて平成28年度は男女とも減少した。

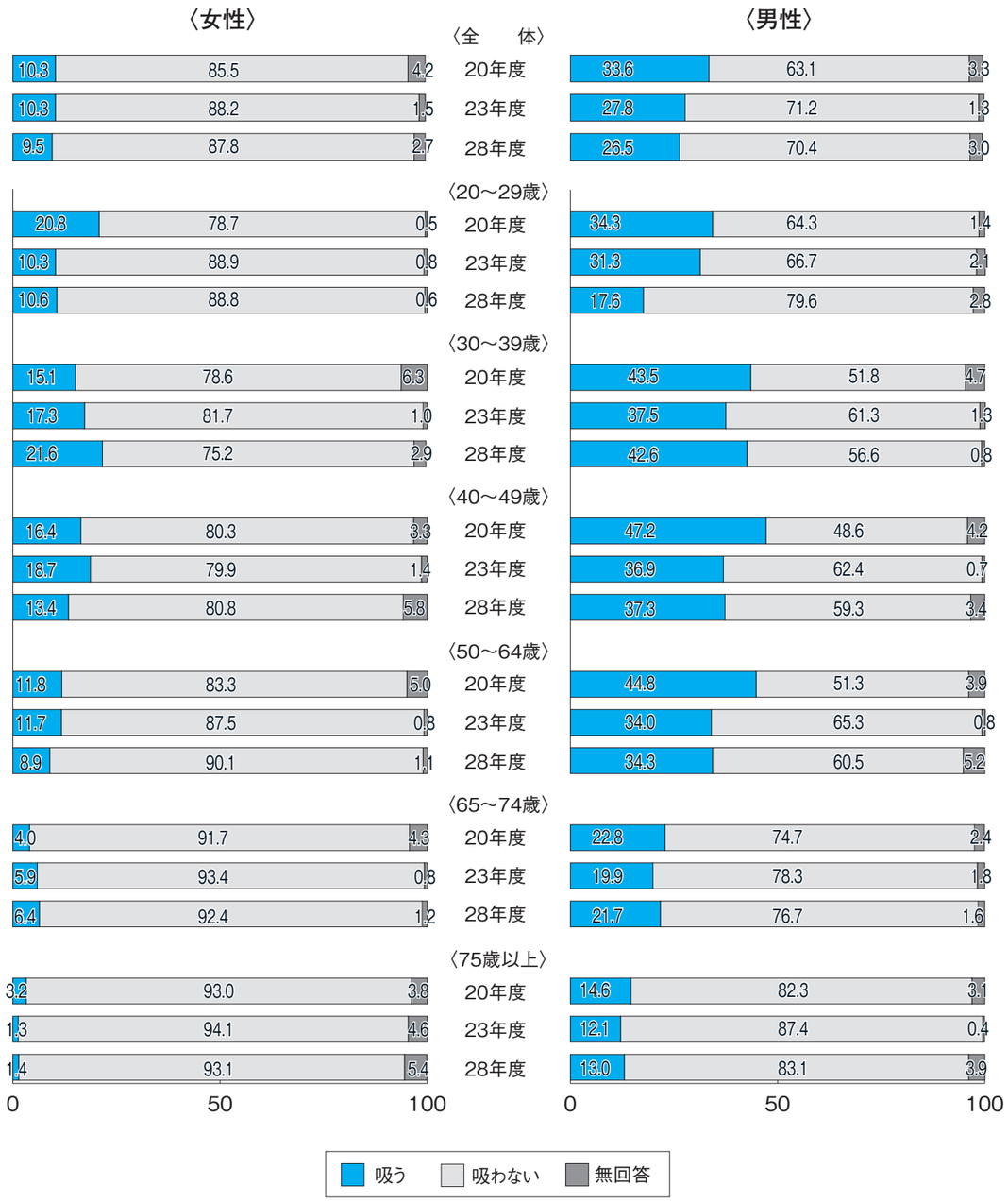

（注）総数は平成20年度女性1,778人、男性1,298人、平成23年度女性1,864人、男性1,390人、平成28年度女性1,431人、男性1,025人。
（資料）北九州市保健福祉局『北九州市健康づくり実態調査』

図90　死亡数に占める死因の割合（北九州市、平成30年）

死因割合は男女とも「悪性新生物」がもっとも高く、第２位が「心疾患」と続く。「肺炎」「脳血管疾患」を含めると、この４つの死因が男女とも全体の６割近くを占める。

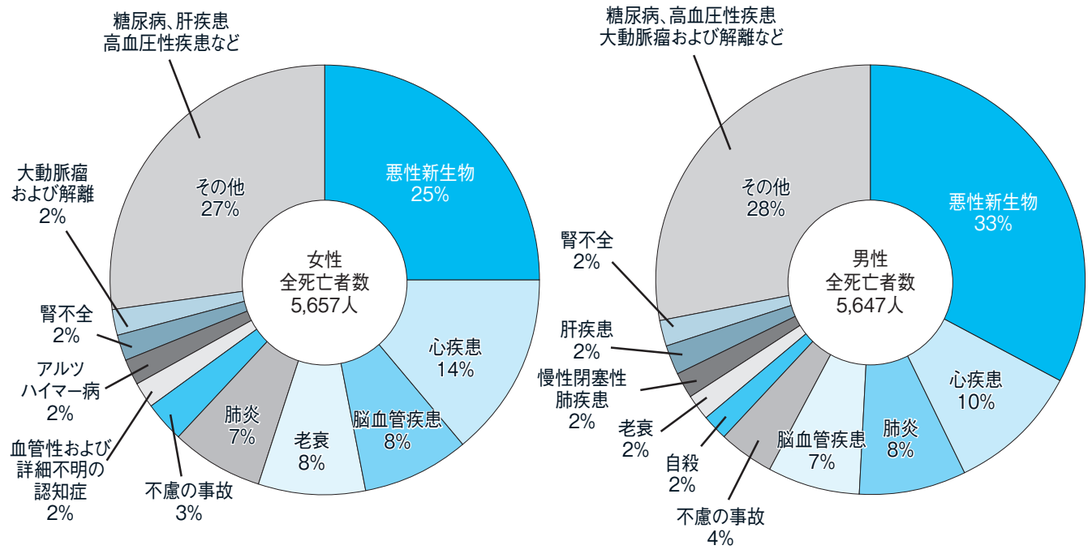

（資料）北九州市保健福祉局『北九州市衛生統計年報』

表２　死因順位および死因別死亡率（北九州市、平成30年）

死因は、「悪性新生物」「心疾患」「脳血管疾患」「肺炎」が男女とも上位５位までを占める。「自殺」が、男性の６位。「アルツハイマー病」が女性の８位にあるなど、男女差を示す。

	女　性			男　性		
	死因	死亡数（人）	死亡率（人口10万対）	死因	死亡数（人）	死亡率（人口10万対）
第1位	悪性新生物	1,416	281.5	悪性新生物	1,863	410.7
第2位	心疾患	773	153.7	心疾患	549	121.0
第3位	脳血管疾患	448	89.1	肺炎	477	105.2
第4位	老衰	446	88.7	脳血管疾患	409	90.2
第5位	肺炎	407	80.9	不慮の事故	207	45.6
第6位	不慮の事故	185	36.8	自殺	120	26.5
第7位	血管性および詳細不明の認知症	133	26.4	老衰	119	26.2
第8位	アルツハイマー病	115	22.9	慢性閉塞性肺疾患	118	26.0
第9位	腎不全	114	22.7	肝疾患	100	22.0
第10位	大動脈瘤および解離	108	21.6	腎不全	100	22.0
11位以下	その他	1,512	300.6	その他	1,585	349.5
	合計	5,657	－	合計	5,647	－

（注）　死亡率＝年間死亡数/10月１日現在の北九州市人口×1,000
（資料）北九州市保健福祉局『北九州市衛生統計年報』

図91　自殺死亡率の推移（北九州市、全国、人口10万対）

自殺死亡率は、北九州市も全国も男性の方が高く推移。

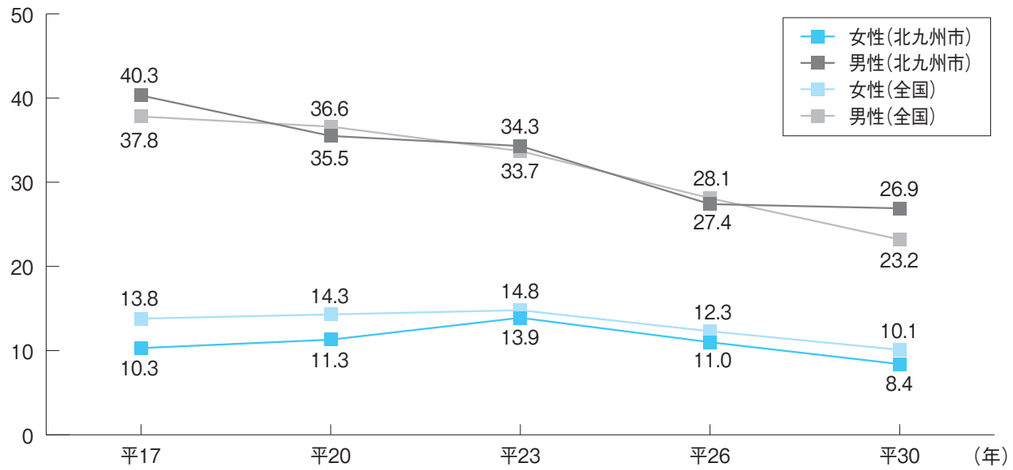

（注）自殺死亡率は、人口10万人当たりの自殺者を示す（自殺者÷人口×100,000）。
　　人口は、総務省統計局の推計人口（10月１日現在）または国勢調査による基準人口（10月１日現在）の総人口に基づく。
（資料）厚生労働省社会・援護局『自殺対策推進室』
　　北九州市保健福祉局『北九州市衛生統計年報』

【男女共同参画に関する国際的な指数④】　ジェンダー不平等指数

ジェンダー不平等指数（Gender Inequality Index : GII）は、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするものです。リプロダクティブ･ヘルス（性と生殖に関する健康）、エンパワメント、労働市場への参加の３つの側面における達成度の男女の不平等を、０（女性と男性が完全に平等な立場）～１（すべての側面において、男女の一方が他方より不利な状況に置かれている場合）の間の測定項目で表されます。

〈リプロダクティブ・ヘルス〉
・妊産婦死亡率　　・15～19歳の女性1,000人当たりの出産数
〈エンパワメント〉
・両性が立法府の議席に占める割合
・両性の中等・高等教育の達成度
〈労働市場への参加〉
・女性の就労率

2018年の日本の総合スコアは0.099で、
順位は162か国中23位でした。

【2018年】

順位	国名	GII値
1	スイス	0.037
2	スウェーデン	0.04
2	デンマーク	0.04
4	オランダ	0.041
5	ノルウェー	0.044
6	ベルギー	0.045
7	フィンランド	0.05
8	フランス	0.051
－	－	－
23	日本	0.099

図92　乳がん、子宮がんによる死亡率の推移（北九州市、人口10万対）

乳がんによる死亡率は増減しながらも増加傾向にあり、平成30年に26.7。子宮がんによる死亡率は平成17年以降微増で推移するが、平成29年は9.1に減少。

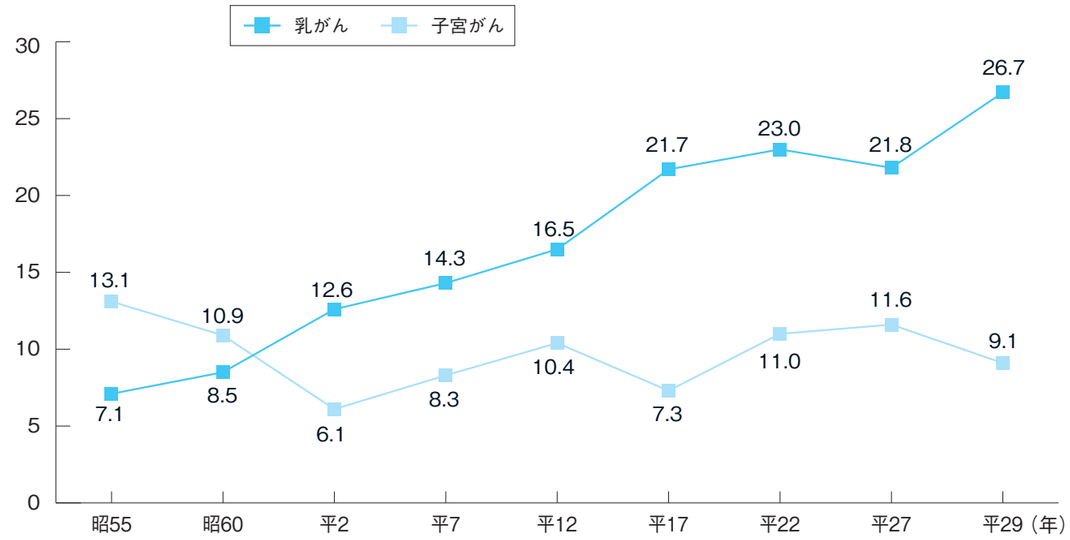

（注）死亡率（女性人口10万対）
（資料）北九州市保健福祉局『北九州市衛生統計年報』

図93　乳がん、子宮頸がん検診受診率の推移（北九州市）

検診受診率は、乳がん、子宮頸がんともに平成27年度から減少傾向にある。

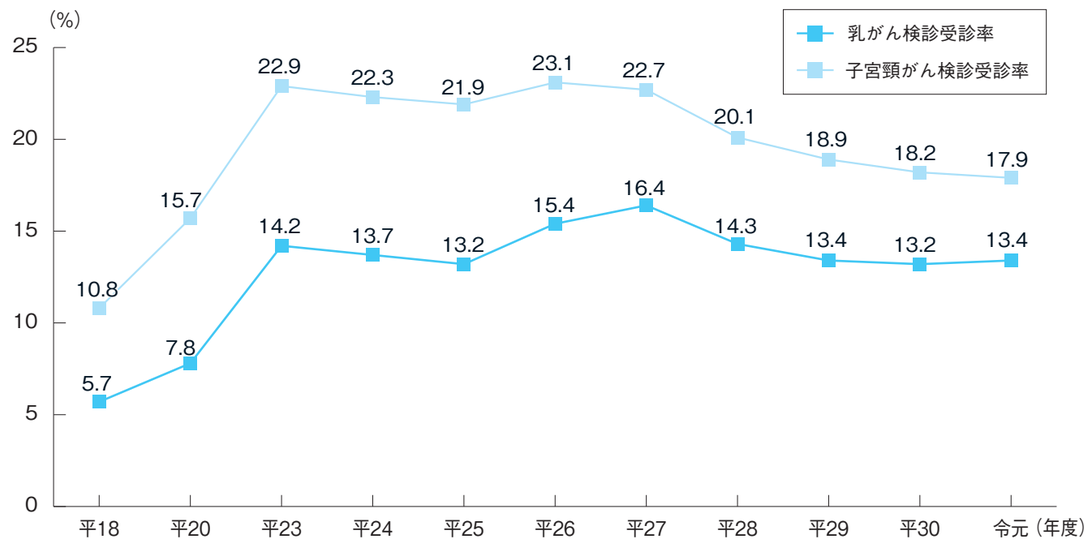

（注）受診率＝（前年度受診者数＋当該年度受診者数－２年連続受診者数）/当該年度対象者数×100
（資料）北九州市保健福祉局

図94　乳児死亡・新生児死亡・死産・周産期死亡・妊産婦死亡率の推移（北九州市、人口千対、人口10万対）

死産率は年々減少し、平成29年は平成２年の約半分に減少した。

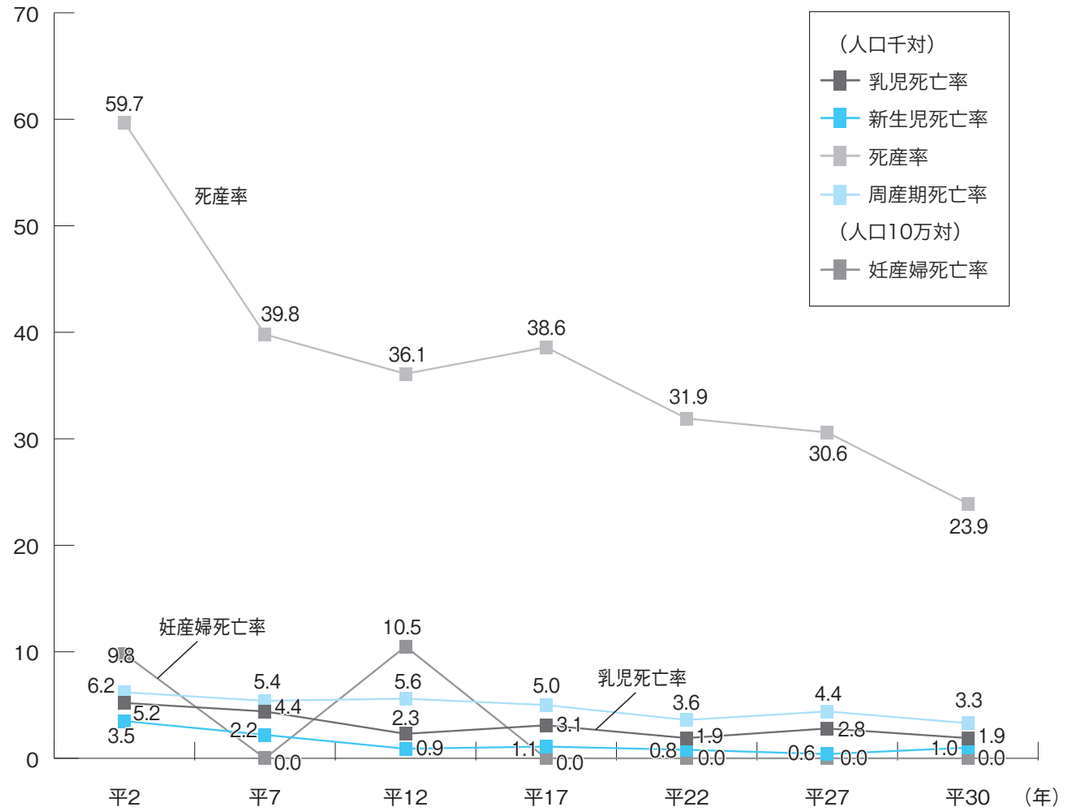

（注）乳児・新生児死亡率＝年間乳児・新生児死亡数／年間出生数×1,000（乳児死亡とは生後１年未満の死亡、新生児死亡とは生後４週（28日）未満の死亡）
死産率＝年間死産数（妊娠満12週以降の年間自然死産数＋年間人工死産数）／年間出産数（年間出生数+年間死産数）×1,000
周産期死亡率＝年間周産期死亡数（年間妊娠満22週以降の死産数＋年間早期新生児死亡数）／年間出産数（年間出生数＋年間の妊娠満22週以降の死産数）×1,000（早期新生児死亡とは生後１週（７日）未満の死亡）平成６年以前は、周産期死亡率＝年間周産期死亡数（年間妊娠満28週以降の死産数＋年間早期新生児死亡数）／年間出生数（年間出生数＋年間妊娠満28週以降の死産数）×1,000
妊産婦死亡率＝年間妊産婦死亡数／年間出産数（出生数＋死産数）×100,000
（資料）厚生労働省『人口動態統計』、北九州市保健福祉局『北九州市衛生統計年報』

図95　不妊専門相談数の推移（北九州市）

不妊専門相談件数は、「電話」「面接」ともに平成25年以降減少。

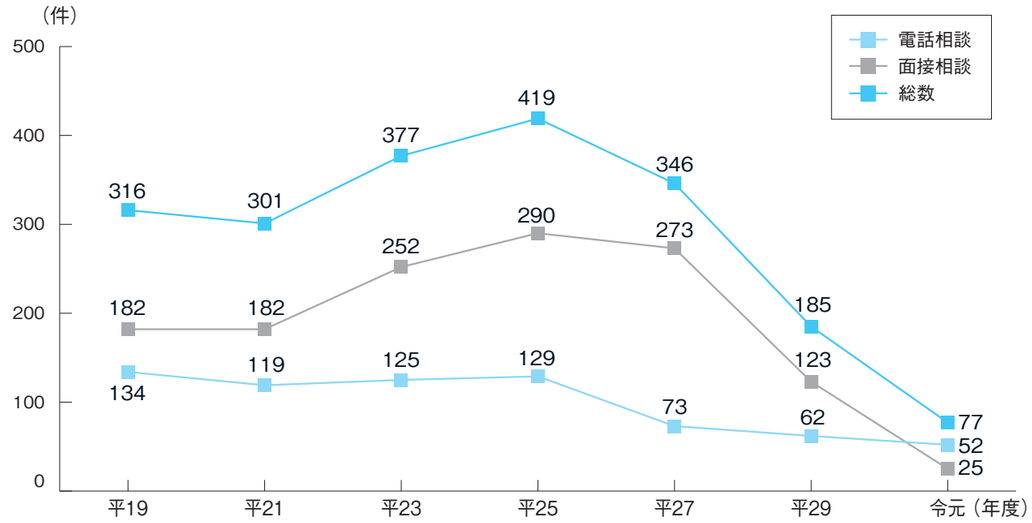

（資料）北九州市子ども家庭局

図96　特定不妊治療助成件数の推移（北九州市）

特定不妊治療助成件数は、平成25年度まで年々増加したが、平成27年度以降減少。

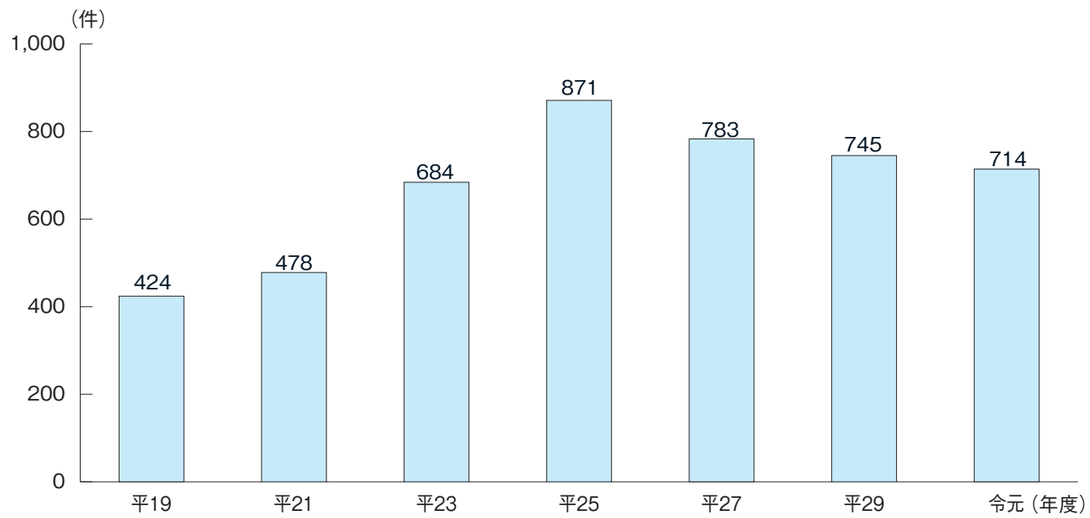

（注）「特定不妊治療」の対象となる治療は、体外受精および顕微授精。
（資料）北九州市子ども家庭局

図97　20歳未満の人工妊娠中絶件数の推移（北九州市）

北九州市、全国ともに平成12年をピークに20歳未満の人工妊娠中絶件数は減少している。

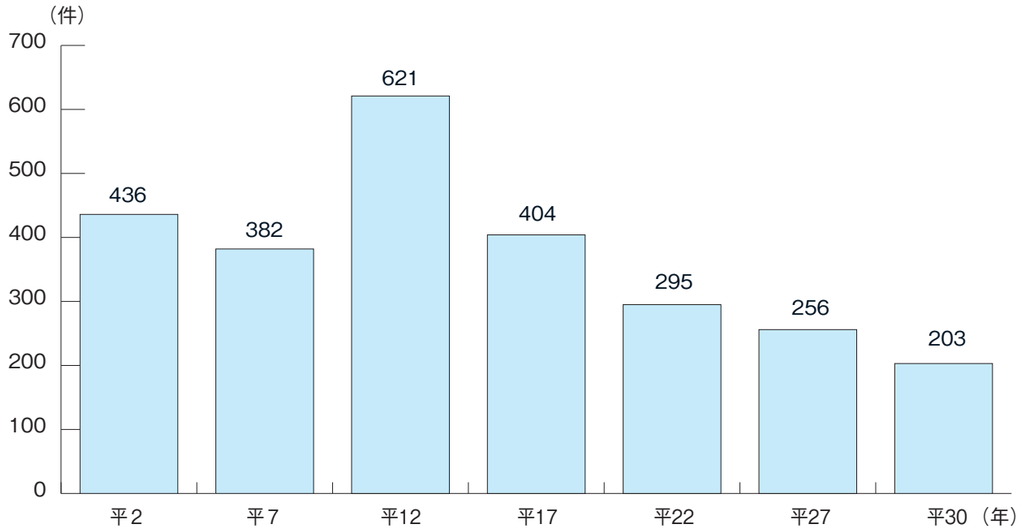

（資料）北九州市保健福祉局『北九州市衛生統計年報』

図98　20歳未満の人工妊娠中絶件数の推移（全国）

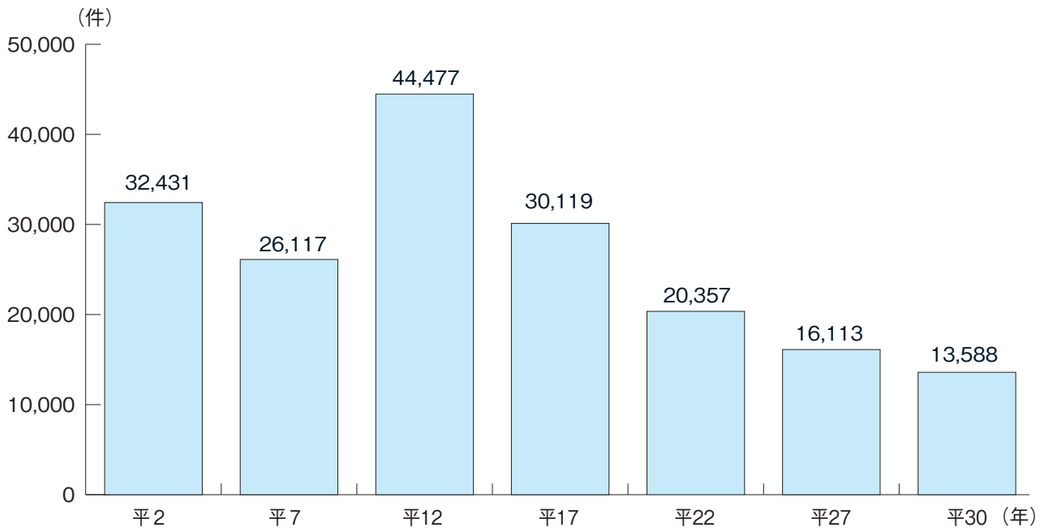

（注）『母体保護統計報告』により報告を求めていた平成13年度までは暦年の数値であり、『衛生行政報告例』に統合された平成14年度からは年度の数値である。
（資料）厚生労働省『母体保護統計報告』『衛生行政報告例』

図99　人工妊娠中絶実施率の推移（北九州市、全国、人口千対）

北九州市の人工妊娠中絶率は、各年齢ともに全国より高め。北九州市、全国ともに人工妊娠中絶率は減少傾向。

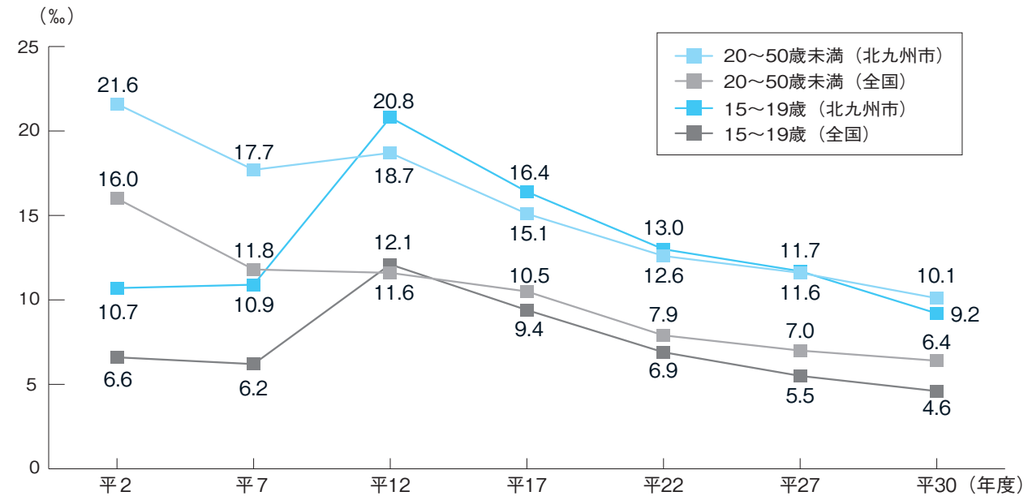

（注）人工妊娠中絶実施率＝人工妊娠中絶件数/女子人口×1,000
『母体保護統計報告』により報告を求めていた平成13年度までは暦年の数値であり、平成14年度からは年度の数値である。
（資料）厚生労働省『母体保護統計報告』『衛生行政報告例』、北九州市保健福祉局『北九州市衛生統計年報』

【リプロダクティブ・ヘルス／ライツ】

1994年、カイロ国際人口・開発会議の「行動計画」および1995年の第４回世界女性会議の「北京宣言及び行動要綱」で採択された文章に基づいています。

◆リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）
「人間の生殖システム、その機能と活動過程全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。

◆リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）
「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。

図100　性犯罪被害の推移――強制わいせつ（北九州市）

「強制わいせつ」の認知件数は、平成27年まで増加を続け、以後減少傾向。

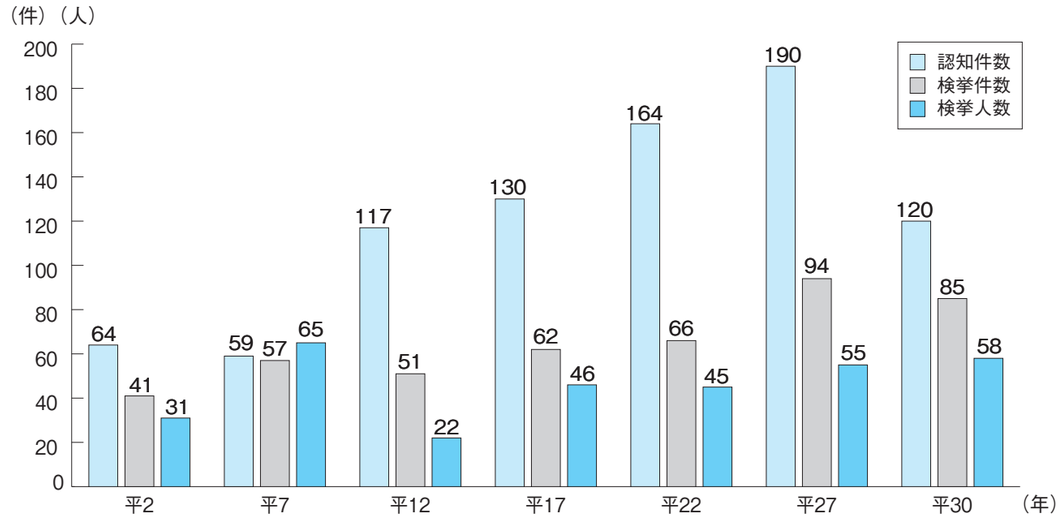

（注）平成12年までは、門司、小倉北、若松、八幡東、折尾、戸畑、北九州水上、各警察署の合計。
　　平成17年からは、門司、小倉北、若松、八幡東、折尾、戸畑、各警察署の合計であり、中間市、遠賀郡を含む。
（資料）北九州市企画調整局『北九州市統計年鑑』

図101　性犯罪被害の推移――強制性交等（北九州市）

平成27年は、平成22年と比較すると「認知件数」は約２倍、「検挙件数」は３倍、「検挙人数」は約４倍となり、平成30年はやや減少した。

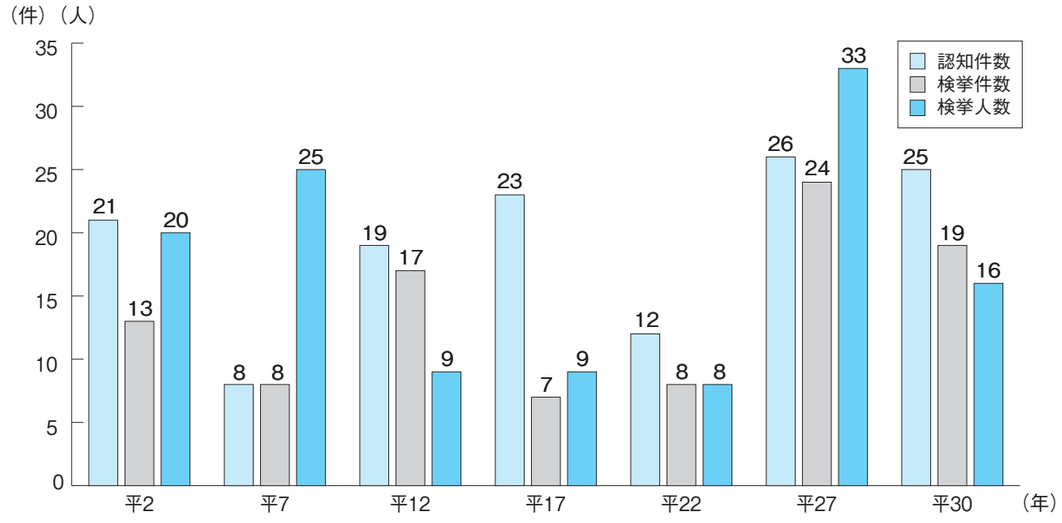

（注）平成12年までは、門司、小倉北、若松、八幡東、折尾、戸畑、北九州水上、各警察署の合計。
　　平成17年からは、門司、小倉北、若松、八幡東、折尾、戸畑、各警察署の合計であり、中間市、遠賀郡を含む。
（資料）北九州市企画調整局『北九州市統計年鑑』

図102　性犯罪被害の推移――ストーカー（北九州市）

「ストーカー」の相談件数は増加傾向を示し、令和元年度は平成27年度の約1.8倍に増加した。

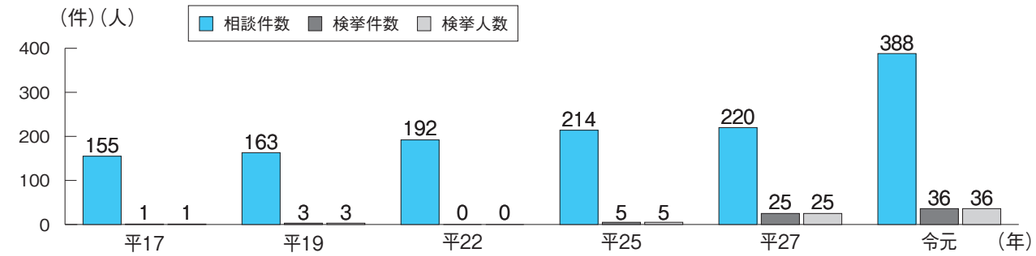

（注）遠賀郡、中間市を含む。
（資料）福岡県警察本部

図103　性犯罪被害の推移――人身取引（北九州市）

「人身取引」は、認知件数、検挙件数ともにほぼ横ばい。

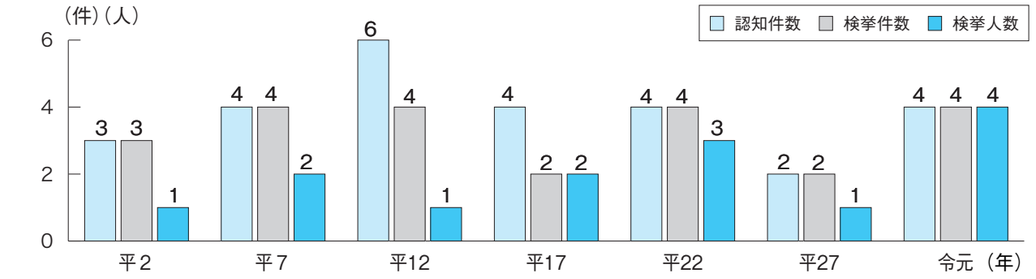

（資料）福岡県警察本部

図104　性犯罪被害の推移――売春関係（北九州市）

売春防止法違反（勧誘、周旋など）件数は、平成７年以降おおむね減少傾向。

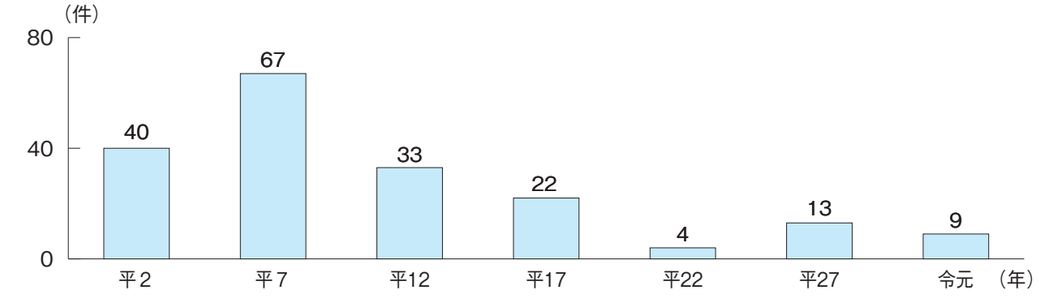

（資料）福岡県警察本部

図105　北九州市立男女共同参画センターへのDV、セクハラ、ストーカー、性被害相談件数の推移

「DV」の相談件数は、他の相談件数を引き離して多いが減少傾向にある。

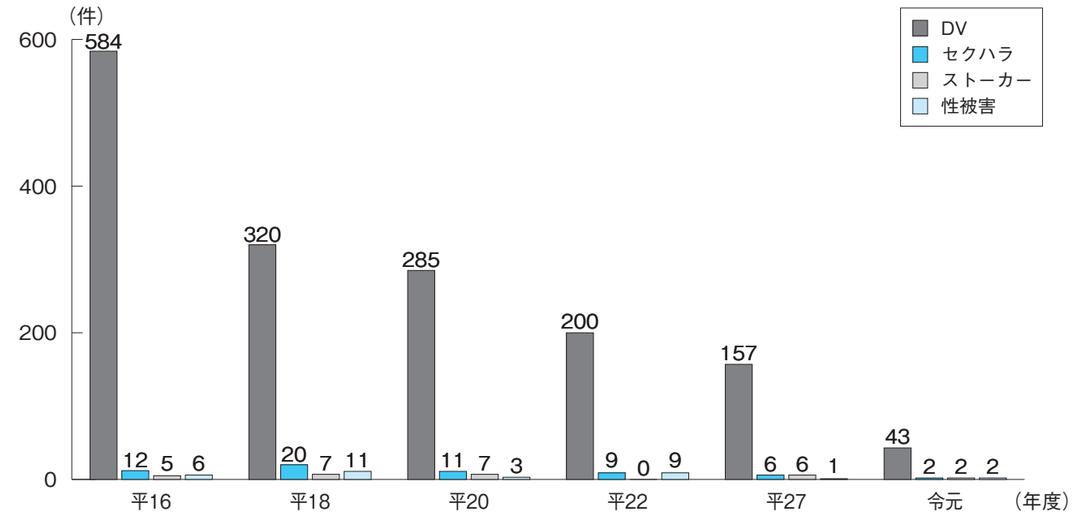

(注)「一般相談」「人権相談」「法律相談」へのDV相談件数を合計した数。
(資料) 北九州市立男女共同参画センター・ムーブ『事業概要』

図106　北九州市の相談窓口におけるDV相談件数の推移

北九州市の相談窓口における相談件数は、平成23年まで増加、以降やや減少に転じる。

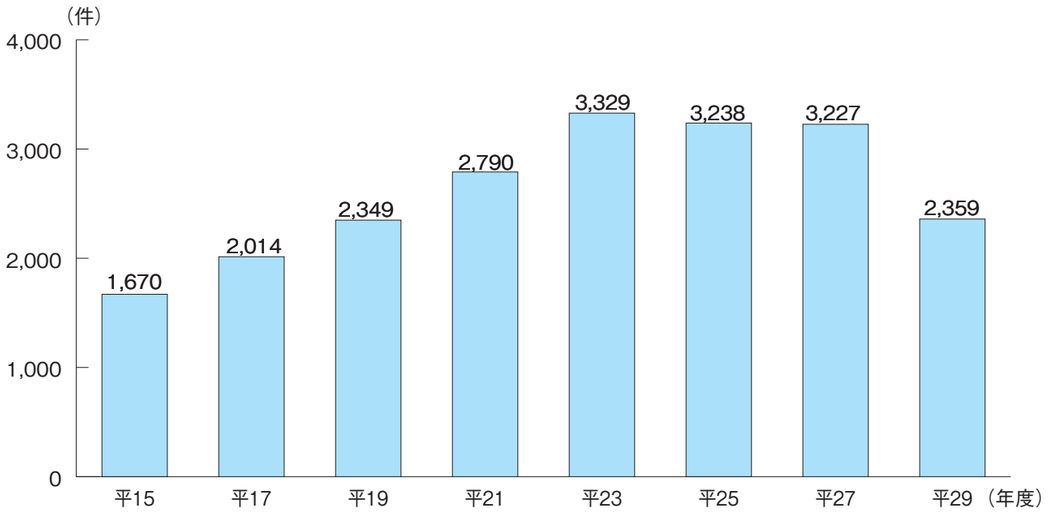

(注) 相談窓口（各区子ども・家庭相談コーナー、北九州市立男女共同参画センター、北九州市配偶者暴力相談支援センター）の総相談件数（電話、来所、訪問の延べ件数）
(資料) 北九州市総務局『第４次北九州市男女共同参画基本計画』

図107　北九州市配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数、新規相談件数および緊急一時保護件数の推移

相談件数は平成26年をピークに減少に転じるが、新規の相談者はほぼ横ばいである。女性からの相談が圧倒的に多く、男性からの相談は令和元年度は全体の8.3%。

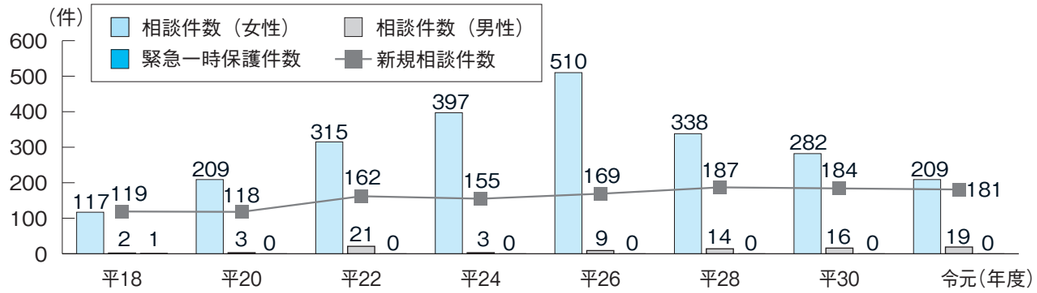

(注) 北九州市配偶者暴力相談支援センターは平成18年４月18日開設。
(資料) 北九州市配偶者暴力相談支援センター

図108　配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移（全国）

全国の配偶者暴力相談支援センターの相談件数は年々増加。圧倒的に女性が多い。

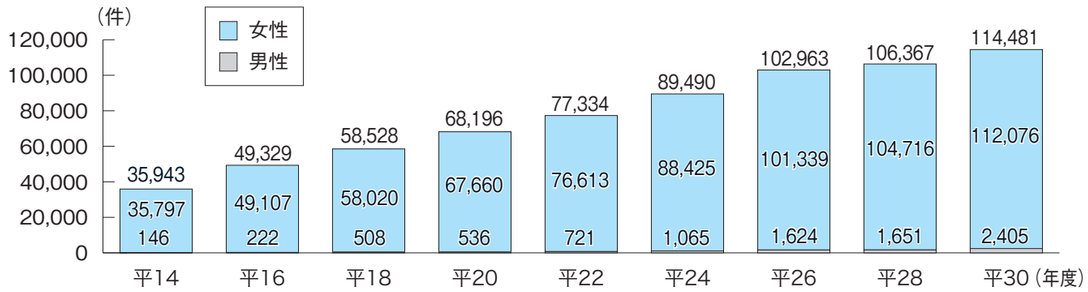

(資料) 内閣府男女共同参画局

図109　配偶者暴力件数の推移（北九州市）

配偶者暴力の相談件数、被害者数は平成22年度以降増加傾向にあり、令和元年度は平成19年度の約５倍に増加。検挙件数は０～２件で推移。

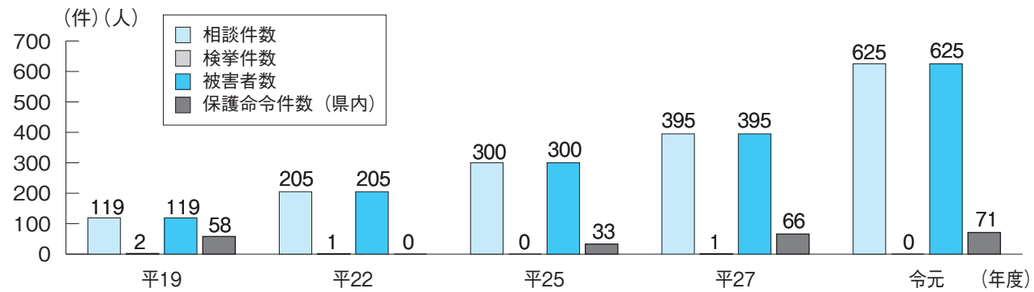

(注) 各年度12月31日現在。北九州市内警察署（遠賀郡、中間市を含む。）
(資料) 福岡県警察本部

図110　配偶者などからの暴力被害経験の割合（北九州市、平成29年）

配偶者からの暴力被害経験の割合は、男女とも「精神的暴力」がもっとも高く、女性の３人に１人、男性は約５人に１人が被害を体験。図111の全国と比較すると、配偶者からの暴力被害は、女性の場合「身体的」「精神的」「性的」暴力の割合が全国より高い。

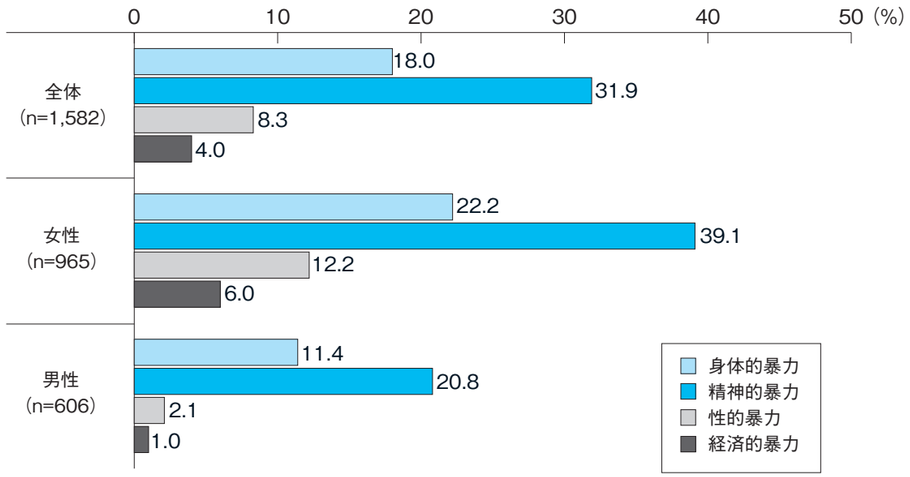

（注）全体のサンプル数には、性別の無回答を含む。
（資料）北九州市総務局『北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書』

図111　配偶者などからの暴力被害経験の割合（全国、平成29年）

配偶者からの暴力被害経験の割合は、男女とも「身体的」が最も高く、女性は約５人に１人、男性は７人に１人が被害経験を持ち、次いで「精神的」「性的」の順に多い。女性は「経済的」が男性の約６倍。

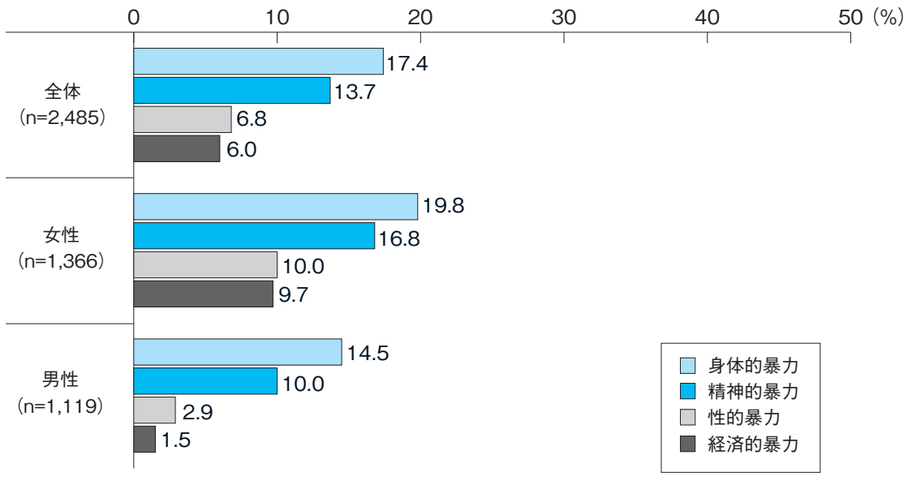

（資料）内閣府男女共同参画局『男女間における暴力に関する調査報告書』

図112　児童虐待対応件数およびその内容の推移（北九州市）

児童虐待対応件数は、経年増加の一途をたどる。特に近年は「心理的虐待」、次いで「身体的虐待」の件数が増加。

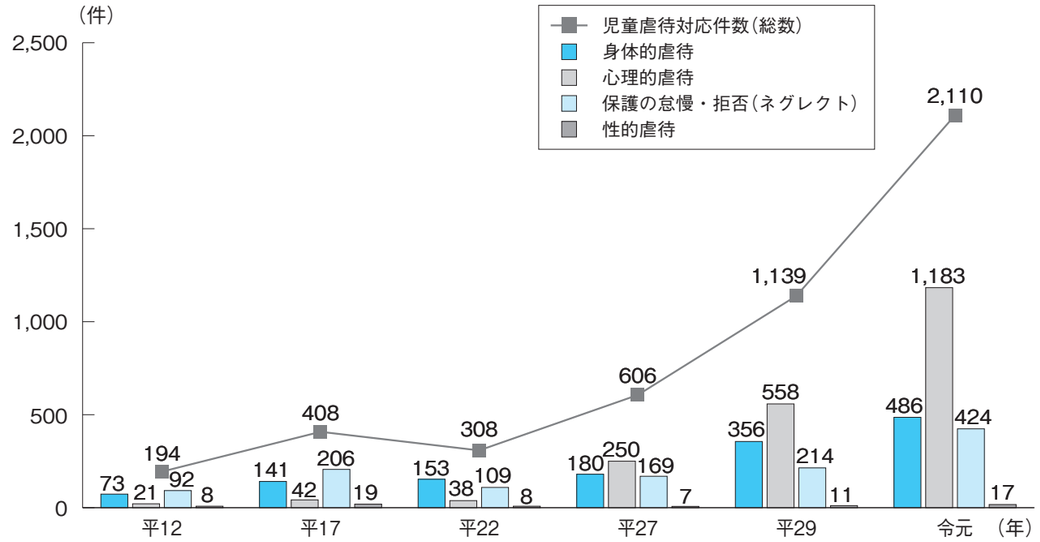

（注）北九州市児童相談所が対応した児童虐待件数および虐待内容。
（資料）北九州市子ども家庭局『北九州市子ども家庭レポート』
北九州市子ども総合センター『事業概要』

【SDGs（持続可能な開発目標）】

SDGsとは、Sustainable Development Goalsという英語の頭文字をとった略称で、「持続可能な開発目標」と訳します。2015年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」のことで、2016年から2030年までの地球規模の目標です。

SDGsは17の目標と、169のターゲットから構成されています。SDGsは開発途上国のみならず、先進国も取り組む普遍的なものです。

北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例

平成14年３月28日条例第16号
改正　平成14年６月24日条例第54号

目次

前文
第１章　総則（第１条－第７条）
第２章　男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的施策（第８条－第16条）
第３章　北九州市男女共同参画審議会（第17条）
付則

北九州市は、市民一人ひとりの人権が尊重され、安心して暮らすことができるまちづくりを進めている。これまで、多くの市民と協力しながら、男女平等の促進、女性の社会参画の支援、アジア地域との女性の地位向上に関する相互協力など北九州市の実情に応じた様々な取組を行ってきた。

しかしながら、男女の人権が尊重される社会を実現するには、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の急速な進展など北九州市の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力あるまちづくりを進める上で、男女が、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分発揮することができる社会の実現が求められている。

このような状況の中、男女が社会のあらゆる分野に共に参画し、共に喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の形成は、市政の重要課題である。

ここに、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、その実現に向けての基本理念を明らかにするとともにその方向性を示し、市民、事業者と協力しながら、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、個人の尊重及び法の下の平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり男女の人権が尊重される社会を実現すること並びに少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第３条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

２　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

３　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

４　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

５　男女共同参画社会の形成は、男女が互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、性に関する個人の意思が尊重され、生涯にわたる健康の保持が図られることを旨として、行われなければならない。

６　男女共同参画社会の形成の推進が国際社会における男女共同参画社会の形成に関する取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的な相互協力の下に行われなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条に定める男女共同参画社会の形成に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

２　市は、男女共同参画社会の形成の推進に当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携を図るとともに協力するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第５条　市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

２　市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する男女が、職業生活と家庭生活とを両立して行うことができるようにするための支援を行う等男女共同参画社会の形成の推進に取り組むよう努めなければならない。

２　事業者は、その事業活動に関し、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（人権侵害行為の禁止）

第７条　何人も、性別による差別的取扱い、配偶者等に対する暴力、セクシュアルハラスメント（性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。）その他男女間において相手方に身体的又は精神的苦痛を与える行為が人権を侵害する行為であることを認識し、これを行ってはならない。

第２章　男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第８条　市長は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

２　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的に講ずべき男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　市長は、男女共同参画基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北九州市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

４　市長は、男女共同参画基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

５　前２項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第９条　市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（市民の理解を深めるための措置）

第10条　市は、広報活動等を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

２　市は、基本理念に関する市民の理解を深めるため、学校教育、社会教育その他の教育活動にかかわる者に対して適切な支援を行うものとする。

（相談）

第11条　市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における市民からの相談を処理するため、関係機関と連携して、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（調査研究）

第12条　市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

（国際的な協力のための措置）

第13条　市は、アジアの地域をはじめとする海外の地域との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　市は、前項に規定する措置を講ずるに当たっては、国際社会における男女共同参画社会の形成と貧困、人口、開発等の問題とが密接に関連していることを考慮して、これを行うものとする。

（市民及び民間の団体に対する支援）

第14条　市は、市民及び民間の団体による男女共同参画社会の形成の推進に関する取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（男女共同参画センター）

第15条　市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び民間の団体による男女共同参画社会の形成の推進に関する取組の拠点となる施設として、男女共同参画センターを設けるものとする。

（年次報告）

第16条　市長は、毎年、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第３章　北九州市男女共同参画審議会

第17条　市に北九州市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議し、及び意見を述べること。

(2) 男女共同参画基本計画に基づき市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること。

(3) 前２号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務。

3　審議会は、委員25人以内で組織する。

4　男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の４未満であってはならない。

5　特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

6　委員及び臨時委員は、学識経験のある者、関係機関の代表者、市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

7　委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8　委員は、再任されることができる。

9　臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

10　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則　　抄

（施行期日）

1　この条例は、平成14年４月１日から施行する。

付　則（平成14年６月24日条例第54号）

この条例は、公布の日から施行する。

第４次北九州市男女共同参画基本計画 ～女性がいきいきと活躍できるまちを目指して～

計画の体系

女性活躍 =女性活躍推進計画　ＤＶ対策 =第３次DV対策基本計画

柱	施策の方向	具体的施策
Ⅰ あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大	1 企業、地域等の方針決定過程への女性の参画拡大	（1）企業、地域等における女性の参画拡大についての意識改革 （2）企業、地域等における女性リーダー育成の推進
	2 市の方針決定過程への女性の参画拡大	（1）市の付属機関及び市政運営上の会合への女性の参画促進 （2）市役所における女性職員の計画的な人材育成と登用の推進、職場風土の改革
Ⅱ 女性が活躍しやすい経済社会の実現	1 女性の就業・起業支援 女性活躍	（1）女性の再就職・キャリアアップ支援 （2）女性起業家等の育成・支援 （3）女性が働くことに関する相談機能の充実
	2 企業における女性活躍の推進 女性活躍	（1）女性活躍推進に向けた企業への意識啓発や情報発信 （2）企業における女性活躍の取組支援
Ⅲ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現 女性活躍	（1）企業におけるワーク・ライフ・バランス等の取組支援 （2）市役所におけるワーク・ライフ・バランス等の推進 （3）地域活動やボランティア等への参画促進
	2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実 女性活躍	（1）子育て環境の整備、充実 （2）ひとり親家庭への支援 （3）高齢者・障害者等の支援の充実
Ⅳ 男女共同参画意識が浸透した社会の実現	1 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進	（1）性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた広報啓発 （2）男女共同参画の啓発を進める市民団体等への活動支援
	2 男性にとっての男女共同参画の推進	（1）男女共同参画に関する男性の理解促進 （2）男性の家事育児、介護等家庭生活への参画促進
	3 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進	（1）男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 （2）男女共同参画の視点に立った進路指導、キャリア教育の推進 （3）子どもの健康教育・デートDVに関する理解の促進
	4 防災における男女共同参画の推進	（1）男女共同参画の視点や人権に配慮した地域防災対策の推進
Ⅴ 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の推進	1 女性に対する暴力の防止及び被害者の支援 ＤＶ対策	（1）配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成 （2）DV被害相談体制の充実 （3）DV被害者保護体制の充実 （4）DV被害者の自立支援の充実及び二次的被害防止や情報管理の徹底
	2 ハラスメント及び性犯罪等の防止	（1）ハラスメント等の防止に向けた広報啓発や相談の実施 （2）性犯罪等防止に向けた広報啓発や相談の実施
	3 生涯を通じた女性の健康支援	（1）若い世代における性の理解・尊重 （2）妊娠・出産期における健康管理の支援と健診の充実 （3）生涯を通じた女性の健康の保持・増進
	4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援	（1）高齢者、障害者、ひとり親、外国人の女性等が安心して暮らせるための相談の実施 （2）多様な性のあり方への理解の促進

男女共同参画に関する施策年表

年	世　界（国　連）	日　本	北九州市
1945年（昭20）	・国連憲章採択、国際連合設置	・衆議院議員選挙法改正、公布（婦人参政権）	
1946年（昭21）	・国連婦人の地位委員会設置の決定	・日本国憲法公布 ・戦後第１回衆議院総選挙で初の婦人参政権行使（女性立候補者79名中、39名当選）	
1947年（昭22）	・国連婦人の地位委員会の第１回会期開催	・教育基本法･学校教育法公布､施行（男女共学） ・婦人の日（４月10日）制定 ・労働省発足、婦人少年局設置	
1948年（昭23）	・国連総会「世界人権宣言」採択	・優性保護法公布（同年施行）	
1949年（昭24）		・家庭裁判所設置（全国49カ所） ・第１回婦人週間（４月10日～16日）	
1950年（昭25）	・国連総会「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択		
1951年（昭26）	・ILO第100号条約（男女の同一価値労働同一賃金）採択	・ILOに加盟	
1952年（昭27）	・ILO103号条約(母性保護に関する条約)採択（1954年発効） ・国連総会「婦人の政治的権利に関する条約」採択		
1954年（昭29）		・第１回婦人月間	
1955年（昭30）		・産休補助教員設置法公布	
1956年（昭31）		・売春防止法公布（1958年施行） ・国連に加盟	
1957年（昭32）	・国連総会「既婚女性の国籍に関する条約」採択（1958年発効）		
1960年（昭35）		・中山マサ、女性初の大臣（厚生省）	
1962年（昭37）	・国連総会「婚姻の同意、婚姻の最低年齢および婚姻登録に関する条約」採択		
1964年（昭39）		・母子福祉法公布、施行	
1967年（昭42）	・国連総会「婦人に対する差別撤廃宣言」採択	・ILO第100号条約（男女の同一価値労働同一賃金）批准	
1972年（昭47）		・勤労婦人福祉法公布、施行	
1975年（昭50）	・国際婦人年第１回世界女性会議開催（メキシコシティ)、「世界行動計画」採択	・総理府に婦人問題企画推進本部を設置 ・婦人問題企画推進会議開催 ・特定職種育児休業法成立(1976年施行)	・「北九州婦人のつどい」開催（～'84）
1976年（昭51）	・「国連婦人の十年」始まる（～1985年）	・戸籍法改正（離婚後の姓の自由選択)、施行	
1977年（昭52）		・婦人問題企画推進本部、「国内行動計画」策定（1977～1986年） ・国立婦人教育会館開館	・勤労婦人センター（現「西部勤労婦人センター“レディスやはた”」）開設
1979年（昭54）	・国連総会「女子差別撤廃条約」採択（1981年発効）		・北九州市婦人問題推進協議会設置

男女共同参画に関する施策年表

年	世　界（国　連）	日　本	北九州市
1980年（昭55）	・国連婦人の十年中間年世界会議開催(第２回世界女性会議、コペンハーゲン） ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 ・女子差別撤廃条約署名式	・女子差別撤廃条約に署名 ・民法および家事審判法改正（配偶者相続分引き上げ）（1981年施行）	・北九州市婦人問題懇談会設置
1981年（昭56）	・ILO第156号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）の採択	・「国内行動計画後期重点目標」策定	
1982年（昭57）	・国連女性差別撤廃委員会設置 ・国連総会「国際平和と協力促進への婦人の参加に関する宣言」採択	・女子差別撤廃条約批准にむけて国内法整備作業	・北九州市婦人問題懇談会が市長に提言
1983年（昭58）			・民生局福祉部に婦人対策室を設置 ・勤労婦人センターに婦人電話相談を開設 ・婦人が働くための体験交流会開催
1984年（昭59）	・「国連婦人の十年」―平等、発展、平和の成果を検討し評価するための世界会議のためのESCAP地域政府間準備会議開催（東京）	・国籍法および戸籍法の改正、公布（国籍の父母両系血統主義を採用、配偶者の帰化条件の男女同一化）（1985年施行）	・北九州市における婦人の実態調査実施、報告 ・北九州女性会議開催
1985年（昭60）	・国連婦人の十年ナイロビ会議（第３回世界女性会議）開催 ・「西暦2000年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・男女雇用機会均等法公布(1986年施行) ・国民年金法の改正（女性の年金権の確立）（1986年施行） ・女子差別撤廃条約批准、発効	・婦人の現状と施策の概要発行 ・北九州市婦人問題推進会議設置（北九州市婦人問題懇談会を改称） ・北九州女性カンファレンス開催 ・広報誌「女性北九州」を創刊
1986年（昭61）		・労働基準法改正（女子保護規定一部廃止、母性保護規定の拡充） ・婦人問題企画推進本部拡充（構成を全省庁に拡大、任務も拡大） ・婦人問題企画推進有識者会議開催 ・男女雇用機会均等法施行	
1987年（昭62）		・婦人問題企画推進本部、西暦2000年に向けての新国内行動計画を策定	・「北九州市における女性の現状と施策の概要パートⅡ」発行 ・東部勤労婦人センター“レディスもじ”開設
1988年（昭63）			・「日本女性会議'88北九州」開催 ・北九州市ルネッサンス構想策定
1989年（昭64、平元）	・国連総会「児童の権利に関する条約」採択（1990年発効）	・文部省、学習指導要領の改訂（高等学校家庭科の男女必修及び中学校の技術・家庭科における男女同一履修など）	・北九州市の女性に関する実態調査実施、報告 ・女性海外研修事業開始 ・ふるさと創生事業としてアジア女性交流・研究フォーラムの設立決定
1990年（平２）	・国連経済社会理事会「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する勧告及び結論」採択 ・ILO第171号条約（夜業に関する条約）の採択（1995年発効）		・北九州市女性プラン策定（「男女共同参画型社会の形成」を総合目標） ・「婦人対策室」から「市民局女性行政推進部」へ改組 ・「北九州市婦人問題推進会議」を「北九州市女性行政推進会議」に､「北九州市婦人問題推進協議会」を「北九州市女性行政推進協議会」に改称 ・北九州市女性プラン推進各区地域集会開催 ・アジア女性交流・研究フォーラムを設立
1991年（平３）		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第１次改正)」策定 ・育児・介護休業法公布（1992年施行）	・アジア女性会議開催 ・女性センター設置に関する意識調査実施

男女共同参画に関する施策年表

年	世　界（国　連）	日　本	北九州市
1992年（平４）	・国連環境開発会議「環境と開発に関するリオ宣言」「アジェンダ21」採択（リオデジャネイロ）	・初の婦人問題担当大臣任命	・「女性センター」基本構想策定 ・女性人材バンク設置 ・北九州市女性問題地域推進員（その後、男女共同参画地域推進員と改称）設置
1993年（平５）	・国連世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・中学校での家庭科の男女必須完全実施 ・パートタイム労働法公布、施行	・女性センター着工 ・各区役所まちづくり推進課に女性団体に関する事務を新設 ・アジア女性交流・研究フォーラム、財団法人となる
1994年（平６）	・国際家族年 ・ILO第175号条約（パートタイム労働に関する条約及び勧告）採択 ・国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択	・児童の権利条約批准、発効 ・高等学校での家庭科の男女必須実施 ・総理府に男女共同参画室設置 ・内閣に男女共同参画推進本部（婦人問題企画推進本部」を廃止）、「男女共同参画審議会」設置	・北九州市の女性に関する実態調査実施、報告 ・北九州市女性団体連絡会議結成
1995年（平７）	・国連社会開発サミット（コペンハーゲン）開催 ・第４回国連世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択（北京）	・ILO156号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）批准 ・「育児・介護休業法」の改正（介護休業制度の法制化）（介護休業に関する部分を1999年から実施）	・「北九州市女性プラン」改定 ・北九州市立女性センター“ムーブ”開所 ・女性が働きやすいシステムづくり推進協議会（職場編）発足
1996年（平８）	・児童の商業的性的搾取に反対する世界会議開催（ストックホルム）	・男女共同参画審議会答申「男女共同参画ビジョン―21世紀の新たな価値の創造」 ・男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 ・優生保護法を一部改正し、母体保護法公布、施行	・「男女共同参画フォーラムin北九州（名称変更）」開催 ・女性問題研修プログラム研究会発足
1997年（平９）		・総理府に男女共同参画審議会設置 ・男女雇用機会均等法改正（1999年施行） ・介護保険法公布（2000年施行）	・青年男女の共同参画セミナー開催（文部省委託事業） ・女性が働きやすいシステムづくり推進協議会（職場編）報告
1998年（平10）	・ILO第175号条約（パートタイム労働に関する条約）の採択	・特定非営利活動促進法（NPO法）施行 ・改正児童福祉法施行（放課後児童健全育成事業制度化） ・文部省「婦人教育課」を「男女共同参画学習課」に改称	・『北九州市女性白書'97』発行 ・女性が働きやすいシステムづくり推進協議会（地域・家庭編）発足
1999年（平11）	・国連総会「女子差別撤廃条約選択議定書」採択	・男女雇用機会均等法改正、施行 ・労働基準法改正、施行 ・男女共同参画社会基本法公布、施行 ・男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力のない社会を目指して」 ・食料･農業･農村基本法公布、施行（女性の参画の促進を規定） ・農林水産省「農山村男女共同参画推進指針」発表 ・少子化対策推進基本方針決定 ・児童買春・児童ポルノ処罰法公布、施行 ・労働者派遣法改正、施行	・女性が働きやすいシステムづくり推進協議会（地域・家庭編）報告 ・地域団体男女共同参画問題PR事業開始 ・北九州女性労働関係機関連絡会議発足

男女共同参画に関する施策年表

年	世　界（国　連）	日　本	北九州市
2000年（平12）	・国連総会「児童売買・売春及びポルノに関する児童の権利条約選択議定書」採択 ・国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク）、「政治宣言及び成果文書」採択 ・国連ミレニアム宣言の採択 ・ILO第83号条約（母性保護条約）の改定案採択	・日本学術会議「女性科学者の環境改善に関する要望書」を森首相に提出 ・男女共同参画審議会答申「女性への暴力に関する基本的方策について」 ・男女共同参画審議会答申「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的考え方」 ・介護保険制度施行 ・児童虐待防止法公布、施行 ・ストーカー規正法公布、施行 ・男女共同参画基本計画策定	・「北九州市男女共同参画プラン」策定 ・「北九州市女性行政推進会議」を「北九州市男女共同参画会議」に改称 ・「北九州市女性行政推進協議会」を「北九州市男女共同参画推進本部」に改組
2001年（平13）		・内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置 ・「労働省」は「厚生労働省」に、「女性局」は「雇用均等・児童家庭局」に統合 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行 ・育児・介護休業法改正、施行	・北九州市の働く女性への支援に関する調査実施、報告 ・北九州市の男女共同参画社会に関する調査実施、報告 ・北九州市の高校生の就業意識に関する調査実施、報告 ・男女共同参画フォーラム（内閣府との共催）の開催 ・配偶者等への暴力に関する調査実施、報告 ・第10期北九州市男女共同参画会議、「男女共同参画の推進に関する条例の基本的な考え方について（提言）」を提出
2002年（平14）	・国連持続可能な開発に関する世界首脳会議開催（ヨハネスブルグ）		・男女共同参画に関する副読本作成 ・北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例施行 ・北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例改正、施行 ・「市民局女性行政推進部」が「総務市民局男女共同参画推進部」に改組 ・「北九州市立女性センター“ムーブ”」を「北九州市立男女共同参画センター“ムーブ”」に改称 ・第1期北九州市男女共同参画審議会設置 ・北九州市立男女共同参画センター“ムーブ”に「性別による人権侵害相談窓口」を開設
2003年（平15）	・第29会期国連女性差別撤廃委員会（日本政府報告に対する最終コメント―間接差別、女性に対する暴力、トラフィキング（人身取引）、マイノリティ女性・婚外子差別の問題を指摘）	・内閣府「チャレンジ支援策」決定 ・男女共同参画会議苦情処理・監視専門調査会「男女共同参画に関する情報の収集・整理・提供に関する調査検討結果について」 ・次世代育成支援対策推進法公布、施行 ・少子化社会対策基本法公布、施行	・「北九州市女性史編纂実行委員会」設立 ・第１期北九州市男女共同参画審議会答申「『（仮称）北九州市男女共同参画基本計画』の策定に当たっての基本的事項について」 ・北九州市DV対策関係機関連絡会議発足
2004年（平16）		・育児・介護休業法改正（休業制度の拡充、平成17年４月施行） ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正（元配偶者への拡大、暴力概念の拡大など）、公布、施行 ・刑法等の一部を改正する法律（性犯罪について法定刑引上げ、集団強姦等の新設）公布 ・人身取引対策に関する関係省庁連絡会議、人身取引対策行動計画を策定	・「北九州市男女共同参画基本計画」策定

男女共同参画に関する施策年表

年	世　界（国　連）	日　本	北九州市
2005年 （平17）	・第49回国連婦人の地位委員会開催、「北京＋10」宣言と決議を採択（ニューヨーク）	・次世代育成支援対策推進法改正、施行 ・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定	・北九州市立男女共同参画センター“ムーブ”開所10周年記念事業実施 ・北九州市女性史編纂実行委員会『北九州市女性の100年史～おんなの軌跡北九州』発刊
2006年 （平18）	・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（東京）	・男女雇用機会均等法改正（平成19年４月施行）	・北九州市の男女共同参画社会に関する調査実施、報告 ・北九州市配偶者暴力相談支援センター開設 ・男女共同参画センターおよび勤労婦人センターに指定管理者制度導入
2007年 （平19）		・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正（保護命令の拡充など）、施行 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「総務市民局男女共同参画推進部」が「子ども家庭局男女共同参画推進部」に改組 ・初の女性副市長就任
2008年 （平20）		・男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラム」策定 ・男女共同参画会議基本問題調査会「地域における男女共同参画推進の今後のあり方」報告 ・次世代育成支援対策推進法改正	・北九州市男女共同参画審議会答申「北九州市男女共同参画基本計画の策定（改定）に当たっての基本的事項について」 ・「第１回北九州市ワーク・ライフ・バランス表彰」決定 ・北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会発足 ・北九州市立男女共同参画センター“ムーブ”に「女性の就労応援相談窓口」を開設 ・市役所女性職員の活躍を推進するための基本計画「北九州市女性活躍推進アクションプラン」策定
2009年 （平21）		・男女共同参画シンボルマーク決定 ・育児・介護休業法改正（平成22年６月一部施行、平成24年７月全面施行） ・女子差別撤廃条約実施状況第６回報告審議	・「北九州市男女共同参画基本計画（第２次）」策定 ・「北九州市DV対策基本計画」策定 ・アジア女性交流・研究フォーラムが韓国・忠清南道女性政策開発院（CWPDI）と学術交流協定を締結
2010年 （平22）	・国連「北京＋15」記念会合（ニューヨーク）	・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改正 ・「第３次男女共同参画基本計画」策定	・デートDVの予防啓発に関するニーズ調査実施、報告
2011年 （平23）	・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）発足		・放課後児童クラブを設置するすべての小学校区において全児童化を実施 ・北九州市の男女共同参画社会に関する調査実施、報告 ・アジア女性交流・研究フォーラムが韓国・仁川発展研究院（IDI）と交流協力協定を締結
2012年 （平24）		・「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	・男女共同参画に関する副読本「レッツ」「ひびき愛」全面改訂 ・付属機関等における女性委員の参画率が目標の40％を達成

男女共同参画に関する施策年表

年	世　界（国　連）	日　本	北九州市
2013年 （平25）		・若者・女性活躍推進フォーラム開催「我が国の若者・女性の活躍推進のための提言」提出 ・ストーカー行為等の規制等に関する法律改正、施行 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律改正（生活の本拠を共にする交際相手からの暴力等にも準用、平成26年１月施行） ・民法第900条第４号の改正（嫡出子と非嫡出子の相続分が同等になる） ・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定	・北九州市女性団体連絡会議創立30周年 ・（公財）アジア女性交流・研究フォーラム財団設立20周年 ・北九州市男女共同参画審議会答申「北九州市男女共同参画基本計画の策定（改定）に当たっての基本的事項について」
2014年 （平26）	・第58回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「パートタイム労働法」改正 ・「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」（WAW! Tokyo 2014）開催（以後毎年開催）	・「第３次北九州市男女共同参画基本計画」策定 ・「第２次北九州市DV対策基本計画」策定 ・市長がイクボス宣言実施
2015年 （平27）	・第59回国連婦人の地位委員会「北京＋20」開催（ニューヨーク） ・第３回国連防災世界会議開催（仙台） ・UN Women日本事務所開設 ・ミレニアム開発目標（MDGs）達成期限年 ・「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げた「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択	・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定（以後毎年策定） ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布、一部施行 ・「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定 ・「第４次男女共同参画基本計画」閣議決定	・総務企画局に女性の輝く社会推進室設置 ・北九州市立男女共同参画センター・ムーブ開所20周年 ・北九州市における女性の活躍推進実態調査実施、報告
2016年 （平28）	・G７伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG７行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意	・「育児・介護休業法」および「男女雇用機会均等法」等の改正（平成29年１月施行） ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行 ・「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 ・「女性活躍加速のための重点方針2016」策定 ・女子差別撤廃条約実施状況第７回及び第８回報告審議	・「ウーマンワークカフェ北九州」開設 ・指定都市共同イクボス宣言実施 ・「北九州市ワーク・ライフ・バランス推進会議」を「北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会」へ改組
2017年 （平29）		・「育児・介護休業法」改正（平成29年10月施行） ・刑法の一部改正（強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等）（平成29年７月施行） ・「女性活躍加速のための重点方針2017」策定 ・「男女雇用機会均等法」（マタニティ・ハラスメント防止のため）改正 ・「育児・介護休業法」改正	・「北九州市ワーク・ライフ・バランス表彰」を「北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰」へ名称変更 ・北九州都市圏域共同イクボス宣言実施 ・市の付属機関等における女性委員の参画率が目標の50％を達成 ・「北九州イクボス同盟」設立 ・「北九州市の男女共同参画社会に関する調査」実施 ・総務省委託「北九州市未就業女性の活躍戦略策定事業」（女性の従業に関する実態調査）実施

男女共同参画に関する施策年表

年	世　界（国　連）	日　本	北九州市
2018年（平30）		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 ・「女性活躍加速のための重点方針2018」策定 ・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」成立 ・「セクシャル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の策定	・北九州市表彰に「男女共同参画功労」を新設 ・「第４次北九州市男女共同参画基本計画」の策定について（答申）
2019年（令元）	・W20日本開催（第５回国際女性会議WAW!と同時開催）	・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」施行 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正	・第４次北九州市男女共同参画基本計画策定 ・第３次北九州市DV対策基本計画策定
2020年（令２）	・「北京＋25」	「第５次男女共同参画基本計画」閣議決定	
2021年（令３）			・北九州市立西部・東部勤労婦人センター（レディスやはた・レディスもじ）閉館

北九州市立男女共同参画センター・ムーブ

平成７（1995）年７月、男女共同参画社会の実現を目指す活動と情報発信の拠点施設として、北九州市立女性センター（愛称ムーブ）の名前で開所。平成14（2004）年４月、北九州市立男女共同参画センターと改称。市民参画のもと、「知る、交わる、考える、生まれる」をコンセプトに、情報収集・提供、講座・講演会、セクシュアル・ハラスメント防止や男女共同参画等についての講師派遣による研修、市民活動支援・連携、相談などさまざまな事業を展開している。

なお、指定管理者制度導入により、平成18（2006）年から財団法人アジア女性交流・研究フォーラム（現公益財団法人）が指定管理者となる。

北九州市の男女共同参画統計データ集2020

令和３年３月発行

企画・編集　北九州市立男女共同参画センター・ムーブ
発行　北九州市立男女共同参画センター・ムーブ
〒803－0814　北九州市小倉北区大手町11番４号
電 話 093－583－3939
FAX 093－583－5107
http://www.kitakyu-move.jp
E-mail : move@move-kitakyu.jp

北九州市立
男女共同参画センター
ムーブ

〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11-4
TEL.093-583-3939 FAX.093-583-5107
ホームページアドレス http://www.kitakyu-move.jp
E-mail： move@move-kitakyu.jp